

第 3 回定例会会議録目次

第 1 日目 (平成 2 1 年 9 月 9 日)	頁
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 会期決定	3
○日程第 3 議長報告	3
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 議案第 1 号 平成 2 1 年度滝川市一般会計補正予算 (第 6 号)	7
○日程第 6 議案第 2 号 平成 2 1 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	
議案第 4 号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1 5
○日程第 7 議案第 3 号 平成 2 1 年度滝川市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	2 0
○日程の追加について	2 1
○日程第 8 議案第 5 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	2 1
○日程第 9 報告第 1 号 平成 2 0 年度決算に係る健全化判断比率について	2 2
○日程第 1 0 報告第 2 号 平成 2 0 年度決算に係る資金不足比率について	2 4
○日程第 1 1 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告	
認定第 1 号 平成 2 0 年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 2 号 平成 2 0 年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 3 号 平成 2 0 年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 4 号 平成 2 0 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 5 号 平成 2 0 年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 6 号 平成 2 0 年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 7 号 平成 2 0 年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 8 号 平成 2 0 年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 9 号 平成 2 0 年度滝川市病院事業決算の認定について	
議案第 6 号 決算審査特別委員会の設置について	

選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選
任について

	2 7
○休会の件について	3 1
○散会宣告	3 1

第 1 6 日目 (平成 2 1 年 9 月 2 4 日)

○開議宣告	3 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	3 5
○日程第 2 第 1 決算審査特別委員長の付託事件審査報告	3 5
○日程第 3 第 2 決算審査特別委員長の付託事件審査報告	3 8
○日程第 4 一般質問	4 0
1 番 渡 辺 精 郎 君	4 0
5 番 関 藤 龍 也 君	5 4
○議事延長宣告	6 2
9 番 大 谷 久美子 君	6 7
2 番 窪之内 美知代 君	7 5
7 番 山 口 清 悦 君	8 7
○延会の件について	9 5
○延会宣告	9 5

第 1 7 日目 (平成 2 1 年 9 月 2 5 日)

○開議宣告	9 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	9 9
○日程第 2 一般質問	9 9
1 0 番 荒 木 文 一 君	9 9
1 2 番 三 上 裕 久 君	1 0 4
1 1 番 堀 重 雄 君	1 1 0
4 番 清 水 雅 人 君	1 1 8
3 番 酒 井 隆 裕 君	1 3 4
○日程第 3 議案第 7 号 平成 2 1 年度滝川市一般会計補正予算 (第 7 号)	
議案第 8 号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の 給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	1 4 3
○議事延長宣告	1 5 2
○日程第 4 報告第 3 号 株式会社滝川振興公社の経営状況について	1 5 3
○日程第 5 報告第 4 号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況について	1 5 8
○日程第 6 報告第 5 号 株式会社滝川グリーンの経営状況について	1 6 4

○日程第 7	報告第 6号 監査報告について	
	報告第 7号 例月現金出納検査報告について	
	報告第 8号 監査報告について	1 6 6
○日程第 8	意見書案第1号 国外で作成された歯科補てつ物等の取り扱いに関する要望意見書	
	意見書案第2号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書	1 7 1
○日程第 9	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 7 2
○市長あいさつ		1 7 2
○閉会宣告		1 7 3

平成21年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

平成21年 9月 9日（水）
午前10時04分 開会
午後 2時06分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第 2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 4号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○追加日程

- 日程第 8 議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 9 報告第 1号 平成20年度決算に係る健全化判断比率について
- 日程第10 報告第 2号 平成20年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第11 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告
 - 認定第 1号 平成20年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 3号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 4号 平成20年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 5号 平成20年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 6号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 7号 平成20年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 8号 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 9号 平成20年度滝川市病院事業決算の認定について
 - 議案第 6号 決算審査特別委員会の設置について
 - 選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

て

○出席議員 (18名)

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	田村 弘 君	副市長	末松 静夫 君
教育長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
監査委員	宮崎 英彰 君	理事	飯沼 清孝 君
総務部長	高橋 賢司 君	総務部次長	高橋 一昭 君
市民生活部長	西村 孝 君	保健福祉部長	狩野 道彦 君
保健福祉部次長	橘 弘恭 君	経済部長	多田 幸秀 君
経済部次長	若山 重樹 君	経済部参事	佐々木 邦義 君
建設部長	大平 正一 君	教育部長	舘 敏弘 君
教育部指導参事	春田 淳一 君	教育部次長	河野 敏昭 君
監査事務局長	堀下 博正 君	病院事務部長	東 照明 君
病院事務部参事	居林 俊男 君	総務課長	伊藤 克之 君
企画課長	田中 嘉樹 君	財政課長	吉井 裕視 君
行政経営課長	五十嵐 千夏雄 君		

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋 康雄 君	次長	田湯 宏昌 君
書記	寺嶋 悟 君	書記	村井 理 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成21年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、17名であります。

遅刻の申し出は、山木議員でございます。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、大谷議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げますが、本日から9月25日までの17日間、第3回定例市議会が招集されたわけでありましてけれども、今回の選挙における国政における政策の転換というものが進んでいくというふうに思われますけれども、滝川市行政としては、進めなくてはならないことは粛々と議会のご審議をいただく中で進めていく必要があるというふうに考えております。時宜を得た第3回定例市議会になり、さらに提案

をした議案について十分ご審議をいただき、原案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以下、5点にわたって口頭でご報告を申し上げたいと思いますが、ペーパーで既にお配りをしているところがございますので、詳細についてはお目通しを賜りたいというふうに思います。

1点目は、名誉市民、高宮行男氏のご逝去についてでございます。滝川市名誉市民であります高宮行男氏が去る6月30日にご逝去なさいました。7月6日に明治記念館において、政財界、教育関係者等多数参列される中で、お別れの会が献花方式で行われました。本市からは、滝川市長、中田市議会議長、荒島國學院大學参与などが参列をさせていただきますと、市民の悲願でございました國學院女子短期大学の誘致活動など、先生の郷土滝川の発展に尽くしてくださいましたご功績をたたえて、心からご冥福をお祈り申し上げたところでございます。名誉市民がご逝去なされた際は、従来から市葬の礼をもって遇するという事としておりましたが、このたびは7月1日に近親者にて密葬がとり行われ、同じ日にお別れの会のご連絡がありましたので、市葬という運びには至りませんでした。許されるならば滝川においてお別れの会を開催をしたいというふうに考えております。また、弔慰金につきましては、故人の強い意向ということで丁重に辞退を受けたこともあわせて報告をさせていただきます。

2点目は、平成21年度普通交付税の交付額の決定についてでございます。去る7月の28日に平成21年度普通交付税について閣議報告がなされ、各地方公共団体に対する交付額が決定いたしました。滝川市の平成21年度普通交付税の交付額は64億2,881万円で、前年度比5.7パーセント、3億4,539万円の増となったところでございます。主な要因といたしましては、今年度新たに地域雇用創出推進費が創設されて、基準財政需要額に盛り込まれ、滝川市におきましても1億3,787万円が措置されました。このこと及び公立病院にかかわります財政措置が拡充をされて、基準財政需要額が増額されましたことによりまして、この一部経費が特別交付税の措置から普通交付税に移行されたことによりまして、滝川市においては8,677万円が増額された。そういうことなどによるものであります。平成21年度の現計予算は61億1,684万円で計上しておりますので、現時点では3億1,197万円の増であります。なお、平成21年度の臨時財政対策債と合わせますと70億3,173万円となり、前年度と比較いたしますと8.6パーセント、5億5,983万円の増であり、現計予算との比較では3億1,159万円の増となりました。なお、先般今年度の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定が決定をされました。これに伴いまして、公務員給与を積算根拠に含んでおります普通交付税が再算定となる可能性が高いというふうに思っております。したがって、このことに伴いまして、今回決定された交付額が減額となるということも想定されるところであります。

3点目は、広域ごみ処理に関する検討の経緯でございます。株式会社エコバレー歌志内の焼却施設にかわる新たな処理施設を整備するため、8月31日に中・北空知地域ごみ処理検討会議、5市9町の全体会議でございますが、開催されました。既に7月の29日に3組合で可燃ごみ処理方法の調査を委託をしております。この報告書をもとに検討が行われましたけれども、その結果、2点について決定をいたしました。1点目は、固形燃料化処理について、焼却処理と固形燃料化処理

と2つについての処理方法の調査を委託をしたわけでありませんが、このうち固形燃料化処理についてももう少し検討させてほしいという一部の市町がございまして、検討期間を設けることといたしました。しかし、焼却処理施設の整備に要する時間、期間的な制約がありますために、焼却処理施設の整備に関する事務的な作業については全市町合意の中に着手することといたしました。この検討期間については、1カ月、9月末日ということも確認をされた事項であります。2点目は、新たな処理施設の整備を進めるため、諸事務手続を進め、3組合及びその構成14市町のごみ処理基本計画の見直しを進めるということが決定をされました。時間的制約がございまして、滝川市としては新たな処理施設を整備するために必要な事務については遅滞なく進めて、処理方式決定後はその方向に沿って迅速に事業を進めてまいりたいと考えて、全体の会議に意見反映をするつもりであります。

4点目は、農作物の生育状況についてでございます。9月1日現在の生育状況でございますが、7月に雨が多かったということと日照時間が少なかったことから、全般的に生育状況はおくれております。主な作物について申し上げます。水稻は、生育は平年より6日おくれ、登熟がおくれており、いもち病が散見されるという状況にあります。個々の農家によりまして差はありますけれども、不稔もみの割合が平年よりやや多い状況のようであります。ただ、中空知の場合は、その割合は他地域に比べて若干少ないという報告も受けております。大豆は、平年より5日おくれ。タマネギは、玉の肥大は良好でございますが、8月中旬の降雨の影響によりまして収穫作業がおくれております。リンゴにつきましては、生育状況は平年並みであります。果実の肥大も平年並みでございますが、春先の天候の影響で、リンゴのおしりに黄色っぽいしみ状のもの、さびと言っていますが、さび果が品種全般で多いために、価格への影響が心配されるところでございます。小麦につきましては、既に収穫を終えておりますけれども、現在乾燥調製施設で調製中でございますことから、品質、収量について詳細な報告ができる状況にはありません。ただ、秋まき小麦につきましては、量的に平年の80パーセント程度ではないかという観測がなされております。春まき小麦については、ハルユタカ、春よ恋ともに、やはり量的にも品質的にも秋まき小麦、春まき小麦あわせて余り期待できる状況ではないのではないかとこのことを心配をいたしているところであります。乾燥調製施設での調製結果が待たれるところであります。生育状況というよりは、収量と価格との関係であります。トマトについては、収量は少ないけれども、現状では価格が高く推移をしているということがございます。デルフィニウムも比較的高価格で推移しているという状況がございまして、この高値が続けば、収量の減少、減収というものを幾分でも穴埋めできるのではないかとこのように、比較的高価格が維持されることを期待をしているところでもあります。

5点目は、ねんりんピック2009北海道・札幌大会、マラソン交流大会についてであります。9月6日に、コスモスマラソンとあわせて開催をされました。ねんりんピックには全国から308人、コスモスマラソンも全国、全道から1,021人、計1,329人のランナーが参加して、盛大に行われました。ねんりんピック滝川市実行委員会及びたきかわコスモスマラソン実行委員会並びにご支援をいただきました多くの関係機関、団体の各位の皆様方には、長い期間万全の準備を進めていただいたことが成功に結びついたものであり、感謝を申し上げます。また、多くの市民の皆さん方の応援も好感を呼んだということもご報告を申し上げたいと存じます。

以上、5点にわたって口頭でご報告をさせていただきました。

以上をもって行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を行います。教育長。

○教育長 おはようございます。お手元に配付をしております教育行政報告のほか2点、口頭でご報告をさせていただきます。

まず初めに、小中学校におけるインフルエンザ様疾患の集団発生についてでございます。インフルエンザ様疾患の発生は、8月24日月曜日に明苑中学校で集団発生が確認をされ、学校医と相談し、直ちに24日の午後から5日間の1学年の学年閉鎖を行ったところです。小学校では、8月26日、東小学校で第5学年、第6学年で集団発生が確認され、同じく学校医と相談の上、27日から5日間、同学年の学年閉鎖を行いました。また、9月3日からは、第1学年の学年閉鎖も実施しております。これ以降、第三小学校において5、6年生が7日間、第二小学校で3年3組が6日間の学級閉鎖、6学年が5日間の学年閉鎖、西小学校において6学年が6日間の学年閉鎖ということで、順次インフルエンザ様疾患の発生があり、それぞれ学校医と相談の上、学級閉鎖または学年閉鎖を実施をしてきております。本日現在で学年閉鎖を行っている学校は東小学校の第1学年のみで、閉鎖は本日で終了する予定となっております。インフルエンザの対応につきましては、5月の連休前から、いわゆる新型インフルエンザへの対応ということで、小中学校に対し、児童生徒の健康状況の把握、保護者への新型インフルエンザの説明文書の配付など、注意喚起と感染予防に努めてまいりました。このたびの集団発生に対しましては、直ちに保健医療機関と協議し、8月25日には西高等学校、26日には全小中学校に、また28日には社会教育施設の27施設に消毒液を配備いたしました。また、同じく28日には、マスク1,000枚を小中学校に配付しております。現在小中学校におけるインフルエンザの罹患率は減少してきておりますけれども、全国的にはこれから拡大が想定をされるということですから、先般出されました道教委の基準も踏まえて、引き続き今後も小中学校における欠席者の動向を把握しながら感染の防止拡大に努めてまいります。

次に、市立図書館の関係ですが、図書館の街なか移転について、社会教育審議会に対して平成21年2月27日付で諮問を行い、8月20日付で答申を受けました。今回の答申は、図書館街なか移転に向けて施設の魅力的なあり方についてご審議をいただいたものです。審議会の8名の委員さんのほか、さらに16名の図書館街なか移転検討部会を設置をして、図書館にかかわりのある各団体の皆様のご意見も聴取し、議論していただきました。答申の内容についてですが、まず移転の場所については市役所庁舎2階を想定をしています。これは、新図書館が市役所の中に移転することによって、地の利を生かすことで、より市民に役立ち、街なかのにぎわいにも資する図書館となると判断されたためです。立ち寄り型図書館として、にぎわい、触れ合い、結び合いの機能が広がることを期待するものです。続いて、施設を魅力あるものとするため、6つの提言を受けています。1点目として、居心地のよい明るい雰囲気 of 図書館の環境をつくること。2点目として、子供に配慮した図書館づくりをすること。3点目として、駐車場、駐輪場の整備、確保をすること。4点目、命の大切さを伝える事業を行い、図書館と学校との連携を行うこと。5点目、図書購入費をしっかりと確保すること。6点目、地域の資料は地域で残すことであります。教育委員会としては、この貴

重なる提言を受けまして、今後作成する図書館の運営計画や基本設計に盛り込んでいく考えです。

以上で報告を終わります。

○議 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

○議 長 日程第5、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 おはようございます。それでは、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、現下の経済危機に対する連続的な対策として、新たに緊急雇用創出事業について8事業を追加して実施するための事業費及び国の21年度補正予算に計上された子育て応援特別手当の早期支給を実施するための事業費に加え、去る7月19日から20日にかけての発達した低気圧による大雨被害の復旧に要する経費、また平成20年度の事業費の確定に伴う国、道支出金の精算などが主な内容となっています。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億920万8,000円を増額し、予算の総額を202億4,754万5,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

3ページから7ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額44万2,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。住民基本台帳カードにつきましては、普及事業として身分証明書を持っていない方及び運転免許証返納分については発行手数料の一部無料化を実施したことや電子申請、いわゆるイータックスで確定申告を行った場合に所得税控除を受けられる期間が平成22年度まで延長されたことなどにより、今年度のカード発行状況が当初予算で積算していた発行枚数を大きく上回る見込みであり、カードの在庫枚数が年度内には不足する状況となることから、カードの追加作成に係る経費について補正したいとするものであります。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額3,835万円の増額につきましては、子育て応援特別手当給付に要する経費の補正でございます。国の平成20年度2次補正に基づく子育て応援特別手当については、3歳から5歳まで、第2子以降の子供を対象として現在支給を実施しているところであり、8月31日現在99.6パーセントの支給率となっているところです。これに引き続き、国の平成21年度1次補正予算に基づく子育て応援特別手当について国の交付要綱が決定され、通知がありましたことから、12月11日の申請開始に向けて万全の準備を整え、早期の支給に努めるため、今議会において補正したいとするものであります。今回の子育て応援特別手当については、

支給対象を拡大し、3歳から5歳までの子供がすべて対象とされており、滝川市においては支給対象1,000人を見込んでいます。また、支給額は、1人当たり3万6,000円と20年度と同額となっているところでございます。

4款1項3目保健センター費、補正額30万円の増額につきましては、歯科保健業務に要する経費30万円の補正でございます。歯科保健衛生に役立てていただきたいとの寄附者の意向により、ご寄附を賜りました30万円を財源とし、歯科検診や健康教育において市民の方が直接自分の目で口腔内の細菌等を視認することが可能になるマイクロスコープテレビシステムを購入し、歯科保健における1次予防を推進してまいりたいと考えております。

4款1項6目他会計繰出金、補正額129万3,000円の増額につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の補正でございます。議案第2号 国民健康保険特別会計補正予算に関連するものでございますが、平成21年10月からの出産一時金の額の引き上げに伴う経費のうち一般会計負担分について、国民健康保険特別会計へ繰り出すための補正でございます。

5款1項1目労働諸費、補正額3,089万2,000円の増額につきましては、緊急雇用創出事業に要する経費の補正でございます。緊急雇用創出事業につきましては、さきの第1回臨時会におきまして既に6事業について議決いただき、非正規労働者や中高年齢者等の失業者に対して雇用、就職機会の創出を図ってきたところでございます。滝川市としては、さらなる雇用創出を図るため、道に対し、新たに8事業の追加要望を申請していたところですが、このたび内示を受けたことから、補正したいとするものです。事業の内訳については説明欄のとおりでございますが、滝川市の人事記録のデータベース化、歴史写真、広報写真のフィルム等15万点の写真資料のデジタル化、滝川市内の保育所等の敷地内の草刈り、遊具の点検等の環境整備、滝川市内の下水道雨水管の現地調査、台帳整備、交通バリアフリー化を推進するための基礎的調査として、JR滝川駅から滝川市役所及び滝川市立病院の経路について歩道部の高低差等現況調査、滝川市都市計画道路の見直しに当たり、対象路線の地権者及び建物所有者に周知を行うための登記記録等調査、滝川市内の公園施設のさく等塗装などの環境整備業務、滝川市内各学校の学校図書室の図書の整備による利用しやすい読書環境の構築、活性化などを目的として新たに雇用機会の確保を図っていききたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。6款1項4目農地費、補正額23万4,000円の増額につきましては、農地・水・環境保全向上対策に要する経費の補正でございます。滝川市が北海道農地・水・環境保全向上対策協議会において空知管内北空知ブロックの平成21年度代表幹事に就任したことに伴い、管内の活動組織を対象とした研修会の開催等、代表幹事としての事務を行うこととなったことから、事務費を含め、当事業の実施に必要となる額について増額補正したいとするものでございます。なお、追加経費の全額については、道補助金が追加交付されるものでございます。

7款1項1目商工業振興費、補正額100万円の増額につきましては、商業振興対策に要する経費の補正でございます。現行の中心市街地活性化に係る補助制度等の対象とならない商店会等を対象に、その振興に資すると認められる事業に対し、補助上限額100万円、期間を平成22年度までの2カ年に限定して集中的に支援する商店会等魅力アップ支援事業補助金を創設し、商店会等の

活性化を図りたいとする補正でございます。

8款3項1目河川維持費、補正額133万5,000円の増額につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。7月19日から20日にかけての大雨の際に江部乙川が増水し、内水排除を実施したことによる救急排水場操作業務に係る追加費用について補正したいとするものでございます。

10款4項中学校費、1目学校管理費、補正額100万円の増額につきましては、教材、教具等に要する経費の補正でございます。教育振興に役立てていただきたいとの寄附者の意向により、ご寄附賜りました100万円を財源とし、中学校学習指導要領に基づく伝統音楽の学習において活用する和楽器として文化琴28面を購入したいとするものでございます。

10款7項2目美術自然史館費、補正額90万円の増額につきましては、企画展に要する経費の補正でございます。9月26日から開催される北海道版画協会50周年記念、北の大地の創造者たち展につきましては、当初予算において事業費の計上をしているところでございますが、より多くの方に足を運んでいただくため、ワークショップの開催や周知、宣伝等、一層の事業の充実を図るべく、北海道に対し地域政策総合補助金の申請をしていたところでございます。今回その内示を受けたことに伴い、充実する分の事業費について補正し、展示の魅力アップを図るものでございます。

12款2項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額2,682万9,000円の増額につきましては、平成20年度国庫補助負担金及び道補助負担金の事業費確定に伴う返還金の補正でございます。主なものといたしましては、生活保護費国庫負担金1,771万1,000円、障害者自立支援給付費等国、道費負担金449万7,000円、その他462万1,000円となっております。

次のページをお開き願います。15款1項1目道路橋りょう災害復旧費、補正額323万7,000円につきましては、7月19日から20日にかけての大雨により、東滝川915号線ほか8カ所の市道についてのり面の崩壊等の被害が発生したことから、復旧費用について補正したいとするものでございます。

15款1項2目河川災害復旧費、補正額339万6,000円につきましては、同じく7月19日から20日にかけての大雨により、ポンクラ川ほか4カ所の河川についてのり面の崩壊等の被害が発生したことから、復旧費用について補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億920万8,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。15款3項3目土木費委託金133万5,000円の増、16款2項3目農林業費補助金23万4,000円の増、16款2項5目労働費補助金3,089万2,000円の増、16款2項6目教育費補助金90万円の増、16款2項7目民生費交付金3,835万円の増、18款1項4目衛生費寄附金30万円の増、18款1項7目教育費寄附金100万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金3,619万7,000円の増については、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1億920万8,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、5款1項1目労働諸費の緊急雇用創出事業に要する経費についてお伺いします。既に委員会等で説明受けておりますので、重複しないように質疑をしたいと思います。

まず、1点目ですが、この中で雇用期間が6カ月というのが10名分あるのですが、これについて、ことし4月の雇用保険法の改正で短時間就労者、つまりパートの方、普通の職員よりも短い時間で働く方々がそれまで1年を超える雇用で初めて一般の失業保険に該当になっていたのですが、こういう状況の中で、6カ月を超えて雇用すると該当になるというふうになりました。道に確認したら、この事業は6カ月だけれども、市でそれ以降別のことで雇用することには何の不都合もないというお話でした。そこで、働いてもらうということと雇用保険というのは、これが切れると必ず失業が待っているわけですから、できるだけ雇用保険に該当させるということをセットで考えるべきだというふうに思うのですが、そのためには100パーセント道支出金にプラスして、例えば3日分、3日分の10名とすれば30人、30人で1日1万円、約30万円の一般財源を使えばそういうことが可能になるわけです。そういう点を、今回の雇用でこの予算の範囲内で十分可能だというふうに思うのですが、検討することについてお考えを伺いたいと思います。

2点目は、今回のこの事業を決められる上で3つの重点を置かれています。1つ目は、特に資格を必要としない作業、これを最優先というふうに書いています。括弧労働系ともしています。2番目に、中高年齢者の就業機会を創出する事業。3点目に、パソコン入力など資格や経験を必要とする事業や滝川市が緊急に取り組まなければならない事業の順に計画を取りまとめというふうになっていますが、今回のこの8種類の事業を①、②、③で分けるとどのようになるのか、それぞれ1はどの事業とどの事業、2はどの事業とどの事業ということでお示しいただきたいと思います。

3点目は、この事業の中でバリアフリー現況調査とされているものは、中心市街地のバリアフリー調査ということで、将来の駅の跨線橋のエレベーターあるいはエスカレーター計画、これに資するような調査ということなのかどうかを伺いたいと思います。

4点目は、トータルで26名の雇用ということで、障がい者枠を設けることについてのお考えを伺います。今月は障害者雇用支援月間ということもありますので、そのお考えについて伺います。

最後に、いつも同じ傾向にあるということでは、コンピューター関係の仕事が多いと、データベース作成業務がこの緊急雇用の事業ではずっと多いという特徴があるのです。なぜなのかということをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑に対するご答弁を申し上げます。

まず、1点目の関係でございますけれども、雇用期間6カ月未満ということで、ことしの4月から雇用保険法が改正になって、今までは1年以上の見込みというのが6カ月以上の見込みと、その

ような改正になっているということは、十分承知をしております。今回の緊急雇用の事業そのものが6カ月未満ということでもありますので、私どもとしては事業内容によって当然雇用の時間あるいは期間、そういうものが変わってきます。今回の8事業においても2カ月から最長6カ月ということでもありますけれども、例えば現在市のほうでも病院を除くとトータル160名弱の臨時的任用職員を任用しておりますけれども、そのうちの86人、54パーセントは雇用保険に加入しておりません。これは、事業内容、事務内容が先ほどの6カ月以上の雇用見込み、さらにまた1週間当たりの所定労働時間が20時間以上というのが雇用保険の今の条件ですから、それに必ずしも合致をしないと、事業内容等により判断をするということでもあります。

それと、今回の緊急雇用、過去もそうなのですが、6カ月未満ということで一応国の補助要件が決まっております。単費でプラスするということは不可能ではないと思っておりますけれども、私どもとしては緊急雇用創出事業の補助要綱にのっとって、その範囲内の事業を計上したいというふうに考えております。したがって、雇用保険を適用するために単独でプラスするという考えは、現在のところ持ち合わせておりません。

以上です。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 これは、バリアフリーの基礎調査ということで考えてございます。これにつきましては、JR駅周辺と滝川市役所、市立病院を結ぶ路線での基礎調査ということで考えておりますが、この中には駅前広場ですとかバスターミナル、もちろん駅も含めた中での今後構想される基本構想の中にはエレベーター等のことも視野に入れていくということになるかと思っております。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 緊急雇用の関係ですけれども、この事業は、国の要件では離職を余儀なくされた非正規労働者あるいは中高年齢者の失業者に対しまして次の雇用まで短期の雇用、就業機会の創出を図るための事業ということになってございます。そういった意味から、短期の方をできるだけ多く雇用していくと、次の就業機会につなげていくといったことから、雇用保険の関係、該当にならないといった面が側面としてあるのかなというふうに思っているところであります。

それと、この事業を決める上で3つの要件、特に資格を必要としない作業労務系の事業計画を最優先してございますし、次には中高年齢者の就業機会を創出する事業、3番目としましてパソコン入力など資格や経験を必要とする事業、あるいは滝川市が緊急に取り組まなければならない事業の順に計画を取りまとめてございます。この3つを総合的に勘案しまして、事業の計画の認定を行っているところであります。ですから、この部分が労務系ですとか、この部分が中高年ですとか、この部分がパソコン、パソコンの部分についてはパソコンということで記載をしておりますけれども、その中でも中高年齢者がいたりとかということで、総合的な観点からこの事業を考えておりますので、この事業をそれぞれに分けるとすることについてはできかねるのかなというふうに考えてございます。

それと、障がい者枠につきましては、できるだけそういったことについても配慮していくという必要性はあるのかなというふうな認識をしているところでございます。

それと、最後になりますけれども、コンピューター関係が多いということでございますけれども、初期の緊急雇用と今回の緊急雇用、14事業中4事業がコンピューター関係というような認識をしてございます。どの部分をとって多いのかということでもありますけれども、14事業中4つの事業がコンピューターの関係であるということでもあります。滝川市の場合スキルアップセンターでパソコンの技術習得等を行っている方がいらっしゃると、資格、スキルを身につけられることによって、企業の求める人材育成にもつなげていくためのものということになってございますし、そういった面も配慮して事業の採択をしているところであります。

以上です。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、1点目ですけれども、少し市が単独でつなげば、極端なこと言えば1日でもいいのです。6カ月未満ということは、5カ月と15日なのか6カ月ちょつきりなのかわかりませんが、少なくとも6カ月を超えれば最低90日つくわけですから、90日つけば、職業訓練やれば最高2年の失業保険を受けられると。この方たちは、つなぎというふうにおっしゃいましたけれども、この仕事を失ったら、再び仕事につく保証というのは、滝川の有効求人倍率0.2で、日本全国の中でも最低です。最低の北海道の中のさらに最低の中空知ですから、そういう状況の中で、そういう施策を使う執念といいますか、きちっと市民の暮らしを支えるのだ、失業保険という制度があるのなら、それを使うのだという、そういう執念があれば今のような答弁は出ないというふうに思うのです。なぜそのように、30万円か50万円かわかりませんが、6カ月未満という雇用ですから、ここの部分に投資することによって10人が最低3カ月間、恐らく400万円とか、そういった収入が得られるわけです。そういうことに踏み込めないのか。少なくとも今までは1年間というハードルがわずか4カ月前にハードルが6カ月に下がったのです。政府は、余った雇用保険の留保をどんどん崩している最中なのです。それを使おうとしないというのは、至誠に欠けると言わざるを得ないと思うのですか、冷たいというふうに市民は思うというふうに思うのですが、いかがお考えでしょうか。執念が足りないというふうに市民は言うと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

次は、3つの条件で総合的だというふうに言われましたが、少なくとも労務、1番の特に資格を必要としない作業、労務系の事業計画は、2とは関連しますけれども、3とは関連しないですね、恐らく。労務系しかできない方がパソコンできるわけない。パソコンに挑戦させるということであればまた別ですけれども、そういうことは恐らく考えられていないというふうに思うのです。だから、1と2で構成している事業は、このうちのどれかということでお伺いをしたいと思います。

次に、労務系の仕事の必要性というのは滝川は特別高いのです、季節労働者が多いという建設業のまちですから。そういう点で、日常的にそういう業務をリストアップするという作業が弱いのではないのかなと。例えば今私が必要だと思うだけでも、市内の危険家屋マップの作成、危険かどうかというのは特に資格を必要としない労務系の方でも十分やれますから、地図上に落として写真撮るぐらいのことは1日指導すれば十分できますから、そういうことや、道路端に小砂利がたまっているところが市内でかなりあるのです。それが機械的な清掃で十分取れなくて、年じゅうそうなって

いるというところが結構あります。そういうところの清掃だとか、あと雨水升が詰まって雨水升の機能を果たしていないというのかなりあると思います。恐らく何千という単位であると思うのです。これの雨水升の清掃だとか、あと学校の整備というのは、これもきりないぐらいあるはずなのです。今回教育委員会からは、今回のは社会教育しか出ていないのですけれども、小中学校、西高まで含めた、例えば外の左官的なちっちゃい仕事ありますよね、材料費のほとんどかからないような、ああいうものとか植栽の整備だとか、そういうのは必ず、1人、2人を雇用するのは十分あり過ぎるぐらいあると思うのです。さらに、もっと考えれば、例えば高齢者世帯で冬囲いができないと、あるいは……

○議 長 質疑にしてください。

○清水議員 樹木がたくさんあって困っていると、伐採したいと、しかしお金がないというような家庭もおられる。そういうところに制度をつくってやるとか、そういうことを日常的にリストアップしないから、結果的にコンピューターの比重が大きくなるというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目のご質疑でございますけれども、ハードルが6カ月に下がって、そういう施策を打たないのは冷たいのではないかというご指摘でありますけれども、そういう発想というか、ご提言は理解できなくもないわけでありまして、ただ雇用保険の適用に重点を置いて、そののみをもって雇用政策を考えるべきかどうかという問題もあります。例えばそういう財源を雇用人数を多くする財源に結びつけるとか、そういうこともありますので、私どもとしては先ほど申し上げたとおり労働実態、業務内容、そういうものに応じた中で結果としてそれが雇用保険の適用要件に該当すれば、もちろん強制適用ということになりますので、そういう考え方でいきたいと考えております。

○議 長 経済部長。

○経済部長 事業の中の区分についてであります、特にパソコンの資格を要するという部分につきましては、写真資料のデジタル化事業、この事業が該当するのかなというふうに考えてございますが、この中でも雇用される方が中高年齢の方がいらっしゃれば②にも該当するといった形で、この3つを総合的に勘案して事業の採択をしておりますし、また雇用される方がどのような方になるのかによって該当される項目が変わってくるということにもなるということで、一概に①、②、③の区分けというのはできかねるのかなというふうに考えてございます。

また、今回の事業募集に当たりまして、市役所の中で各所属の中で、どのような事業が該当するのか、先ほど言いましたように特に資格を必要としない事業、労務系の事業計画を最優先するのだといった趣旨で事業計画をまとめているところであります。そういった中で、今回の追加の部分の事業というふうになってございます。

それとあわせまして、経済建設常任委員会の中でもお話しさせていただきましたように、滝川市枠としては1,500万円といった中で事業計画を定めたところでございますけれども、追加として1,500万円ということで、最終的に3,000万円の事業が可能になったと。できるだけ多

くの方に雇用の機会をとということで、担当課としても取り組んだところであります。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議 長 経済部長。

○経済部長 労務作業系の把握といたしますか、リストアップにつきましては、各所属の中でいろんな調整、建設部なら建設部、経済部なら経済部ということで、そういった中で把握をして、その把握をもとに今回の事業を組み立てたということでありまして、労務系の状況については、各所属の中での把握ということになるかというふうに思っております。

○議 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 1と2を足しただけでできるものも示せないというのは、3は明らかに別格ですから、資格を必要とする、あるいは滝川市が緊急に取り組まなければならないと。つまり1と2だけを満たす労働者を雇用する事業は、今回ないという答弁ですか。全部3の関係が含まれてくるという、バリアフリーだとか都市計画道路、あるいは下水道、雨水管台帳、これはそういう傾向があると思います。しかし、公園と保育所については、これは明らかに1と2の業務だというふうに思うのですが、そういう答弁が出ると、1と2にも3の要素があるのかと、つまり滝川市の通常の予算でやっているものを、どっちみちやらなければならないことをこの事業でやるのだと、そういうふうに我々解釈せざるを得ないのです。今回のこの緊急雇用の事業というのは、通常の予算ではできないことをやれと言っているわけでしょう。だから、本当にこの中に1と2だけで組まされた、要するに滝川としては緊急性はないと、真剣に取り組まなければならない事業ではないけれども、雇用創出のためにやる必要としない労務系であり中高年の就業を創出する事業というのがないという答弁なのです。そういうふうに解釈せざるを得ないので、そういう点に合致したご答弁をいただきたい。

それと、写真資料デジタル化については、これは明らかにパソコン操作経験者と書いてありますが、先ほどからスキルアップセンターというようなことを言われている。資料では、操作経験者、または資格なしも可というふうになっているのですが、資格なしも可という、そこに重点を置いてお伺いしたいのですが、本当に覚えたての人というか、これは単純作業だというふうに思うので、そういう方でも十分可能だなというふうには思うのですが、例えばその際資格なしも可ということであれば、パソコン何級とかワープロ何級とか、そういうものもないと、しかも経験も仕事でやったことはないというような人でも十分採用されると、採用対象になるというふうに考えていいのでしょうか伺います。

○議 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 事業の優先の関係でございます。前にもお答えしたとおり、3番目についてはパソコン操作経験者、または資格なしも可というようなことで募集をしていきたいというふうに考えてございます。先ほども申し上げましたが、この中に中高年齢者が入ってくる可能性もあるということでありまして。AとBとCがあって、BとCにかかわるものを無理やり分けると、案分してということもできるのかもしれないけれども、今の場合に事業がどういう形でいくのか、こちらとしては優先する項目、こういった項目があるので、その中で配慮した中で事業の展開を図っていきたいとい

うふうに考えてございますが、そういった中で分け切れないものを無理に分けると言われても、これは難しいものがあるのかなというふうに思っております。先ほど言いましたように、優先順位、優先項目を定めて、この事業計画を策定をしたということでもあります。

次に、写真資料のデジタル化についてであります。パソコン操作経験者、もしくは資格なしもというふうに記載をしております。資格がなくても、経験のある方が多くいらっしゃるのかなというふうに思っております。そういった中で、事業に合わせて、面接等を行いながら試験の選考に向けて取り組んでいくということになるのかなというふうに思っております。通常であれば、ワード、エクセル3級ですとか、そういうものをスキルアップセンターに行って取得をされている方もいるかもしれないですし、また資格を持っていなくてもそれに近い方がいらっしゃる。いろんな方がいらっしゃる中で、どういう方がこの事業にマッチするのかということに向けて取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第4号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第4号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、出産育児一時金の額の引き上げ、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の新設等を行うための補正でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ676万6,000円を追加し、予算の総額を53億5,378万7,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款4項1目出産育児一時金、補正額236万円の追加につきましては、出産育児一時金が本年10月より4万円引き上げられることに伴う増額と、支給件数が増加傾向にあることから年間見込み件数を38件から42件に補正したいとするものでございます。

2目支払手数料、補正額5,000円の新設につきましては、出産育児一時金が本年10月より医療機関等への直接支払制度が実施されることに伴い、新たに支払い機関である北海道国民健康保険団体連合会への支払手数料が発生することになったものでございます。

6款1項1目介護納付金、補正額315万1,000円の追加につきましては、本年度に実施された介護報酬改定、3パーセントアップを勘案し、増額補正したいとするものでございます。

8款2項1目保健衛生及び疾病予防費、補正額110万円の追加につきましては、本年度より後発医薬品、ジェネリックの普及促進事業の実施が保険者に求められており、意思表示カードの配付と後発医薬品にかえた場合の自己負担額の差額通知を実施するため、増額したいとするものでございます。

10款1項3目高額療養費特別支給金、補正額15万円の 신설につきましては、平成20年4月から平成20年12月までの間に75歳に到達した方について、誕生月の自己負担限度額を2分の1に緩和し、高額療養費特別支給金として差額を支給するものです。なお、平成21年1月からは、75歳到達月の高額療養費自己負担額が見直されており、同様の給付をしているところでございます。

以上、歳出合計で676万6,000円の追加となったところでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款2項1目財政調整交付金15万円の追加につきましては、高額療養費特別支給金の財源が特別調整交付金で措置されますので、歳出額と同額の補正をするものでございます。

2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金315万1,000円の新設につきましては、本年度の介護報酬改定により介護従事者の処遇改善を図ることから、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する目的で交付されることになったものでございます。

3目出産育児一時金補助金42万円の 신설につきましては、出産育児一時金の引き上げ額4万円のうち2分の1が新たに国から補助金として交付されることになったものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金129万3,000円の追加につきましては、出産育児一時金の引き上げ額4万円のうち補助金を除いた3分の2が新たに一般会計から繰り入れされることと年間支給計数の見込み等に伴うものでございます。

9款1項1目繰越金175万2,000円の増額につきましては、出産育児一時金の財源必要額65万2,000円と後発医薬品促進事業に要する経費110万円の財源を繰越金に求めたいとするものでございます。なお、後発医薬品促進事業につきましては、国と道の特別調整交付金から一

部が措置される見込みでございますが、交付要綱等が未定のため、繰越金に求めたいとするものでございます。

以上、歳入合計で676万6,000円の追加となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第4号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

趣旨でございますが、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、平成21年5月22日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同日から施行されました。この政令改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合に支給する出産育児一時金の額が暫定措置として4万円引き上げられるのに伴い、滝川市国民健康保険における出産育児一時金について健康保険法施行令等に準じ改定するため、滝川市国民健康保険条例を改正したいとするものでございます。

条例案の概要でございます。出産育児一時金の額、現行35万円を39万円に、産科医療補償制度等に加入する医療機関において出産した場合、現行38万円を42万円に改正したいとするものでございます。

議案第4号参考資料、滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。附則第1項に見出しとして施行期日を付する。附則第2項に見出しとして市町村合併に伴う経過措置を付し、附則に次の1項を加える。平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置として、第3項、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に行われた出産に係る出産育児一時金の支給に関する第5条第1項の規定の適用については、同項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附則で、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上で議案第4号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、2款の保険給付費の出産育児一時金に関して1点、まず産科医療補償制度に加入した場合は出産育児一時金が通常より多いわけですが、滝川の市立病院はもう既に加入しているというふうに、ことしから始まったのですけれども、その加入の有無について1点お伺いしたいと思います。

次に、健康なまちづくり推進事業に要する経費のジェネリックの普及促進のためですが、意思表示カードの配付はいつ、どのような形で行われるのか伺いたいと思います。

3点目に、自己負担額の差額通知の実施となっておりますが、この自己負担額の差額を計算し、通知するのはどのような方法で、どこが責任を持って、どのような形で通知することになるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 1点目のご質疑でございますけれども、当院では残念ながら出産を取り扱っておりませんので、その補償制度には入ってございません。

○議 長 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議 長 では、再開をいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長 ジェネリック医薬品の意思表示関係ですけれども、10月に郵送を予定しております。

それと、自己負担額の関係につきましては、今後詰めるということになってございますが、おおむね500円程度の自己負担と予想はしておりますけれども、詳細については今後詰めさせていただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 済みません。金額と件数を読み違えましたので、おおむね500件を予定しております。それと、自己負担の関係については、業者委託を考えてございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 よくわからないのですけれども、500円というのが何の金額かがよくわからないのですが、改めて500円という答弁をされた負担の額というのは何に係る負担なのかお聞きしたいというのと、私が聞いたかったのは、医療機関にかかって薬を処方してもらったときに、その薬がジェネリックでなかった場合に、ジェネリック医薬品を使用した場合にあなたの薬代、調剤費はこれだけ減りますよということを多分被保険者のほうに通知するのだと思うのですけれども、ジェネリック医薬費にかえますよと言ったとしても、扱っていない、例えば滝川の市立病院で見ると扱っているジェネリック医薬品って限られているのだと思うのです。業者に委託するという事になると、その業者はその病院がジェネリック医薬品を使っているのか、変更できるのかできないのかにかかわりなく、その薬に該当するジェネリック医薬品があった場合はこういうふうになりますよという通知をされるのか、その辺の仕組みがどうもよくわからないので、例えばかえてほしいという意思表示があったとしても、それが院外薬局でそのジェネリック医薬品がなければ、かえてほしいというのに対応できない危険性も生まれてくるのかなというふうに思うので、その辺がどんなふうになっているのかなという仕組みの問題なのですけれども、伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 金額の500円については、訂正、抹消させていただきます。

それと、ジェネリック医薬品の関係でございますけれども、医療従事者あてに、ジェネリック医薬品をお願いしますということでのカードといいますか、意思表示といいますか、それを表示して

いただきます。ただ、ジェネリック医薬品を処方することができない、ふさわしくない場合についてはその旨の説明をお願いしますということがそのカードの中に明記されることになってございます。ジェネリック医薬品の普及につきましては、パンフレット等も用意して周知関係に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議 長 どなたもできないのかな。

(何事か言う声あり)

○議 長 上程議案と今のは幾分ずれてはいるのですけれども、説明はこの場ですのかしないのかという部分がありますが、できるだけ今させますので。

(何事か言う声あり)

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 詳細につきましては、まだ押さえていないものもございますけれども、先ほども言いましたようにジェネリック医薬品をお願いしますというような格好で医療従事者あてにはしますし、そこでジェネリック医薬品を処方することができない場合についてはその旨を説明をお願いしますということで、院外薬局のほうにつきましてもすべてがジェネリックを用意しているかどうか押さえ切っているわけではございませんので、医薬品のお願いということで、例えば処方できなかった場合の取り扱いについてはどのような格好にするかということにつきましては、今後実施に向けてまして検討させていただきたいということでご答弁させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(何事か言う声あり)

○議 長 ちょっと休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時40分

○議 長 再開をいたします。

答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 流れとしまして、調剤のレセプト、これが国保連合会のほうから市のほうに回ってくるのが診療後2カ月、それをレセプト点検業者、今委託を予定しておりますが、そちらのほうに点検を願うのが大体一月程度、それとジェネリック医薬品の差額、各種いろいろなメーカー等のジェネリックが出ているものですから、差の小さいものを抽出しまして、予備知識としまして市が通知するというところでございます。

ご質疑の内容はカバーできていると思っておりますが、以上でございます。申しわけございません。

○議 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号及び第4号の2件を一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び第4号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第7 議案第3号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議 長 日程第7、議案第3号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第3号 平成21年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案は、介護保険特別会計の保険事業勘定における歳入のうち、平成20年度の保険給付費及び地域支援事業費に対する交付金が国、道、支払基金より平成20年度に暫定交付されておりましたが、実績が確定したことを受けまして精算を行った結果、超過交付されていたため、本年度の平成21年度において償還したいとするものであります。なお、精算行為は毎年行っておりますもので、扱いとしましては、超過交付となったときは翌年度に返還金として支出し、不足の場合には翌年度に追加交付されることになってございます。

それでは、議案に基づいてご説明申し上げます。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,467万5,000円を追加し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億2,569万9,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。8款1項2目償還金に2,467万5,000円を増額するもので、内訳であります。国庫負担金介護給付費負担金に1,817万8,806円の償還、道支出金介護給付費負担金に130万8,253円の償還、国庫補助金地域支援事業交付金に207万5,233円の償還、道補助金地域支援事業交付金に172万6,690円の償還、支払基金地域支援事業交付金に138万6,564円の償還でございます。

以上、歳出の補正額を2,467万5,000円とするものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。7款1項1目繰越金に2,467万5,000円を増額し、歳入の補正額を同額の2,467万5,000

円とするものでございます。

以上を申し上げまして、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、明日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第8から第11までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

若干早いようではありますが、ここで休憩に入ります。再開は午後1時ちょうどといたします。休憩をいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議 長 では、議事を再開いたします。

◎日程第8 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議 長 日程第8、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨でございますが、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、市町村の廃置分合による合併前の上湧別町及び湧別町の脱退並びに合併後の湧別町の加入並びに当該廃置分合に伴う両湧別町学校給食組合の解散脱退に伴い、規約の改正をしたいとするものであります。

議案本文の記以下でございますが、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約であります。規約の中に、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を列記した別表がございます。参考資料の新旧対照表をお開き願いたいと存じますが、先ほど提案の趣旨を申し上げたとおり、別表を改正したいとするものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

以上で説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第9 報告第1号 平成20年度決算に係る健全化判断比率について

○議 長 日程第9、報告第1号 平成20年度決算に係る健全化判断比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成20年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

平成20年4月1日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行され、各地方公共団

体は平成19年度決算から財政の健全性に関する指標の公表を実施することとなりました。そして、平成21年4月1日に、一定の比率を超えた場合の計画策定義務等を含む全体の法律が施行となりましたことから、実質的には今回の平成20年度決算からが本格的な法のスタートとなり、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされておりますが、滝川市各会計平成20年度決算に基づき、同法第3条第1項の健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても健全段階となりました。当該健全化判断比率について算定資料とともに監査委員に提出をし、所定の審査を終えましたことから、同項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

健全化判断比率の各指標について順次ご説明申し上げます。まず、実質赤字比率です。この指標は普通会計でございますが、滝川市の場合には一般会計、公営住宅事業特別会計、勤労者福祉共済特別会計の3会計を指しますが、この普通会計における毎年の現金不足をチェックするための指標であり、実質収支額が赤字となった場合に比率が算定されます。滝川市においては、20年度決算に係る普通会計の実質収支額は4億4,115万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、法施行令第7条の規定による早期健全化基準は、標準財政規模により算定されますが、滝川市におきましては13.1パーセント、法施行令第8条第1項の規定による財政再生基準は20パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。この指標は、普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足をチェックする指標であり、連結対象会計の実質収支合計額が赤字となった場合に比率が算定されます。滝川市におきましては、20年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支合計額は15億5,099万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、法施行令第7条の規定による早期健全化基準は、同じく標準財政規模により算定されますが、滝川市におきましては18.1パーセント、法施行令第8条第1項の規定による財政再生基準は40パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。この比率は、滝川市における全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度をチェックする指標です。平成20年度決算に係る実質公債費比率は、3カ年平均で15.1パーセントとなっております。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、平成19年度決算16.2パーセントから1.1ポイントの改善となっております。早期健全化基準25パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率でございます。この指標は、滝川市における全会計、一部事務組合、第三セクター、土地開発公社等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度をチェックする指標です。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がありません。滝川市において20年度決算に係る当比率は111.8パーセントとなっており、19年度に係る比率119.9パーセントから8.1ポイント改善し、また早期健全化基準であります350パーセントを下回る数値となっております。

地方財政は大変厳しい状況であります。現状の財政の健全性をさらに高めるとともに、それを

一過性のものとしなないためにも、平成21年度からスタートしております新しい滝川市活力再生プランに沿って、今後とも財政健全化に努めてまいりたいと考えておりますことを申し添えまして、報告第1号の報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第10 報告第2号 平成20年度決算に係る資金不足比率について

○議長 長 日程第10、報告第2号 平成20年度決算に係る資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第2号 平成20年度決算に係る資金不足比率についてご説明を申し上げます。

報告第1号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標に経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなくてはならないとされております。このことにつきまして、各会計平成20年度決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の資金不足比率を算定し、資金不足比率及び算定資料について監査委員に提出をし、所定の審査を終えましたことから、同条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

該当となる滝川市病院事業会計及び下水道事業特別会計においては、平成20年度において資金不足が発生しておりませんことから、当該比率は該当いたしません。

以上を申し上げ、報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 1点お伺いします。マイナスでないということで、数字は載っていないのですが、分子、分母の数字をそれぞれお伺いをしたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 まず、病院事業会計でございますけれども、分母が事業規模、営業収益でございます。51億4,772万3,000円ということになっております。分子が流動資産から流動負債を引いた額ということでありますので、その額が6億5,515万8,000円。比率は三角の12.73パーセントということで、比率が発生しないということであります。下水道事業特別会計におきましては、20年度は現金会計方式で、21年度から公営企業方式ということでございますけれども、20年度の分母、営業収益として12億2,089万9,000円、これが分母でございます。分子は、歳入歳出差し引きということで8,019万7,000円、三角の6.57パーセントということで、これにつきましてもマイナスということで、発生いたしません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 昨年度から数字が出された。一昨年度からか、ちょっと忘れましたが、それからの見込みとの比較と、これが上でいえば市立病院の建てかえ、下でいえば収益の減、こういったことで、中期的という約5年程度を考えたときにどのような見込みをされているか伺います。

(何事か言う声あり)

○議長 長 休憩をいたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時22分

○議長 長 再開いたします。

病院事務部長。

○病院事務部長 手元にちょっと資料がなくて、時間をかけました。申しわけございません。

先ほどの今年度の部分については、総務部長のほうから申し上げましたけれども、19年のときの数値でいきますと三角13.7ということですから、少し悪化をしているという状況でございます。これは、今後の見込みの部分につきましては、昨年病院の建てかえの収支見通し計画を立ててございますけれども、この中でも年々これから少し悪化をしていくというような状況で、その後回復していくという状況の見通しを立てているところでございますので、一応今の段階ではおおむねその範疇というふうに思っております。ただ、年々、やはり毎年の収入関係についてどう確保して収益を確保していくのかということは大きなポイントですから、今後一層努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 下水道事業特別会計におきましても、平成19年度、三角の5.73パーセントでございます。平成20年度は若干改善しておりますけれども、今後とも資金不足の20パーセントを

超えないよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 病院事業会計で先ほど中期の見通しもお聞きしたのですが、下水道もお聞きしたのですけれども、特に病院事業会計についてはどの時点の数字が、最終的には総事業費が90億円台になった時点での将来収支見込みが出されたり、あと単年度ということであろうと20年度が約2,000万円の赤字だったというふうに思うのですが、そういう中で現実的かつ将来を見通せるという点で5年後の数字というのは大事だと思うのです。10年後というのは何が起こるかわからないので、余り当てにならないとは思いますが、5年後の見通しは持っていないのでしょうか。

○議 長 病院事務部長。

○病院事務部長 昨年改築の関係で補正予算を組ませていただきました。そのときに、修正しました収支見通しということも出させていただきました。そのときの予算から見ますと、例えば入札なんかで行いますと入札差金も発生しているということもございます。ただ、その時点でもお話し申し上げましたけれども、今後適宜ローリングと申しますか、見直しをしていく必要があるだろうというふうに考えています。その時点をついにするのかということについては、その時点でも21年度決算あるいは21年度の末か、そのころを見越してということもお話ししていたと思いますので、そういう意味では、20年度決算が出ましたから、今後21年の状況等を見た中で、どの時点がいかはまた判断させていただきますけれども、今後そこでどう変わるのかということは適宜見直ししていく必要があるのかなと思っておりますので、そういう時点でまたお示しをさせていただきたいというふうに思いますし、私どももそれをまた目標に努力をしていきたいというふうに考えています。

○議 長 下水道の補足ありましたら。建設部長。

○建設部長 下水道におきましても収支については見込みを立てておりますが、資金不足は生じないように組み立てております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決しました。

◎日程第11 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

- 認定第 1号 平成20年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成20年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成20年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成20年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 平成20年度滝川市病院事業決算の認定について
- 議案第 6号 決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第11、平成20年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第1号から第9号までの平成20年度滝川市各会計決算の認定について、議案第6号 決算審査特別委員会の設置について、選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

平成20年度の決算大綱の説明を求めます。市長。

○市 長 平成20年度各会計の決算をご審議いただくに当たりまして、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでございますが、審査に先立ちまして各会計決算の大綱をご説明を申し上げます。

市長説明する。（記載省略）

○議 長 監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 平成21年9月、滝川市各会計決算審査報告をいたします。

平成20年度の滝川市各会計の決算及び公営企業会計の決算について審査をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づいて以下ご報告いたします。

初めに、滝川市の各会計歳入歳出の決算審査であります。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査をいたしました。

1 ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、勤労者福祉共済特別会計、老人保健特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数を関係諸帳簿と照合した結果正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用、または予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましては、50 ページ、51 ページに記載のとおり計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2 ページの審査の概要及び意見であります。平成20年度の決算収支で見ると、歳入歳出を差し引いた形式収支額は一般会計で4億1,761万3,000円、特別会計全体で4億8,629万2,000円、合計で9億390万5,000円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源807万6,000円を差し引いた実質収支額は8億9,582万9,000円の黒字となっております。市税は、前年度と比較して3,998万3,000円増加し、地方交付税についても1億4,716万9,000円の増額となっております。未収金は、前年度より7,590万8,000円の減、不納欠損額は1,361万9,000円増加しております。これは、各部門で徴収に向けて不断の努力はされているが、多額の未収金、不納欠損額は公平負担の原則からも容認されるものではなく、引き続き未収金の縮減に努力されたい。市債の発行額は、前年度に比較して22億1,172万9,000円の増で、年度末の現在高総額は367億8,141万円、歳出に占める公債費の割合は22.2パーセントとなっております。未償還残高は年々減少しておりますが、過大な地方債の発行は将来にわたる財政負担となることから、今後においても一層適切な管理に努められることを望むものであります。

6 ページに記載しておりますが、行財政改革などさまざまな改革を続けられて、財政力指数1.6ポイント、経常収支比率は僅少ではありますが、前年度より改善されております。また、新タッグ計画では、平成21年度から平成25年度の収支改善目標を定め、まちの活力再生を目指しておりますが、国の三位一体改革の影響と世界同時不況による経済状況下で一段と厳しい財政運営を求められています。国際的な経済環境の悪化が懸念される中、我が国では高齢化、人口減少社会を迎え、社会保障費の急増や市場原理主義による企業格差、地域格差や景気の低迷などの理由により、国における平成23年度プライマリーバランスの黒字化の先送りが決まりましたが、一方格差の拡大による地方財政の疲弊問題が顕著化し、安全、安定財源に乏しい地方自治体にとって収入の確保は重大な課題と思われれます。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い健全化の判断が計数化されたことにより、自治体経営に対する市民意識も高まりつつあり、昨年度と同様に市民からの信頼性を得るため、引き続き必要な情報の提供と説明責任による透明性を確保することが重要と考えます。今後も地方に課せられた経済環境や諸制度の変化にひるむことなく、市民の期待にこたえるよう意識の改革に努め、財政の課題解決による財政の健全化に努力されることを望むものであります。

決算概要ですが、4ページの決算収支状況には形式収支額、実質収支額、単年度実質収支額を、5ページの総計及び純計の決算状況には一般会計、特別会計及び病院事業会計の各会計間で繰り入れ、繰出金など21億3,228万9,000円が重複計上されておりますので、これらを控除し、市全体としての純計の決算収支額を記載しております。

6ページの財政指標では、財政力指数は前年度に比べ0.003ポイントの改善、経常収支比率では前年度に比べ1.6ポイントの改善となっております。

7ページ、8ページには基金残高の状況、市債の借入れ及び償還状況並びに債務負担行為の状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、各会計ですが、一般会計につきましては9ページから決算の概要、歳入歳出の概要を記載しておりますので、お目通しをお願いします。

22ページには、一般会計のプライマリーバランスを記載しております。これは、財政の基礎的な収支をあらわしており、公債発行額を除いた歳入と公債費の元利払いを除いた歳出の差をあらわしております。平成20年度のプライマリーバランスでは20億2,100万円の剰余となっておりますが、財政収支では4億1,800万円の剰余となっており、公債償還費33億3,500万円が財政収支を圧迫している状況となっております。プライマリーバランスが均衡していれば市債残高が膨らむのを抑えることができ、黒字化すると市債残高が減少に向かうとされています。お目通しを願います。

特別会計につきましては、29ページから記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略させていただきますが、老人保健特別会計だけが赤字決算となっております。

各会計の未収金及び不納欠損状況につきましては、48ページ、49ページに記載しております。公的サービスの費用は、応益負担の原則のもとで社会の構成員である市民が広く公平に負担すべきものであり、未収金の増加及びこれに伴う不納欠損額の発生は、ほかの市民への負担の増加を意味するものであります。また、このような状況で推移するならば、将来世代の受益と負担にも影響を与え、新たに不公平感が蔓延し、モラルの欠如を招き、コンプライアンスを失い、世代間の公平が保てないことから、未収金及び不納欠損額の発生を未然に防止するため、債権の回収、保全に当たっては毅然たる態度で臨み、特に常習滞納者、悪質滞納者に対しては厳正な措置を講ずることが必要であります。なお、毎年度不納欠損処分の対象者もいることから、徹底した情報収集と生活状況などの的確な把握、納付誓約書などに基づく徴収の努力を重ね、時効到来による不納欠損処分が生じないように努められることを望むものであります。平成20年度の市税の収入率では、現年分は96.5パーセントで前年度に比べ0.3ポイントの減、滞納繰り越し分は13.8パーセントで前年度と比べ3.4ポイントの増となっておりますが、今後においても納税意識の喚起はもとより、口座振替の推進や納入方法の工夫などあらゆる手段を講じ、また全庁挙げての取り組みなど、引き続き収入率の向上に向け一層の努力を期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算審査であります。地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました。1ページの審査の対象につきましては、病院事業会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果であります。決算報告書及び財務諸表並びに附属明細書の計数は正確であり、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

審査の概要及び意見であります。事業実績を前年度と比べると、入院患者数は6,101人、5.9パーセントの減で、病床利用率は4.5ポイント減の76.0パーセント、外来患者数は1万6,007人、7.4パーセントの減で、入院、外来患者はともに減少傾向であります。事業収益は、前年度と比べ入院、外来患者数が減少しているものの、外来患者の診療単価の増により6,551万3,000円増の56億6,162万9,000円、事業費用は前年度と比べると給与費、材料費などの増により1億1,905万8,000円増の56億9,466万7,000円となり、3,303万8,000円の純損失を生じ、当年度未処理欠損金は5億3,670万6,000円となっております。また、事業費用対事業収益と医業費用対医業収益の増減は、小幅ながら比率は100パーセントを超えており、厳しい経営環境、状況となっております。市立病院は、地域の基幹病院としての使命のもと、超音波診断装置などの高医療機器の充実を図り、医療の情報化と業務の効率化を図る医療情報システムが開始されるとともに、病院の改築に伴う高等看護学院などの解体工事と精神病棟の仮設工事を行い、本体工事に着手されております。今後の病院経営においては、企業債償還、医療設備の充実、医師の確保対策などにより経営を圧迫する要因も多く、厳しい経営環境が考えられることから、効率的な運営による経営の健全化に取り組み、経営基盤の強化に努められたい。また、患者数の落ち込みの原因を見きわめ、市民の利便性と診療体制の充実により患者に対するサービスの向上など、市立病院が地域住民に密着した公的医療機関としての使命と役割は大きく、従前にも増した努力を期待するものであります。

業務実績、収益的収支及び資本的収支の概要、経営状況等は、4ページ以降に記載しております。

6ページには企業債未償還残高状況を記載しておりますが、前年度と比較すると、改築事業などにより2億8,106万7,000円増の16億7,011万円であります。

7ページの経営状況では、流動資産及び流動負債年度別状況、たな卸資産購入額及び繰越額年度別状況を記載しております。

過年度未収金及び不納欠損状況は8ページに記載しておりますが、平成20年度の過年度未収金は5,061万7,000円、不納欠損額は108万7,000円となり、未収金については前年度より増加しております。現在市立病院の改築工事が進められておりますが、収入の確保は重要な課題であり、新たな未収金の発生を防ぎ、不納欠損額については徹底した情報収集など、時効到来による不納欠損処分が生じないよう債権の回収については毅然たる態度で臨み、法的措置も含めた抜本的な対策を講じるよう望むものであります。

以上で平成20年度滝川市各会計決算審査報告及び滝川市公営企業会計決算審査報告を終わります。

○議 長 一括議題のうち議案第6号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、一括採決をいたします。

議案第6号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第6号が可決されたことにより、一括議題のうち残りの認定第1号から第9号までの平成20年度滝川市各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

決算審査特別委員会の開催等により、9月10日から9月23日までの14日間休会いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月10日から9月23日までの14日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時06分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第3回滝川市議会定例会（第16日目）

平成21年 9月24日（木）

午後 1時33分 開 議

午後 6時48分 延 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 一般質問

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君	理 事	飯 沼 清 孝 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市民生活部長	西 村 孝 君	保 健 福 祉 部 長	狩 野 道 彦 君
保健福祉部次長	橘 弘 恭 君	経 済 部 長	多 田 幸 秀 君
経 済 部 次 長	若 山 重 樹 君	経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	春 田 淳 一 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
病院事務部参事	居 林 俊 男 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君

企 画 課 長 田 中 嘉 樹 君

行 政 経 営 課 長 五 十 嵐 千 夏 雄 君

財 政 課 長 吉 井 裕 視 君

選 挙 管 理 委 員 会
事 務 局 長 松 本 真 理 子 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 中 嶋 康 雄 君

書 記 寺 嶋 悟 君

次 長 田 湯 宏 昌 君

書 記 村 井 理 君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、大谷議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読をさせます。
- 事務局次長 第1決算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。
事務局次長朗読する。(記載省略)
- 議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山木委員長。
- 第1決算審査特別委員長 第1決算審査特別委員会委員長補足説明を行います。
ただいま事務局において朗読されました内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。
- 第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成20年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、4日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ58名の委員から167問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査が行われてきました。討論、採決を行った結果、賛成多数をもって認定を可とする決定がされたところであります。
- なお、討論の際に各会派等から出されました意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定いたしておりますことを申し添え、補足説明といたします。
- 以上です。
- 議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たりましては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。荒木議員。
- 荒木議員 私は、市民クラブを代表し、第1決算審査特別委員会に付託されました平成20年度滝川市一般会計歳入歳出決算について認定を否とする立場で討論いたします。
- まず初めに、深刻な不況、都市と地方の格差拡大、税収減、職員削減等を余儀なくされる大変厳しい状況の中、事業に取り組まれた市理事者及び職員の皆様に敬意を表します。しかしながら、体

育施設の指定管理先である財団法人滝川市体育協会への補助金、管理代行負担金について数点に及ぶ問題点から、一般会計の決算認定に賛成できないものであります。

以下にその理由を述べます。第1は、市長の要求に基づく監査委員の監査結果についてです。詳細についての言及は省略をいたしますが、監査意見で述べられている体育協会において事業遂行のもととなる会計規程、庶務規程、職員就業規則及び各委託業務契約、指定管理協定書に基づく法令、規則等の遵守や文書の保管管理責任が予算執行事務の上で欠如していたことが散見されるという点について、指定管理協定書に定められる年次収支計画書、収支決算書あるいは関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を含む関係書類に平成20年度に及ぶ部分に至っても委託者である市のチェックが十分なされていたとは言えず、行政に対する信用をさらに失墜することとなった結果責任を見過ごすことはできません。

第2に、指定管理先である体育協会に市職員が長年にわたり業務従事としてかわり、不正経理における裏金捻出という不祥事で懲戒免職処分となっていることであります。今回の案件は、単に滝川市体育協会内の問題ではなく、平成20年度においてもまさに委託者の管理監督責任と受託者の公共の仕事を担う責務が欠如していた結果であり、市の予算執行に伴う決算認定として認められないとすることが妥当と考えます。

第3に、指定管理者制度導入の趣旨についてであります。それは、大きく民間活力の導入による市民サービスの向上と管理運営経費の削減による自治体負担の軽減の2点というふうに思われますが、不正経理を含む経理事務、契約事務の問題実態がこの経費削減効果について寄与されているとは言えず、抜本的な改革が求められることです。

以上数点にわたり意見を申し上げましたが、最後に申し上げたいのは、決算認定の意義についてであります。通常決算認定は、予算どおりに執行されたかどうかを確認し、大きな逸脱がない場合には認定をするのが二代表制をとる地方自治体の原則かもしれません。しかし、もっとこうすべきだったとか、このような方法もあったという意見を踏まえ、予算編成に生かされるべきと私どもは考えますので、あえて認定を否とすることで市の指定管理のあり方や財団法人滝川市体育協会の再生に最善を尽くされるよう求め、討論といたします。

(「議長、議事進行」と言う声あり)

○議長 はい。

○田村議員 さきの議運で討論、質疑省略ということが決まったのですが、それはどうなのですか。

○議長 先ほどの議運は、質疑を省略し、討論、採決ということで確認されましたので、それで行っております。窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。私は、第1予算審査特別委員会委員長の報告を否とする立場で討論を行います。

初めに、平成20年度は景気の低迷が長引く中で税収の落ち込みや交付税を初め国からの財源措置も厳しさを増し、タッグ計画の見直しを行わざるを得ない状況になりました。また、生活保護詐欺事件への対応に多くの時間をかけざるを得ない年でした。こうした中で効率的な予算執行に当たられ、実質的な単年度黒字達成に努力された市理事者を初め多くの職員の皆さんのご努力について

は、敬意を表するものです。しかし、一般会計決算の認定を否とするのは、スポーツ施設の管理運営を代行させている体育協会において施設管理のトップにいた市職員による不正経理による裏金づくりが行われていたことです。これは、第1に指定管理受託者である体育協会の予算執行が適切に行われているか管理する市の責任と職員の勤務状況を管理する市の責任、二重の責任が果たされなかった結果と言えます。第2に、平成20年度は、全国的な信頼を失墜した滝川市にとって、その再生を誓い、市長を初め全職員が一丸となって信頼される市役所づくりに取り組む初年度でした。その改革元年に起きた市民への裏切り行為であり、特別にその罪は大きいと言わなければなりません。

その体育協会に対する特別監査が行われ、過日監査報告が報告されました。監査結果について若干意見を申し添えます。体育協会は、市から多額の管理代行負担金を措置され、数多くの体育施設の管理運営を担ってきたわけです。しかし、そのお金を扱う経理事務を初め、事務処理全般において何とずさんな管理がまかり通っていたことかと、驚くというよりあきれてしまいました。実務を担う者の常識さえなおざりにされていたわけです。率直に言って、指定管理を任せるにふさわしい状態ではなかったと言っても過言ではありません。こうした中で不正は行われ、それを見抜くチェック体制もありませんでした。監査報告書の中で多くの改善、検討事項が列挙されています。指摘されたすべてについて、無条件で実行に移す取り組みが急がれます。今体育協会自体が管理代行受託者としてふさわしい事務処理能力を身につけることが必須となっています。一方、市も管理代行受託者の管理方法、管理事務を再検討し、不正を許さないシステムを構築されたいと考えています。また、今回の監査結果で不正だけでなく間違っただけの事務の後処理についても万全を期すことを求め、以上討論いたします。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 2008年度滝川市一般会計歳入歳出の決算の認定について否の立場で討論を行います。

今年度の事業では、妊産婦健診の5回への拡大、学童保育の拡充、35人学級の増、商店街のソフト事業中心の支援など、評価できるものがあります。しかしながら、以下の2点については市政執行の基本姿勢が問われる大きな問題点があると指摘せざるを得ません。

第1に挙げられるのが子育て負担増です。保育料金、就園奨励費補助金については、依然として負担が高い状況のままです。他に預ける場所がない世帯にとっては、こうした負担は死活問題となっています。子育て世代においては、これ以上の負担はもう限界です。決算年度において、負担軽減を適切に行うべきだったのではないのでしょうか。このまま日本一子育てにお金がかかる自治体のまま進むべきではありません。

第2に挙げられるのが市役所の信頼回復についてです。いじめ自殺問題が残る中、いじめによる飛びおり事件が起きました。このことは、心の教育が適切に行われていたか疑問が残ることであります。報道でも、全国平均に比べ、いじめに関して低い数値が出ています。いじめそのものに対する子供の考え方をしっかりと行うべき問題です。また、生活保護費不正問題では、国への返還が行われました。市長は信頼回復に全力を尽くすと明言しましたが、回復に至るどころか、ますます問

題となっている、それが今の現状ではないでしょうか。滝川市体育協会における不適切な事務処理では、544万円もの金額が不正経理で捻出されたと報告されています。不正が発生した原因の一つとして、チェック機能の甘さが指摘されていますが、今回の不正は信頼される市役所づくり推進プラン策定のさなかに発生したもので、極めて重大であると言わざるを得ません。この事件は、一職員だけが原因で起こったものではありません。市全体で再発防止に努めることは、言うまでもありません。副市長は、問題が起きないようにすることが改善策とお話しされていました。全くこのことについては、当然のことです。市民に信頼される市役所というのであれば、トラブルを生じさせないこと、疑念を持たれることがないことが最低条件です。この問題について市全体、さらに市民への影響が高いだけに、全く看過できることではありません。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成20年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決をいたします。

本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2決算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議 長 傍聴の方にお話をさせていただきますが、この会場はマイクなしでも聞こえるような構造になっておりまして、マイクはあくまでも補足のものであります。もしどうしても聞こえないということであれば、議会にきちんとした形で申し込んでいただきたいと思います。この会場で突然大きな声で発言することは許されませんので、ご承知おきください。

次に、委員長の補足説明を求めます。本間委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第9号までの8件につきましては、3日間にわたり委員会を開会し、延べ52名の委員から216問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査が行われました。討論、採決を行った結果、認定第2号については賛成多数、認定第3号から認定第9号までの7件については全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たりましては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第2決算審査特別委員長報告のうち、先に認定第2号 平成20年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第2決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第2号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、残りの認定第3号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成20年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成20年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成20年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成20年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成20年度滝川市病院事業決算の認定についての7件を一括採決いたします。

(「議長」と言う声あり)

○議 長 何ですか。

(「第9号を分離していただきたい」と言う声あり)

○議 長 討論はございませんでした。これは、認められません。

(何事か言う声あり)

○議 長 では、先に認定第9号を採決いたします。

もう一度読みます。認定第9号 平成20年度滝川市病院事業決算の認定についてを起立により採決をいたします。

本件を第2決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第9号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。
次に、残りの先ほど読みました認定第3号から認定第8号までの6件を一括採決をいたします。
本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第8号までの6件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で、30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守していただき、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

では、渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、皆様、こんにちは。今回も多くの傍聴の市民の皆さん、雨の中ご苦勞さまでございます。それでは、市民の声連合の渡辺精郎がトップを切って質問したいと思いますが、緊急事態とはいえ、10時から的一般質問が13時に、13時の質問がまた30分以上、こういうふうに延びましたこと、市民の傍聴の皆様方におわび申し上げたいと思います。今後は、ぜひ予定の時間の中で行っていきたい、こういうふうに思っておるところでございます。それでは、早速質問に入りたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、国の政権交代と田村市政のあり方について
- 2、市の補助金交付団体の不祥事の対処について
- 3、市長の地域との約束について
- 4、市長の公宅退出と公宅の売却について

1、市長の基本姿勢でございますが、まず1つ目、国の政権交代、こういうことになりまして、田村市政のあり方についてお尋ねをしたいと思うわけでありまして、第1点目です。今回の国の政権交代を受けまして、地方公共団体の長として田村市長はどのような対応を考えているのでしょうか、お伺いしたいと思います。抽象的な粛々となんていうような、そういう言葉ではなくて、やっぱり具体的な言葉で答弁をお願いをしたいと思っております。

○議 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 民主党のマニフェストによりますと、地域主権ということが大きなポイントとして強調されております。地域主権というのを私なりに解釈しますと、大きく2つのことがあると。1つ

は、このことは民主党も強調しておりますけれども、基礎的自治体、つまり市町村の強化と。もう一つは、国と地方の役割分担を明確にして、補完性の原理で再構築していくと。私は、この2つともウェルカムであります。特に私は無所属、市民党の立場で、これまでも国に対して要望すべきはしっかり要望するという立場で行ってききましたので、これまでどおり必要なことは国に対しても適切に要求し、この実現を図っていききたいと、そういう姿勢で今後とも臨みたいと思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そこで、2点目にまいります。ただいまの答弁と関係が多いと思いますが、政権交代で政策が変わりますが、マニフェストにつきましてはただいまもう既に触れられておりますけれども、そういうマニフェストの実践で政策変更が多く考えられますので、田村市長として新政権に地方を重視していただく、こういう基本姿勢をどのように要求していくのか。ただいまの答弁と関連がありますが、もう少し具体的にお願いをいたします。

○議長 長 市長。

○市長 マニフェストは、政権公約であります。この公約を政策として実行していく、そういうのが政権にゆだねられたこれからの責任だというふうに思います。政策として実行していく過程、そういうものを我々市町村としてどういうふうに市町村の意見を反映していくのかというのは、これから実行されていく政策、そういうものがどういうふうになるのかということを見定めていききたいというふうに思っております。市町村の改革も同じであります。改革は痛みを伴うものであります。したがって、市町村の意向というものを十分に聞いていただく、そのことによって現場に大きな混乱と多大な負担を強いることのないような改革、そういう政策の推進というものを新政権には望みたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、3点目にまいります。田村市長は、政権交代した民主党の政策、既にマニフェストがいろいろ出ているわけですが、しかも内閣が発足いたしました。現時点で評価する、そういうマニフェスト、あるいは出発した内閣の方針の中で評価する、そういう政策をちょっと挙げていただければと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいま申し上げましたように、政権公約は公約であります。これから政策として実行していく、そういうことになってくるわけであり。そのために法律も必要であり、予算も必要であると。私どもは、政策化されて実行されていく過程、そういうものを見きわめつつ私どもの意見を述べていく、そういう姿勢であります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そうすることで、政権交代における民主党政府の中で滝川市が有利な地位を保たれるように、そんなことで努力していただきたいと思っておりますのでございます。

次にまいります。2つ目は、市の補助金団体の不祥事の対処についてお尋ねいたします。1点目のほうは、午前中に日程変更して監査委員さんからの監査報告がありました。そういうことで、質問通告を私はしておりますので、重複するところがあるかもしれませんが、市民の皆さんへの答弁

というようなことでもよろしくお願いをしたいと思います。それでは、体育協会の裏金づくり事件は、体育協会に業務従事させた市の職員を免職処分いたしました。そして、幕をおろそうとしているのではないかと思うわけであります。その証拠に、第三者委員会的な外部監査をさせる気はない、このようなことで6月の議会から表明をしておるわけでありますが、午前中出てきました監査委員さんからの監査報告を市民にどのように公表する、そういう予定があるのか、これをご発表いただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 特別監査は特別な監査でありますから、その定めも地方自治法に明確に規定されています。市長から、監査委員には特別監査の要求をいたしました。監査委員は極めて綿密に厳正に監査をやっていただいて、滝川市長及び市議会に報告をいただきました。この監査結果は、監査委員において公表するというふうに法律で定まっております。と同時に、監査の要求をいたしました滝川市長は、監査委員に対して、この監査結果の措置をどうするのかということを決めて、監査委員に通知をすることにいたしております。この監査委員に対して通知が市長からあった場合に、これを公表するのも実は監査委員であります。私は、法律に基づいてそのことが執行されるべきだというふうに思っておりますのと同時に、滝川市長としての措置の内容については、これはしっかりやらなくてはいけない。これは当たり前のことでございますが、そういうふうに進めていく必要があるというふうに思います。法律に定められたとおりに進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、2点目にまいります。2点目は、体育協会の裏金づくりの事件、この根源に、多くの現金を扱っている、こういうことがやっぱり原因の一つではないかと、起因している面があるのではないかとということであります。具体的な例は教育委員会の施設でございますが、総論としてきょうは補助金、負担金、こういうものを支出している市の市長部局のほうにお伺いするわけでありますが、それは体育協会に管理委託している補助金等が多額で、他の管理委託している施設と負担金に格差があるのではないかとということであります。市長として21年度では8,900万円の負担金を支出しているわけでありますが、それが他の施設との比較で適正なのかどうか、これを再認識すべきだと、こういうふうに思うわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 予算は、大きな金額だから、小さな金額だからということで予算措置を変えるという実態には全くありません。予算化をしていくルールというのは、予算が大きいから、小さいからにかかわらずに一定のルールで進めているものであります。したがって、多額な予算、事業費を使うというところについては、予算措置の問題ではなくて、それは執行していく上での適切性の問題、その担保を市長としてどう進めるのかということの課題はあるわけでありますけれども、予算そのものの方針に変わりはないということをお知らせしておきたいと思っております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、再質問したいと思うわけでありますが、市長はそのように申しておりますが、私はこの裏金づくりというのはやっぱりそういうところにも起因しておるのではないかと、こ

ういう意味で質問しているわけであります。それでは、9月1日に厚生常任委員会に報告された20年度のコミュニティ施設、つまりコミセンと公民館、12館の管理代行負担金の決算状況があります。12館でまさに1,833万7,000円でございます。従って、その業務の軽重なり、そういうものはどこで、一定のルールはあると、こういうことを申しますけれども、私も緑地区の公民館の地域委託管理委員でございますが、143万円の地域管理代行負担金できゅうきゅうしているところであります。一方ではそういうようなところがあり、一方では1億円になんなんとするような、そういうようなことで、さらにまた使用料もそれなりにそういうところも取っているわけであります。したがって、そういう意味で、何かと比較対照してみれば、見直さなければいけないとか、そういうところもあるのではないかと。つまり施設の実態を十分調べて、今後そういう見直しも必要ではないかという意味での2点目の質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長 市長。

○市長 それが1億円になっても1,000万円でも、金額によって予算のつけ方を変えるとということがあってはならないというのは、これは当たり前の話でありますし、予算の段階で予算の適切性というのは、渡辺議員さんも入って、そして議会で十分ご審議をいただいたのではないのでしょうか。だから、予算づけの段階と同じルールに基づいて予算をつくって、議会に市長としては提案をしているわけであります。ただ、今回不正及び不適切な部分があったと、これは監査委員からの報告もありますから、この部分については、報告に基づき、先ほど申し上げましたように市長としての措置を明らかにして、その措置を適切に執行していくと、そういう考え方であります。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 この問題でずっとやっても時間のほうがなくなるわけでありますが、市長がただいま予算のときにそれなりにやっているのではないかというようなことで、今後そういう意味で不公平でないのかというようなことは、常に私もそういう感覚でさまざまな施設を比較対照しながら検討してまいりたいと思っております。

ところで、3点目でございます。市は、老人クラブ連合会に補助金を出していると同時に、単位クラブに対しましても生きがいづくりというような施策で、花壇に花を植えてもらう、そういう作業の代償に単位クラブに年に10万円ほどの補助金を出しています。しかし、老人クラブの中には、執行部が不正経理を行って不正決算をしているのではないかと、こういうふう聞くわけであります。市の担当部課はさまざまであっても、このような補助金団体での不祥事の疑いというものに対して市長の厳しさがやっぱりここでも不足しているのではないかとということでございます。補助金が不正に使用されている事実があれば、しっかり事実関係を調査して、適正化を促すべきではないかと、こう考えるわけでありますが、補助金団体のチェックの方法についてお伺いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまご質問にございました年10万円ほどの補助金という部分について、最初にちょっとご説明を申し上げさせていただきます。まず、単位老人クラブに対しましては、運営費補助として北海道が補助単価を設定しておりまして、予算の範囲内で補助金を交付してございます。割合は、国、道、市がそれぞれ3分の1ずつの負担でございます。また、高齢者の生きがい活

動事業といたしまして、市道街路樹並びに公園等における花壇づくり、除草、清掃作業等に対し、予算の範囲内で報償費として、謝礼として支出しているところであります。したがって、老人クラブへの補助金としましては、一月3,000円の12カ月分ということで、3万6,000円ということになります。とはいいいながら、老人クラブの予算全体から見ますとわずかだとは存じますが、活動の一助にはなっているというふうに私ども認識しております。補助金の支出に当たりましては、年度当初に当該年度の事業計画並びに収支予算、前年度決算が盛り込まれた総会資料を添付して、申請をしております。また、事業年度終了後には、同様に翌年度の総会資料を添付した実績報告というものを提出しております。

補助金の交付団体に対するチェックということでございますが、滝川市補助金等交付規則に基づきまして、認定としては実施内容の適切さ、補助目的に沿っているかなどを審査いたします。その中で、場合によりましては決定の取り消しですとか返還命令という措置もあるわけでございます。ただ、単位老人クラブの皆さん方のご活動ですけれども、健康ですとか友愛ですとか奉仕を運動の柱に掲げられた親睦団体であります。そういう中で、補助金等を含めた事業運営ですとか予算の執行等につきましては、それぞれの単位老人クラブさんの中で納得するまで話し合いを続けて、解決をしていただきたい。もしそういう疑いがあれば、そういうふうに私どもは認識しているところでございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そういうご答弁でございますが、何せ親睦団体とはいっても、お年寄りの団体の内部で不正があっても、なかなか自浄作用が働かないというのです。したがって、内部告発的に市に対して、こんなことになっているのだけれども、10円でも10万円でも市民の浄財だから、執行部と告発があった者両方を呼ぶなりしてご指導いただけないのかと、こういうようなことを言っているのであります。今部長の答弁はもう少し踏み込んで、しっかりと指導をしていただいたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 行政の指導ということでご質問があったと思いますが、当然私どもはそういう疑義があった場合には、関係者双方から経緯、経過を含む事実関係等を聞き取りするなどして確認をしまして、一方的な言い分に偏らないように配慮しながら、もしそれが疑義がある場合には、必要に応じて書類の出し直しということもお願いをするということになります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 では、そのようによろしく願いいたします。

それでは、3つ目にまいります。市長の地域との約束についてでございます。第1点です。江部乙の東陽地区福祉会館の改築についてであります。選挙運動の真っ最中に当会館で会合があったそうではありますが、廊下の床が相当ぶわぶわしているということに関連して、市長は改築を約束したと地域の住民の方々が語っているわけであります。市長再選後は、財政難と国の補助金対象に合致しないというようなことを理由に、2年経過しているわけでありますが、約束実行の方針がないことに地域の方々は不信感を持っているところであります。これは、一種の公約の不履行と言っても

いいのではないかと思うわけではありますが、8月の臨時会で提案のあったような地方活性化を目指しての臨時交付金なんていうのは、まさにこうした約束実行の絶好のチャンスではなかったのかと思うわけではありますが、市長の公約に準ずるようなこういう約束実現についての見解を求めたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま渡辺議員からのご質問ですが、昭和50年に閉校して、地区福祉会館としたときから、会館はもとより、グラウンドを含め周辺の維持管理を地元の皆さんにさせていただき、大変感謝しております。会館は、修繕しながら使うのが基本としておりますが、築58年を経過していることから、大規模修繕は無理と判断いたしまして、裏手にございます旧浄水場の改修と補助金により改築で地域と協議してまいりました。決して財政難や国の補助対象外のため改築に至っていないわけではございません。旧浄水場につきましては、広さにつきましては問題ないものの、市道から離れているため冬期間除雪が大変なことと駐車場が狭いことを理由に、地域の同意が得られませんでした。補助金、これは自治総合センターのコミュニティ助成事業でございますが、コミュニティ計画の策定やソフト事業の展開が不可欠であることから、地域と内容を協議して進めていく必要があると考えております。また、8月の臨時議会で可決されました地方活性化・経済危機対策臨時交付金の国の基本は、地球温暖化対策、安全、安心の実現、少子高齢化社会への対応、その他地域実情に応じた地域活性化の4本柱としておりますが、滝川市におきまして新タッグ計画を目指す再生戦略、地域経済の再興、子育て・子育て環境づくり、学校教育の充実を柱として予算したものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 西村部長の答弁としては、そういうことになるかもしれません。しかし、2点目は、これはやっぱり市長がしっかりと答弁してください。築58年、つくってから58年もたっている。奥にある浄水場との関係、それはわかります。しかし、58年も60年もたつのをそのままにして、少しずつ修理すればいいというものではないと思うのでありますが、その修理でさえも今回答がなかったわけですが、それで2点目です。観点を変えまして、中心市街地活性化が叫ばれております。中心市街地から外れた江部乙の18丁目、19丁目、こういう地域の活性化のセンター的役割のあります福祉会館が40年ほど前に閉校した東陽小学校の体育館を改築しただけの建物で、外の突っかい棒も折れている状態であります。住んでいる住民の皆さんの数が少ないということで、そういうふうにして福祉にもしっかりと目を向けるべきではないかと思うわけではありますが、ここはしっかりと市長答弁として、改築なのか、それとも内部の改装、あるいは突っかい棒を直すとか、そういう具体的な答弁をお願いをしたいと思います。先ほどの西村部長の答弁は、それはそれとして、ぜひ今後のことについて市長の答弁をお願いします。

○議長 市長。

○市長 地域福祉会館は、それぞれ地域でつくられたものに対して補助金を市長が出しているもの、あるいは市が直接整備をして、委託管理をしているもの、いろいろ種類ありますけれども、合併したとき分校であった地域福祉会館、これは市が整備をして、地域で管理してもらっている。

合併してから相当なりますし、かつ古い校舎の木材を利用したりしているものもございませうから、私は老朽化の状況、安全性の状況、それから修繕費のかかりぐあい、そういうものを判断して、優先性の高いものからやっていると、そういうつもりであります。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、それを信じまして、3点目のところは省略したいと思います。その約束のほうをぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、市長の基本姿勢の最後、4つ目でございます。市長の公宅の退出と公宅の売却についてでございます。1点目、市長公宅の売却につきましては、本会議での質疑とか市長答弁、この経過は承知しております。しかし、多くの市民が市長公宅の売却を望んでいるわけではないと思うわけでありませう。財政難の折、売却の方針は理解できます。しかし、市長は市民が原則と、こう言うかもしれませうが、市外からの滝川市長への道を閉ざしてはならないと、こういうふうにも思うわけでありませう。建築時、広いこの公宅は市民も利用できるとか、市民が交歓する場と、こんなことも話があったわけでありませうが、こうした公的利用がないというようなことから、だんだんと売却の声が大きくなったのではないかとおもいますが、市民利用のなかったことの反省を含めまして、6年ほど居住いたしました市長の感想を求めたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 私が市長になりまして公宅に入って、市民利用もそれなりに行われたのではないですかね。少ないぞと言うのだとしたら、それはそういう評価もあるかもしれませうけれども、自分としては一生懸命市民の皆さん方にはご利用いただいたつもりであります。それと、私はあるものは有効利用しなくてはいけないということを基本として、この議会でも表明してまいりました。しかし、活力再生プランの再検討を余儀なくせざるを得ないという状況になってきた。そういう状況の中で、市はどの施設を持ち、どの施設を持たざるべきか、市はどの施設を直接経営し、どの施設を委託経営していくべきか。職員をどんどん削減しているわけですから、そういう総合的判断の中で、公宅についてはやっぱり持たざるべき施設というふうに変えたということでありませう。それは、先ほど申し上げましたように、活力再生プランを引き続き、職員にも約束していた。何年度まで給料削減に協力してくださいというふうにお願いをしていた。それも客観情勢は許さなくなってきた。したがって、引き続き職員にも賃金カットをお願いを申し上げた。そういう中で活力再生プランの見直しということが求められたわけでありませう。そういう意味では、考え方をこれは変えました。したがって、公宅としてはこれから維持していくべきではないと。そして、ほかに利用策でもあればまた別ですけれども、その利用策が具体的にないとなれば、その財産をそのまま持つていくということは適切な判断ではないというふうと考えて、市民委員会にもご提示をさせていただき、市民委員会においても好印象であったのではないかとというふう判断をいたしております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そういふようなことで、2点目のようなほうに進むことだと思うのですが、公宅は売却の運命をたどるのかなと思うわけでありませうが、今後の予定はどういうふうになっているのでしょうか。何か市長が公宅から出たらしいぞといううわさであります。そのうちに、確かにそうだな

とかということなので、余りニュース等にもなっていないのですが、市長が退去するという事は結構なニュースだと思っておりますが、今後の予定がもしありましたら、これをお願いします。

○議長 総務部長。

○総務部長 売却に向けての今後の予定のご質問でございますけれども、渡辺議員ご承知のように、さきの議会で市長公宅については今年度中に廃止をして売却する方針と、さらにまたことしの秋ごろをめどに関係内部の協議を進める予定という答弁を申し上げたところでありますけれども、基本的には考え方は変わっておりません。それで、市長には7月末をもって退去いただき、その後、名護市から贈られましたシーサーを初め公用備品等の移設、あるいはまた用地測量、門柱の修繕、表示登記など諸準備を現在整えつつあるという状況であります。そういう諸事務手続を踏まえ、売却に向けた手続を今とっているという状況であります。売却に当たりましては、公宅が市税を充てて建設されたということにかんがみまして、現在のところまずは市民の皆様並びに市内の事業者の方々を対象にしたいと考えているところであります。

今後の予定ということでありまして、先ほど申し上げた所定の手続の後、事前のPR、広報、さらにまた下見会ですとか、また現地説明会などを経て、遅くとも11月中には売却をしたいと考えているところでございます。

○議長 渡辺議員。

◎2、保健行政

1、新型インフルエンザの対応について

○渡辺議員 それでは、次にまいりたいと思います。保健行政の新型インフルエンザの対応についてでございます。1点目、一たん鎮静化したと思っておりました新型インフルエンザが夏期間にもかかわらず集団感染の様相を呈しておりますが、特に北海道ではこれからの冬期間、寒冷と風邪というものに関連しまして新型のインフルエンザが猛威を振るうことが考えられます。最悪のシナリオがそれぞれ必要ではないかと思うわけでありまして、国や道の対策とともに、最も身近な滝川市はどのような対策を立てているのでしょうか。学校とか企業とか家庭、町内会等へのお知らせとか、最も大事なところ、市立病院などの対応についてどのように考えているのでしょうか、これをご答弁いただきたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、ちょっと経過をお話しさせていただきますけれども、新型のインフルエンザにつきましては、本年4月末、海外発生の報告を受けて保健所に相談窓口が設置されまして、市内でも新型インフルエンザの対策会議、こういうものを開催し、緊急連絡体制の確認ですとか感染予防用品の準備ですとか、また5月中旬には住民の皆様、市民の皆様への周知ということも含めて、エフエムG's k y等で市民への発熱相談の周知ですとか、また広報紙、またリーフレット等で相談窓口の案内ですとか、感染予防対策等について町内会の班回覧等でこれまで周知をしてきたところでございます。今国や道の指導では、10月にこれが流行予想、心配がされるのですが、流行に備えてさらなる個人の感染予防の徹底、それから学校ですとか施設などの集団感染予防などを

市民の皆さんへ周知するように国や道では求めております。そういった中、滝川市のほうでは引き続きましてそういう指導に基づいて感染予防の徹底、これについては具体的には皆さんご承知のことと思いますけれども、手洗いですとかうがいですとか、できるだけ人の多いところに出かけないですとか、十分な栄養と睡眠、受診時のマスク着用、また妊婦さんや乳幼児、基礎疾患のある人への対応等について、これからも広報、今10月号が配られたと思いますが、さらにホームページ、各種保健事業、この保健事業といいますのは妊婦さんですとか乳幼児健診等の都度に市民の皆さんに周知していきたいということで対応を目下やっているところでございます。まだいろいろ、ワクチンの関係等につきましても国の対応がまだ示されてございません。これが示された段階には、保健所の指導のもとに、医師会さんの協力を得ながら適切に対応してまいりたいと、そんなふうを考えてございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 学校のほうは、後で教育のほうでまたご質問いたしますので、2点目でございます。市立病院が集団感染源、こういうようなことになったのでは逆に大変であります。稚内では、新型インフルエンザ対策に関与していた保健所の職員の女性が新型インフルエンザで死亡しているわけですが、患者も職員も別の病気の患者も、こういう人たちの感染対策が必要ではないかと思えます。ところによっては、仕切りをして入り口を別々になんていう、そういう病院もあるそうではありますが、この対策をお願いします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 新型インフルエンザの対応策ということでは、国は当初鳥インフルエンザということでの強毒性のインフルエンザ対応策ということでもとられていましたけれども、その後弱毒性ということではいろいろと対応が変わってきております。現在は、北海道における新型インフルエンザの対応といたしましては、8月10日からの対応といたしまして原則としてすべての医療機関で直接受診ができるということになったということで、通常どおりの受診が可能ということでございます。

ただ、ご質問にございましたように、感染を院内でどう防ぐかということも一方では必要だというふうに考えてございますので、当院の感染対策といたしましては、まず正面玄関入り口に手洗いの消毒液の配置、あるいは専用の診察室、それから専用の待合場所というようなことを設けて、少しでも感染防止ということの体制を整えたところでございます。また、来院される方に対しましては、せきですとか発熱などのインフルエンザ様の症状がある場合、この場合については職員に申し出ていただくというようなことをポスター掲示して、患者様に呼びかけも行っているところでございます。また、入院中の患者様の対策といたしましては、各病室の入り口に消毒液を配置をいたしまして、患者様あるいは面会者の方々に入室時に手指消毒の徹底をお願いしているということと同時に、面会される方につきましてはマスクの着用を勧めるというようなことで協力をお願いしているところでございます。また、職員に対する感染対策といたしましては、外来職員につきましてはマスクを常に着用し、患者様と接触する状況によって、例えば手袋をするですとか、あるいはゴーグルを着用するというようなことも対応していますし、そのほかの職員についてもマスクの着用や

手洗い、うがいなどの徹底をするように指導しているところでございます。また、職員が万が一インフルエンザ様症状を呈した場合については、速やかに上司に報告するとともに、医師の診察を受けて、その医師の指示に従って療養するというようなことについての周知徹底ということも職員に周知をしまして、医療関係者の感染防止ということについて対応しているところでございます。

また、今後の方針等について詳しいことはまだ明らかでございませぬけれども、新型インフルエンザに対しましてワクチンの接種ということについては、厚労省の方針が決定されたときにその方針に従っていきたいと思っておりますし、インフルエンザ発生に備えた薬剤ですとか医療用の消耗品などの確保ということについては十分行っているところでございまして、新型インフルエンザの拡大を何とか当院としても防いでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 我々もそういうものにかからないという保証はないわけで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎3、土木行政

- 1、緊急経済対策費の土木工事関係の具体化について
- 2、今冬の除雪・排雪について

次にまいります。次は、3、土木行政の1つ目、緊急経済対策費の土木工事関係の具体化についてでございます。1、この8月の臨時会で緊急経済対策費として1億1,000万円の道路新設改良工事業として計上されたわけでありましたが、その進捗状況と今後の予定についてお伺ひしたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 8月の臨時会で議決をいただきました緊急経済対策費として予算計上いたしました分につきましては、迅速な発注に努めまして、9月10日にすべて入札をいたしました。その他の工事につきましても、条件の許す工事につきましても早期の発注に努めておりまして、道路新設改良費分につきましては10月1日に予定の1件の入札を残すのみとなっております。今後につきましても、完了した工事につきましても交付金を待たず、即座に検定をし、支払いにつきましても遅延なく進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、2つ目にまいります。8月の臨時市議会で問題になりました河川敷の駐車場です。この入札から工事の実施の経過を、これを説明していただきたいと思ひます。また、夜間の照明とか冬期間の除雪の利用者負担と市の負担の割合あるいは管理責任、こういうものが不明確であったわけでありましたが、どのように確定したのか、これをご発表いただきたいと思ひます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 工事の実施につきましては、9月中旬に開催されるイベントに利用が可能となるよう、9月9日までの現場完了を条件といたしまして早期の発注に努め、結果として9月7日には舗装工がおおむね完了し、利用可能となっております。経過といたしましては、8月の臨時会議決後、国

に占用変更許可並びに使用承認の申請をいたしまして、許可を得た後、早期に工事が着手できるよう、事務的な期間短縮のため指名による競争入札とし、該当する等級の全社を指名する入札を実施をいたしました。利用につきましては、イベントの主催者から公園使用許可申請により、臨時駐車場として使用条件を付して許可をし、利用していただいたところでございます。

また、夜間照明、冬の除雪につきましては、まず照明につきましては文化センター裏側の文化センター駐車場付近に設置をし、利用者の安全と利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。なお、冬季の除雪に関しましては、市が関係するイベントでは必要に応じて市が実施することになりますが、他の団体においての使用に当たりましては必要に応じて使用者側で実施していただくことを考えております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 さらに進捗状況は、今後にしたいと思います。時間の関係で先にまいります。

3つ目は、久しぶりにことしの冬の除雪、排雪について、やっと質問ができるようになりました。1点目でございますが、2年間続きまして少雪で、除雪、排雪の対策が何かおろそかになっていませんか。どこか気が緩んでいないのでしょうか。ことしの冬の重点についてお伺いをしたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 既に冬季の準備は始まってございます。今冬におきましても、効率的な作業を常に考えまして、市民生活に支障の生じぬよう、冬季の道路の確保に努めてまいりたいと考えております。例年ではありますが、道路パトロールを強化いたしまして、市民の要望に迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。なお、私も除排雪対策には長年携わっておりますけれども、毎年緊張感を持って対応しております。大雪にも備え、その意識や体制は常に心がけているつもりでございます。その気持ちは、我々職員、担当者も運転手一人一人と同じだと思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、2点目にまいります。行きどまりの私道、あるいは多くの住宅がある道路、そういうようなところは通路と市長は言っているのですが、そういうところも除雪というもの、あるいは排雪も、市民サービスをやっぱりしていくべきではないかと思うわけでありまして。そういう意味で、小型のグレーダーとかタイヤショベル、そういうものも利用して、少し雪が少ないというときはそういうもので市民サービスは続けるべきではないかと、こういうふうに思うわけでありまして、ご答弁いただきたいと思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除排雪に関しましての市民サービスにつきましては、地域、町内会の排雪、小型除雪機貸与事業、私道除排雪事業補助などがございます。私道につきましても、例年38路線程度がご利用いただいているところでございます。この私道除排雪事業につきましても、私道ごとの作業方法や除排雪の頻度など、さまざまに条件が異なることから、私道沿線に住まいする住民団体による組織を設立していただきまして、実績に応じて補助をしているところでございます。今後とも沿線住民が主体となった補助制度の活用をよろしくをお願いいたします。

○議 長 渡辺議員。

◎4、教育行政

- 1、学校での新型インフルエンザ対策について
- 2、中学校教科書の採択の進捗状況について

○渡辺議員 それでは、時間の関係もございますので、最後に教育行政のほうへまいりたいと思います。1つ目でございますが、先ほどの新型インフルエンザ、これが学校でどういう対策をしたらいいのかと、こういうようなことでお尋ねをしたいと思います。先ほど市立病院と保健所、こういうような関係でございましたが、学校での新型インフルエンザ対策というものは、これは最大の課題であるはずで。既に学校閉鎖が行われておりますが、一般の集団風邪、新型インフルエンザ、いろいろこういうものが問題になると思うのですが、特に今後いよいよ寒い季節を迎えて、感染が広がるのではないかと思うわけであり。そこで、既に学級閉鎖が行われた学校や学級。あるいは、2点目は中止、変更された学校行事はどんなものがあるのか。3は、指導の重点。4つ目は、今後の寒冷季節を迎えるに当たっての重点対策などについて、特に通達を出すということだけではなくて、ぜひ具体的な合同会議とか統一した指導、そういうものが必要でないかと思うわけですが、まずはそういう統計からちょっとお願いをいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校での新型インフルエンザ対策についてでございますけれども、まずは現状ということであり。これまで学級閉鎖などが行われた学校、学級というご質問でありますけれども、8月の24日、中学校で学年閉鎖をしました。そこから感染が徐々に広がりまして、教育委員会としては連日各学校の情報を把握しまして、すぐ対応してきたところであります。現状でありますけれども、学級閉鎖につきましては第二小学校3年の1学級、これまでですけれども、学年閉鎖は第二小学校の6年、第三小学校の5年と6年、西小学校の6年、東小学校の1年、5年、6年、それから明苑中学校の1年及び2年。これまで小学校4校で7学年、中学校で1校2学年という状況であります、順序はばらばらですけれども。

それから、ご質問の中止、変更された学校行事ということでありまして、第二小学校では遠足については時間短縮して実施したり、PTAの行事が延期となったり、第三小学校では地域行事として実施予定していましたが、地域防災スクールの延期、それから演劇鑑賞、避難訓練も延期になったと。それから、東小学校では、ブラザー遠足といいまして縦割りの遠足あるのですけれども、それが中止、芸術鑑賞、地域参観日も中止となったと、講演会については12月に延期ということであり。中学校では、学校祭時期でありまして、学校祭を延期して実施したということであり。それから、オータムコンサートが延期になった。それから、開西中学校では、学校祭のバザーを中止して、時間を短縮して学校祭を実施したと、こういう状況でございます。

指導の重点ということでありまして、担任の先生や養護教諭の先生の手洗いとうがいとを最重点、これは同じですけれども、せきエチケットについての指導、バランスのよい食事や十分な休養や睡眠、それから規則正しい生活というのが大切だということ指導しているところであります。また、

情報については、学校だよりや保健だより、それで保護者への指導を行っているということであり
ます。

今後寒冷季節を迎えるに当たっての重点対策ということでもありますけれども、私どもインフルエ
ンザがはやり始めたときに学校にアルコール消毒剤、それからマスク等を配備しまして、対応に努
めているところであります。今後も、今のところ毎日の各学校からの情報、今どういう状況なのか、
それから消毒、それからマスクも配備していますので、登校してきたときに発熱状況があったとき
にはすぐマスクをしていただくとか、そういう感染予防については十分努めているところでありま
す。

以上です。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 対策をひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、次は2と3のほうをまとめて。学
校で感染するというようなことで、学校行事などが変更されたり中止されたりというようなことが
あるわけでありましたが、逆に家庭というのはこういう連休がございますと社会と接触し、家庭で感
染があるわけです。それを学校に持ち込むと、こういうようなことは当然ありますから、したがっ
て家庭での対策徹底、こういうものをどのように学校と連携するのか、これを市教委の対策として
お伺ひしたいと思います。3も一緒に、それでは具体的に学校に登校したけれども、せき、熱、こ
ういう症状が顕著であると、しかしおうちへ電話してみたら、お父さんもお母さんも働きに行って、
出ていると。さあ、どうしたものかと、こういうようなことになると思うのですが、そういうとこ
ろの指導のマニュアルができていますのかどうか、こんな点について、これをご答弁いただきたいと
思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、学級閉鎖が行われた場合につきましては、健康観察カードを各家庭に配付をし
て、日々の健康状態を記録していただき、児童生徒の健康状態を直接電話でお伺ひしたり直接訪問
することで状況を把握するようにしているところであります。

また、マニュアルについてということですが、現在文部科学省に設置している新型イン
フルエンザ対策本部というのがあるのですが、そこでの行動計画という部分をもとに教育委員会か
ら市内の各学校長に通知しているのですけれども、具体的には道教委の新型インフルエンザに関す
る対応についてという通知がずっと4月28日から9月3日の第12報まで来ておりまして、その
都度それに基づいて行っているところであります。また、マニュアルとして参考になるなというも
のは、常時教育委員会の文書に入れ込んで対応しているところであります。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。もちろん市教委や学校がそういう対策をとると、大切なことでありま
すが、児童生徒の健康管理がもっと問題が多くなっていくはずでございます。若松先生もいらっし
ゃいますけれども、今の児童生徒は薄着だとかおしゃれとか、むき足とやらで、教室が寒い、先生
もっと火をたいと、こういうのが本当に多いわけでありまして、そういう対策こそ、引いてから

よりも、やっぱり引かないためのいろいろな指導などが必要でないかなと、こういうふうに思うわけですが、基本的な生活指導とか保健指導、こういうところは大切でないかと思うわけでございます。

さて、教育問題の最後でございますが、中学校の教科書の採択の進捗状況についてでございます。明年から中学校で使用する教科書が変わるわけですが、その採択の作業がどのようになっているかをお尋ねをしたいと思います。マスコミでも何の報道も最近はありません。しかし、問題ある社会科の教科書も存在すると言われているわけでありまして。市教委も、教科書展示について市民にどのような周知方法をとったのか。また、現在教科書の採択の作業がどこまで進展して、使用する教科書の採択はいつ決定されるのでしょうか。そういうことについて明確にさせていただきたいと思っております。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 初めに、教科書展示についてお答えいたします。教科書展示につきましては、毎年文部科学省の告示におきまして法定展示期間というものが定められ、示されております。今年度は、6月19日から7月8日までの間、市役所庁舎11階の市民交流サロンにおいて実施いたしました。市民への周知方法についてですけれども、広報たきかわの6月号に掲載し、周知を行ったところです。また、各小中学校にも通知を行い、教職員に対しても周知を図ったところです。教科書展示につきましては、従来平成19年度までは空知教育センターの中で実施してきておりましたが、昨年度より市庁舎を展示場所に変更いたしまして、市民、保護者の皆様が足を運びやすいようにということで改善を行ってきたところです。

次に、教科書採択の状況ですけれども、空知管内では岩見沢市、夕張市を除く管内23市町で北海道第5採択地区教科用図書採択委員会協議会を設置し、共同で採択を行っております。協議会の委員は23市町の教育長で構成されており、委員全員の一致により教科用図書を決定しているところです。協議会には、文部科学省で検定されました教科用図書の調査研究を行うために、各市町から推薦されました教員及び保護者等で構成される教科用図書選定委員会を設置しております。今年度第1回目の協議会は、6月5日に開催され、今年度の採択方針を決定いたしました。その中で、今年度中学校の教科用図書選定につきましては、新たに検定された教科用図書が社会の歴史分野の1社のみであることから、社会の歴史的分野のみ設置することを確認したところです。次に、第2回目の協議会は、7月28日に行われ、北海道教育委員会が作成いたしました採択参考資料、前回採択時の報告書などをもとに、今回新たに作成いたしました調査研究報告書、各市町で行われました教科書展示会での意見などを参考にして慎重に審議した結果、前回と同様の教科用図書が採択されたところです。滝川市では、8月27日、協議会の採択結果を受けまして、教育委員会議で議決したところでありまして。採択にかかわる情報公開につきましては、滝川市教育委員会が協議会の事務局となっており、9月1日から既に実施しております。今後も開かれた採択が一層進むように、改善できることは改善を図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。通告順に従いまして質問させていただきますが、今渡辺議員の質問の中で何点か理解させていただきましたので、質問を割愛させていただく部分を先に申し上げておきます。まず、2番目、教育行政の3、新型インフルエンザ対策について、1、2、割愛させていただきます。また、3番、市立病院問題の3番、同じく新型インフルエンザ対策について、この質問を割愛させていただきます。

それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、商工労働行政

1、企業誘致強化事業について

2、行刑施設誘致事業について

まず、1点目、商工労働行政について、1番、企業誘致強化事業について、1番から4番まで一括で質問させていただきます。

1番、産業構造の高度化（国際分業）に伴い、各自治体は企業誘致戦略に力を入れております。滝川市としての企業誘致戦略についてお伺いいたします。

2番目として、企業誘致の実現は、雇用機会の拡大や所得の増加、自治体の税収増加など、地域経済にとって数々のメリットがあり、それは国内企業と外資系企業とにかかわらず期待できるものであります。外資系企業等についての誘致について新戦略として考えられないのか、その見解をお伺いいたします。

3点目、企業誘致には、あらゆる方面にアンテナを張り、情報収集することが必要であります。企業誘致戦略チームを立ち上げる必要があると思うのですが、お考えをお伺いいたします。

4点目、滝川市は、企業誘致を図るため、首都圏在住者の企業誘致アドバイザーを任命したとのことですが、どのような方が任命され、どのような活動を行うことになるのかお伺いいたします。

4点お願いいたします。

○議 長 関藤議員の質問にする答弁を求めます。市長。

○市 長 企業誘致は、その時代、その時代でいろんな方法論を講じられてきたというふうに思いますけれども、今後地方分権の時代ということになってまいりますと、自主財源の確保というのが極めて重要な課題であるというふうにも思いますし、そういう意味では時代に合った形で企業誘致戦略を進めていく必要があるというふうに思います。市内経済団体等が連携、共同した中で積極的に企業誘致を行おうということで、滝川商工会議所、JAたきかわ、北門信用金庫、江部乙商工会、市で滝川市産業活性化協議会を設立をいたしました。企業誘致戦略という意味で改めて産業活性化協議会を活性化させて、誘致戦略をさらに方向づけしていきたいというふうに思っております。特に滝川においては、農業関係の試験研究、指導機関も集積されておりますし、こういった機関の立地というものを生かした産業関連、あるいは農業資源の利用が期待をされる食料品の関連産業を

中心に企業誘致の戦略が組み立てられないかというふうに思っております。関藤議員もそうですが、議員の皆さん方のネットワークの中で企業誘致も一生懸命やろうではないか、地域経済を活性化させようではないかということで、具体的な動きが出てきておりますので、これも極めて新しい動きとして滝川市にとって力強い動きだというふうにも思います。単に行政だけでなく、経済団体及び議員、さらに市民のネットワークを生かした戦略的誘致ということについて改めて考え直していかなくてはいけないというふうに思っております。緊急雇用創出事業において2名の調査員を雇用いたしまして、首都圏を中心に食料、食品関係の企業にアンケート調査を実施して、ターゲットになり得る企業の情報収集ということも行っているところでございますが、この結果のまとめということも皆さんに提供させていただきながら、力を入れたいものだというふうに思っております。

外資系企業の誘致ということについては、今までは逆の流れとして外国に出て行って、日本の製造業、物づくり産業を逆に低下させないと、そのことによるブーメラン効果というマイナス面も実は出てきているというふうには思いますけれども、率直に申し上げて、今外資系企業の誘致について滝川がどんなノウハウを持っているかという、持っていません。したがって、これは滝川市の国際協会あたり、いろんなネットワークもありますし、さらに皆さん方もさまざまなネットワークがおありになるのではないかと。あるいは、この周辺では学者の数が多い地域でもありますから、こういう専門的なお立場からどんな外資系企業の誘致の可能性あるのかというのは改めて関係機関の皆さん方と知恵を寄せ集めてみたいというふうに思います。北海道という立場でいいますと、大空町への車の部品会社、あるいは札幌市におけるシステム開発などのコンサルタントが外資系として入ってきている。あるいは、意外なことに建物を建てるということについて外資が入ってきて、建物を建てた後その売却するとか、そういうところもあるようです。例えば千歳のアウトレットモールなんか、確かにアウトレットについてのノウハウがあるのは外資系ということなのだろうというふうに思うのですが、そういうものを建てて、その後、地元というか、日本の企業がそれに乗っかっていくと、こういう新しい仕事のやり方というのも出てきているようですから、ここは少し勉強してみたいというふうに思っております。

企業誘致戦略チームを立ち上げる考えはないかということではありますが、今商工労働課内に産業連携室を設置をして、企業誘致の資産となる職員を配置をいたしております。その中で、できる限りのことをやっていきたいというふうに思います。ただ、それができる限りのことができなくなった段階でどういう体制を組んでいくのかというのは、これは十分考えなくてはならぬことだというふうに思います。先ほども申し上げましたけれども、いろいろな機関、団体で協議会をつくっておりますから、この中でもよく煮詰めたというふうに思っております。かつて私が担当部長のときに、何で千歳にあれほど企業が来るのかという質問をしたときに、こういう答えが返ってまいりました。1つは、新聞に載った大きな情報はもう遅いと、だから新聞でいえば数行の小さな記事を注目して眺めているのだと、そういう小さな記事のアンテナということを張ることが重要ではないのかと。あるいは、2つ目、これ千歳だからできることかもしれません、あるいはそうでないかもしれません。午前中に、あなたのところで工業団地をつくっているけれども、どうなのだろうか

問い合わせが来る。ちょっと待ってくださいと、直ちにお邪魔いたしますということで、電話を切って、直ちに飛行機に乗って飛んでいくと。北海道というのは意外と身近なのだなどと、たった2時間で来れるのかとか、こういうことになる。私は、やっぱりそういう意味での迅速さということが求められていくのだろうというふうに思います。今の体制の中でできるだけ迅速に行う、それができないときに新たな体制を積極的に組んでいく、そういう考え方であります。

企業誘致アドバイザーの任命ということでありますけれども、特に首都圏在住者の中で北海道の経済状況、生活文化などを理解をされて、企業に大きなネットワークを持っている方を企業誘致アドバイザーとして任命したところであります。株式会社プライムマネジメントコンサルティングの代表をやっております出村明弘氏であります。北海道においては、三井観光開発株式会社のかかわりで北海道の仕事を随分なさせて頂きました。成果も観光開発を含めていろんなところで成果があるというふうに認識をいたしております。その後独立をして、現在の会社を設立をしたと、平成7年に設立をしたということであります。出村氏のネットワーク、それから経験、そういうもののアドバイスをいただきながら取り進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 企業誘致につきまして戦略チームを積極的に活用して、迅速な対応ということなのです。私も全国の各自治体で企業誘致の成功事例がないかということでいろいろ調べさせていただきましたら、山形県が非常に企業誘致に成功してきたと、どういう形で成功してきたのかということで調べますと、山形県はインダストリアルセミナーやまがた二千何とか in 東京とか、川崎とか横浜とか名古屋という形でそれぞれの大きな地域に出かけていきまして、言ってみれば工業のセミナーですから、そういった企業を集めてホテルでセミナーを開いて、企業誘致の説明をするというようなことをやっているわけです。滝川の場合は、今市長が述べられましたように食品関連ということで企業誘致を考えるのであれば、このような大都市圏に出向いて行って、こういった説明会を開催するというようなお考えはないのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 そういうことも含めて戦略を組み立てていきたいというふうに思います。いろんな事例がきっとあるのだろうというふうにも思います。関満博さん、2度ほど滝川にも来ていただきましたけれども、この方が特に東北地方の企業誘致にかかわっていらっしゃるけれども、中小企業を振興しようではないかと。そのためには、例えば都道府県あるいは市町村のインキュベーターをつくって積極的にやっていくと、そして融資面から従業員の面からすべて相談に乗っていくと、こういうところで成功したところがあったのです。今お話のありましたように、例えば首都圏では見本市なんかでどんどん行われると。見本市に行って、うちはこの企業を誘致したいというふうに戦略にあつたら、見本市の中から選んでアタックしていくとか、いろんな方法があるようでありませけれども、一番うちに適した方法というのをやっぱり考えていかななくてはいけないと、そのために首都圏に出て行って、一生懸命営業すると、私どもの考え方をきっちり訴えたと、そういうことは不可欠なことではないのかと。行政として営業活動が下手ではないかということもこれまでも言われてきたことでもありますけれども、そういう面での営業活動に力を入れたいというふうに思い

ます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 よろしく願いいたします。

続きまして、2番、行刑施設誘致事業についてであります。我が国においては、刑務所や少年刑務所、拘置所を合わせると百数十カ所あると言われております。平成13年度以降その収容率が100パーセントを超え、行刑施設が不足しておりました。全国的な誘致活動が行われた時期もありましたが、滝川の実刑施設誘致期成会の活動がどのようになっているのか、また今後の滝川市の誘致に対するお考えをお伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 行刑施設に関するご質問でありますけれども、全国的な状況としまして、ご質問にもあったとおり平成21年4月現在で全国に設置されている刑事施設につきましては、刑務所62、少年刑務所7、拘置所8、刑務支所8、拘置支所104ということで100件を超えているという状況であります。平成13年に刑事施設の収容人員が収容定員を上回り、ピーク時の平成14年には106パーセントを超える過剰使用状況となったところであります。その対策として、法務省において刑務所の新設計画が持ち上がり、全国的な誘致合戦になったというところであります。滝川市におきましては、平成16年度末に期成会を組織し、誘致活動を展開をしたところでありますが、残念ながらかなわず、その後過剰収容傾向にある中、息の長い誘致活動を展開するという期成会の方針のもと、法務省や札幌矯正管区への要望活動を初め、近隣刑務所の視察あるいは管区職員による講習会などの事業を展開をしているところであります。既に設置されている施設が増設されたことや平成19年時点で収容人員が減少に転じたことなどから、使用状況につきましては改善の傾向にあります。しかし、新設計画がない中ではありますけれども、例えば更生保護施設などの類似施設の可能性を含め、情報収集に努めることにしているところであります。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 確かに平成13年度に100パーセントを超えて、平成18年度102.4パーセント、そして平成19年度、ここから収容率が減になっております。減になっている原因は、ではどこにあるのかということで、今新設、増設というようなご答弁いただいたのですけれども、実際今年度の収容率はご存じでしょうか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 先ほどの補足ということになりましょうけれども、平成19年時点で収容率93.7パーセントということで把握をしているところでありますし、平成20年段階では90パーセントになるのかなというふうに把握をしております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 数字的にはそのとおりで、平成21年度、今年度で収容率が85パーセントになっております。これは、先日私法務省の矯正局で確認しております。減少に転じた理由はどこにあるのかというと、今言われましたように新設、増設というのは確かに一つの原因ではあるのですが、実際問題さらに大きな要因として挙げられるのは何かというと、早期退所なのです。早期退所率という

のが非常に多くなっております。これは、保護観察つきで退所していくのです。ところが、再犯率ということは今度調べました。そうすると、再犯率というのは、これは一概に何パーセントという数字を打ち出すわけにはまいりません。というのは、初犯の再犯と再犯の再犯とか、前科何犯での再犯、それからその犯罪内容によっても違うのですが、大まかにまとめたものが矯正局から発表になっておりまして、私調べてきましたら、初犯の再犯率42.3パーセント、再犯者の再犯率というのが57.7パーセント、よって2人に1人再犯ということになるのです。そうすると、今後この現状をどう踏まえるかということを確認しましたら、やはり社会現象となって、普通の人がそういった罪を犯した方から何か被害をこうむるといようなことが社会問題となることもあり得るだろうと。そうなった場合どうされますかと言いましたら、そのときは実情に合わせて新設という動きにまたなっていかなければならないだろうというご答弁を矯正局からいただいているのですが、そうなったとき滝川市としては積極的な活動をされる考えはございますでしょうか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 要請、要望活動等につきましては、期成会を通じましていろんな形で情報の収集に努めておりますし、また先ほどの類似施設等も含めて広範囲の中での情報の収集をしながら、あるいは情報の共有をしながら誘致に向けて取り組みを進めていく必要があるというふうに考えているところであります。あくまでも期成会としてどういう形で取り組んでいくのかということを中心に置きながら取り進めていく必要があるというふうに考えてございますし、今のところ関藤議員さんからのお話もございましたように、詳細な情報の把握、情報の共有化によってどういう活動をとっていくのかについて取り進めをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 最後に、この件につきまして1点だけお聞きいたします。そういった活動の中で誘致を進めていくお考えがあるというぐあいに認識させていただきましても、そのような中で滝川のまちでは誘致の場所として考えられるところはこういったところがあるのか。確かにこの誘致に関しては、法務省矯正局が述べているところによりますと、例えば1,000人以上の収容者を確保する施設であれば10ヘクタール以上の平たんで四角い土地が必要であると、ライフラインが整備されていること、地元の反対がないかどうか、医療整備が備わっているかどうか、こういったことを誘致の一つの目安として矯正局では言っているのですけれども、滝川市としてはそういったことがクリアされる場所というのは何点かございますでしょうか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 平成16年に期成会を立ち上げて滝川市の考え方をまとめたときに、東滝川の畜産試験場の用地というのを一つの候補として検討し、提案をした経過がございます。今議員さんからのお話のように、インフラの整備状況ですとか、あるいは収容の状況ですとか等も踏まえた中で検討していく必要があるというふうに考えてございますが、面積的な問題ですとかそういうものも大きな要素としてあるのかなというふうに考えてございますし、そういったことでクリアしていくとなると、場所としてはかなり限定をされていく可能性があるというふうに考えてございます。そういった中では、第一義的には東滝川の部分というのが考えられるというふうに理解をさせていただきます。

- 議 長 関藤議員。
- 関藤議員 わかりました。

◎2、教育行政

- 1、教員免許更新制について
- 2、学校・家庭・地域の役割について
- 3、新型インフルエンザ対策について
- 4、スクールニューディール構想について

続きまして、2点目の教育行政についてであります。まず、1点目、教員の免許更新制についてであります。まず、1番、日教組とのかかわりを持つ民主党政権にかかりました。義務教育のあり方にまずどのような影響があると思われるのか、教育委員会としての見解をお伺いいたします。

2点目として、民主党政権では教員免許更新制の廃止と思われる発言がされましたが、この制度が廃止された場合、問題のある教員の対応や再教育の道が閉ざされてしまうと思うのですが、教育委員会としてその対応をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 現在の教育委員会という制度におきましては、義務教育のみならず、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を保つとともに、安定性、継続性の確保を図るために、選挙で選ばれる自治体の長から独立した形で教育行政の執行に当たっております。この制度がこういう特質を持っているということですから、このたびの選挙の結果によって政権交代が行われたからといって、直ちに教育委員会のあり方が変わり、教育行政に影響があるということは考えてはおりません。教育委員会制度そのものの見直しをするのであれば、これはまた別の問題だというふうに思いますが、今後個々の政策あるいは具体的な施策について、その動向を注意深く見守っていきたいというふうに思っております。

その中で、教員免許の更新制につきましては、その時々で教員として必要な資質、能力が保持されるよう、定期的に最新の知識、技能を身につけることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指して導入された制度であります。したがって、免許更新制そのものは、問題のある教員への対応あるいは再教育のための制度ではないという認識はしております。また、児童生徒に対する指導が不適切である教員については、道教委が平成20年3月に策定をした指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則というものがございまして、それに基づき、指導改善研修が実施をされるということになっております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今質問しました民主党政権にかわってからのということ、民主党政権にかわってから、この間川端文部科学大臣の所信表明でもありましたけれども、3つの点が挙げられているのです。それは、まず1つとして、先ほど渡辺議員が教科書採択について質問されていたのですけれども、教科書採択について各学校の裁量で決定するということが日教組からの要望で出ております。また、学力テストは廃止、抽出してやるかというようなことも要望で出ております。この2点につ

いては、教育委員会として、まず学力テストが廃止になった場合どのような対応を考えているのか。例えば秋田県であれば、県独自の対応で学力テストを実施すると言っているのですけれども、滝川の場合はどのようにお考えなのか、その点についてお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 全国学力・学習状況調査につきましては、仮に廃止とか、あるいは抽出、何年かに1回とかというようなことも検討はされているようでございますが、従来から標準学力テストというものを活用しながら、それぞれの学校で個々の児童生徒の成長、発達段階に合わせた学力の把握というのはなされておりますので、財源的な部分もあるのかもしれませんが、場合によってはそういうものを拡充していくということは考えられるのかなというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

続きまして、2点目、学校、家庭、地域の役割について、1件だけです。今滝川市を含め、日本の学校、家庭、地域の教育力が著しく低下していると思うのですが、その原因はどこにあると思われるか、教育委員会または教育長の見解をお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 非常に難しい問題であるという認識はしております。何が大切で、どのような取り組みをこれから進めていこうとしているのかということが問われているというふうに思います。近年家庭の教育力の向上、いわゆる地域の教育力の向上を求められる場面が多くありまして、滝川市教育委員会としても地域の教育力の向上というものについて力を入れていきたいというふうに思っております。その背景には、核家族化あるいは少子化による社会の変化、さらには経済状況、地縁的なつながりの希薄など、さまざまな要因が考えられるというふうに思っております。教育委員会としては、早くから子育て10選というようなものをつくって啓発に努めてきておりますが、もう啓発の段階ではないのかなというのは率直に思っております。これから具体的にそれをどう具体化していくかということで、現在教育委員会の基本的な考えとしては、学校教育と社会教育の中で特に就学前も含めた対応をそれぞれの役割でどういうふうにしていくかということが必要だというふうに思っておりますし、先般の学力テストの分析の中でも、いじめの問題が全国平均より低いというような実態も出ております。それに関連をして、学校教育でできること、家庭教育でできること、どういうものがあるのかという分析は、やはりきちっと進めていかなければならないというふうに思っております。ただ、家庭教育を進めていく上で基本的に具体的なプログラムとして今考えておりますのは、異年齢、異世代、地域交流というようなもの、例えばおじいちゃん、おばあちゃんによる昔遊びの伝承だとか、あるいは親同士の交流というようなことで、これは既に昨年から取り組みを進めております入学前児童が学校での体験をするとかといったようなことが考えられるのかなと。また、子育て、親育ち講座というようなことで、それぞれのPTA研修あるいは学年懇談、ゲストティーチャーによる講話など、それぞれのテーマを持って、小学校から中学校に上がる、あるいは小学校に入学をするお子さんの不安だとか、そういうものをどういうふうに解消していくか、その中で家庭教育というものの果たす役割というのが何なのかというようなことを具体的にやって

いく必要があるのだろうなというふうに思っております。そういう意味では、決して教育委員会だけでできる取り組みではございませんので、多くの市民の方のお知恵をおかりしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 言われていることは非常によくわかるのですが、どこの教育委員会のいろいろな教育問題について書かれているホームページを見ても、学校、家庭、地域という言葉が必ず出てまいります。学校って何ですか、建物も含まれるわけですが、当然その学校で指導していただいている先生なわけです。家庭は、当然両親である。地域って何ですかというと、エリアも地域ではありませんけれども、当然私たち大人社会が地域というぐあいに私は認識しております。というのは、子育てが終わったから、それでもう終わりというわけではなくて、その地域、これは滝川なら滝川全体ですね、住んでいるみんなが協力して、力を合わせて教育ということを考えていかなければならないところなのです。そういった中で、いろいろな問題、当然親の問題もございませぬ。地域社会の大人の問題もございませぬ。どこが、どこがということではないのですが、学校の問題だけをちょっと取り上げてみますと、教員の問題はどうなのだろうか。資質ということが先ほど出てまいりましたけれども、学校の先生に欠けているのは、教育長は学校の先生の資質向上とよく言われるのですけれども、資質の何が欠けていると思われませぬか。

○議 長 教育長。

○教育長 何が欠けているかという前にといいますか、教師である前に一人の社会人だということが大前提になりますから、基本的に社会人としての必要な資質というのが前提だというふうに思っております。その中で、教員としての専門職を生かすための知識、技能というのが必要になるというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 私が思う学校の先生の資質ということと言うと、まず学校の先生は対人関係が苦手なのだなどと、また感性としてちょっとおかしな感性を持っている先生がいるなど、また価値観が非常に狭いなど。これはどういったところで私感じるかということ、よくPTAや何かの懇親会とかございます。当然教育長も参加されるわけです。そうすると、PTA関係の保護者何百人かのうちのテーブルが10人、10人と並んでいるのですけれども、学校の先生は、地域というところに入り込んでいくのであれば、テーブルに1人ずつそれぞれ配置して、いけばいいのです。そして、いろいろな周りの人たちの話を聞くことによって、ここの家庭ではこういう考えでいるなとか、ちょっとしたことでわかる。ところが、私が今まで参加した中では、教員は教員だけがごそっと10人か15人集まって、そこに座っている。先生のほうから各テーブルに行って話をするということは、ほとんどないのです。親のほうから先生が座っているテーブルに行って、うちの子どうでしょうか、こうでしょうかと聞いているだけで、先生は黙ってふんぞり返って待っているだけ。こんなばかげた話あるかと。私は、そういった意味で学校の先生の感性がちょっと低いのではないのかなというぐあいに思っております。

(何事か言う声あり)

○関藤議員 ちょっと言い過ぎました。

(何事か言う声あり)

○関藤議員 済みません。

それでは、続きまして、4番目のスクールニューディール構想についてであります。ICTの情報通信技術の環境整備として電子黒板を購入することになると思うのですが、どのようなタイプを検討されているのかをお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 お答えをする前に、先ほどの関藤議員さんの見られた先生方の対応、私がおつき合いした先生の中では必ずしもそういう先生ばかりではないというふうに思っております。2次会、3次会で保護者と一緒に歩いていらっしゃる先生も多数見かけられます。中にはいるかもしれませんが、それがすべてではないということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

ご質問にお答えをしたいというふうに思いますが、前段スクールニューディール構想のご説明になりますが、平成21年4月の経済危機対策に盛り込まれた政策でございまして、21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実を図るということで、学校の耐震化、学校のエコ化、そして学校のICT化と、この3つを推進をするというふうになっております。滝川市におきましても、国の学校情報通信技術環境整備事業費補助金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用してICT環境整備を進めるべく、さきの8月4日の臨時会において補正予算の承諾を得たところでございます。この中にあります電子黒板について、学校ICT環境整備事業では原則として各学校に1台としていることから、滝川市においては小中11台の導入を予定をしております。ただ、既に2校ではそういうことで1台ずつ電子黒板を持っておりますので、導入を合わせれば13台ということになります。電子黒板は、言葉で説明するのはなかなか難しい部分があります。最近のあれでいいますと、天気予報のときにお兄さん、お姉さんがこんな棒を持って、雷のマークが出てきたり、雲をこっち側に移したりとかというような、あれが電子黒板のイメージだというふうに思います。しゃべるものもあったり、それはソフトによってさまざまなのがございまして。滝川市として詳細については、どういう電子黒板を入れるかということについては現在検討中ということですが、当面各学校に1台という制限がありますことから、移動が容易に行われるもの、それでもフロア間、1階から2階とかというのは相当の重量がありますけれども、なるべく移動が容易である、あるいはセッティングの必要がなく、スペースも限られた教室ですから、なるべく省スペースのものと。当然現場の先生方が使いやすいもの、あるいは角度の映り込みが少ないこと、あるいは使う児童生徒あるいは教員の陰にならないようなものというようなもの、さらに今はデジタルテレビもついた電子黒板というようなものを考えております。

◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

関藤議員。

○関藤議員 スクールニューディール構想で、電子黒板については多分八百数十万円の予算ではな

かったかとは思いますが、まず1台の価格についてどのぐらいのものを想定されているのかということが1点。もう一つは、電子黒板というのをを使用する場合、移動式ということなのですが、50インチ、48インチというのが移動するには楽なのかなとは思いますが、48、50インチというのは教室の中で使うと、後ろの生徒は非常に見づらいのです。それで、今主流となっているのが68インチから70インチと、これも移動型がございます。または、固定型もできるわけなのですが、今北海道では札幌市で導入が決まったのが64インチを導入というような形なのですが、1台の価格から追っかけていっても、その予算の中でできるかとは思いますが、電子黒板の大きなのを入れたら、今少子化で教室が余っているのではないかと、専用の教室というのを使って、生徒が移動するという形をとるということはできないのかと、電子黒板を使うときにがたがた、がたがた移動すれば、当然傷みも早いわけで、あいている教室を使って、例えば理科の時間は何年何組の生徒はどここの教室にというぐあいにして、電子黒板をそこに置いてしまって、移動させないという方法というのは考えられないのかお伺いいたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 教育部指導参事。

(何事か言う声あり)

○議 長 静粛に。

○教育部指導参事 電子黒板の使用につきましては、現在教育委員会のほうで検討中ございまして、この後、市内の教職員で組織していますパソコン活用検討委員会という組織がありますので、その中で最終的な意見をいただこうと思っております。

また、電子黒板の活用方法については、さまざまな例が示されておまして、今関藤議員さんからお話ありましたように、視聴覚教室ですとかプレールームですとか、多目的教室に固定して使う方法もありますし、また授業の中で各教室に持ってきて使うという方法もありますので、その教科、授業のねらいですとか目標、内容に沿って当然変わっていくものだと思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。電子黒板は精密な器械なものですから、移動させるというよりも固定の部屋で使われたほうがいいのではないかなと思います。

◎3、市立病院

- 1、7対1看護について
- 2、医師・看護師確保について
- 3、新型インフルエンザ対策について

続きまして、3番、市立病院についてであります。ここは、1番の7対1看護について、1から3まで続けて質問させていただきます。1番目として、7対1看護に対し、市立病院の方向性はどのように考えられているのかをお伺いいたします。

また、2点目として、7対1看護が実施されることにより看護師の勤務体制、2交代制、3交代

制とかいろいろあると思うのですが、そういった看護師の勤務体制はどのように変わるのかをお伺いいたします。

3点目として、7対1看護を実施することによって経営上のメリットとしてはどのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 7対1看護の取得につきましては、過去1年間における平均入院患者数に対する看護師数、あるいは看護師比率ですとか平均在院日数などの施設基準を満たすという必要がございますが、試算いたしますと、あと数名の看護師が確保されれば7対1看護の取得が可能という状況にあります。したがって、当院といたしましては、早期に7対1の看護の取得を目指して看護師の確保に取り組んでおりまして、施設基準を満たすという条件が整いましたら、直ちに申請をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、7対1看護が実施されたことによって勤務体系がどうなるのかということでございますけれども、基本的には勤務体系が変更になるということにはございません。ただ、マンパワーが増加することによっての看護師の負担の軽減ですとか、看護の充実ということに充てることが可能であるというふうに考えています。それから、3交代あるいは2交代と、当院は3交代制をとっていますけれども、2交代ですと勤務時間が長くなるものですから、仮眠室というような、そういうものの設置が必要であるとかということがございます。ただ、1回の勤務が長いものですから、1カ月に休みが多くとれるとか、看護師の負担軽減ということもあります。これは、それぞれのライフスタイルによって、実施しているところではいろいろとメリット、デメリットがあるようですので、新病院になりますと看護師の休憩室等の整備ということもかなり今よりはよくなるということで、これらも院内としては一つの課題というふうに考えているところでございます。

それから、経営上のメリットということといたしましては、入院基本料が10対1と比較いたしますと増収になるということになりますので、入院収益は増加になります。幾らぐらいふえるかということについては、患者数、あるいはそれによって満たすための看護師の増員数と、これらによって収益の部分がかわったり収入の部分が増減いたしますし、あるいはまた費用としての人件費の増減ということがありますので、幾らというのはなかなか試算は難しいのですが、仮に今の部分で不足する看護師数を満たした場合、そして今の入院患者数で試算するということになりますと、ふえる人件費を差し引いても単純に純粋に月1,000万円を超える純増ということが見込まれるという試算になります。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 よくわかりました。

それでは、最後に2点目、医師、看護師の確保についてであります。1点目、質の高い医師、看護師の確保というのは、市民の願いでもあります。滝川市の現状についてお伺いいたします。

また、2点目として、以前にも一般質問をさせていただきましたが、医師確保対策を重点課題として、対策チームをここにも新設するお考えはないのかお伺いいたします。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 医師確保ということにつきましては、当院の病院運営の最重要課題の一つというふうに認識しているところでございます。この取り組みといたしましては、5月に院長が関西方面の大学訪問を行ったほか、医師、看護師の募集パンフレットというものを策定いたしまして、イベントなどの開催時にパンフレットの配布をするなど、情報提供を呼びかけております。また、広報たきかわの5分で読める病の話と、ここの欄を利用して医師、看護師の情報提供ということの協力を市民に呼びかけてもいるところでございます。また、道内の医育大学医局への派遣要請、あるいは人材紹介サイトへの募集登録などにつきましても引き続き行っているところでございます。また、初級研修医の確保ということにつきましては、東京及び札幌で開催されました北海道が主催しました合同説明会、これへの参加ということやホームページにおける募集の掲載と、また当院への初級研修医の希望者の見学生が何人か来てございますので、そういう方への説明などをして、当院を選んでいただけるように努め、取り組みをしているところでございます。

一方、看護師確保ということにつきましては、滝川市立の高等看護学院の卒業生というものを安定的に確保していくということが重要というふうに考えてございますので、学生に対しての早い時期からの当院の充実した卒業後の教育体制ですとか指導体制、こういうものの説明ですとか、学生が就職先として当院を選んでいただけるようにPR活動などもいろいろとしているところでございます。また、過去に実際に看護学院の卒業生で当院に就職している学生を見ますと、やはり地元高校の出身者が多いということもございまして、地元の高校を訪問いたしまして、滝川市の高等看護学院への入学につきまして指導の先生方との意見交換、あるいは地元高校生の看護学院の見学会ということなども実施をして、進路先に当市の看護学院というものを選択してもらえよう、働きかけを今年度さらに力を入れてやっております。さらに、また5月には道内の看護学校、育成校を訪問いたしまして、当院の教育体制あるいは指導体制を説明し、就職者の紹介活動ということも実施をいたしました。医師、看護師確保に向けまして、今後とも情報の収集あるいは発信、ネットワークを活用するなどして積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、チームの新設を含めた医師確保対策ということでのご質問でございました。19年の4定でのご質問に対しましては、理事の配置ですとか、あるいはネットワークの活用、あるいは北海道が進める医師の移住促進事業への参加、あるいはそらぷちキッズキャンプ事業を通じての支援病院としてのPRというようなことをご答えさせていただきました。これらについても取り組んでいるところでございます。また、医師確保ということになりますと、なかなか勤務医の確保が厳しいということで、全国的にほとんどの病院が取り組んでいるというような状況がありますから、他の病院より積極的な取り組みあるいは幅広い取り組みということをしなければ、なかなか成果があらわれないというふうに考えるところでございます。そういう意味では、病院だけの取り組みではなくて、市民のネットワークを活用するなど幅広い取り組みも必要ではないのかなということと考えますし、また医師を大切にしている病院だと、あるいは医師を大切にしている地域であるということも大切ではないのかなというふうに考えています。そういう意味では、現在いる先生方を大事にするということも必要なのか、そうすればここの病院にさらにいたいとか、あるいは医局に戻ったときに、あ

そこの病院なかなかいいよと、こういうPRというようなことも効果としては非常に大きいのではないのかなというふうに期待するところでございます。

また、先日には、議員さんのご紹介で東京の大学病院を医師派遣要請で訪問することができました。このような取り組み支援に大変感謝を申し上げたいと思いますし、今後も幅広い取り組みが拡大していくことを期待をいたしますし、市としてもさらに今まで以上に取り組んでいかなければならぬというふうに決意も新たにしているところでございます。繰り返しになりますけれども、医師確保というものについては幅広い取り組みを継続的に行っていくということが必要というふうに考えていますので、これまでの取り組みをさらに発展させた幅広い取り組みということについて、幅広い皆様のご協力を得ながら今後とも取り組んでいきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 医師確保がいかに関後大切になってくるかということで、先般東部長にご同行いただいたわけですが、私も医療に関しては素人なのですが、昭和大学にご同行いただいて、そのお話の中で地域医療研修医というのを受け入れると、地域医療研修医というのを滝川は今後受け入れていくお考えがあるのかと。また、お話の中では、医師を派遣してもいいというようなニュアンスの回答も昭和大学のほうからいただいたような気がするのですが、その条件として、滝川もそうですけれども、看護師が不足していると、例えば滝川の看護学校、数十名卒業する中で、都会のほうで働いてみたい、そういう病院で働いてみたいという方もいるかもしれない。逆にそういった看護師を二、三名でも向こうに出してあげることによって、向こうのほうから医者というのを1人、2人出してもらえるとという条件もなきにしもあらずだというようなお話をいただいたわけですが、具体的にちょっと私もわからない部分があったので、そこら辺の内容についても東部長から議員の皆さんにもわかるようにご説明いただけないでしょうか。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 まず、初級研修医の関係ですけれども、大学医学部6年間研修いたしまして、2年間は専門分野に進むのではなくて幅広い医師としての技量を高めると、そういう意味で、今までは決められた診療科あるいは地域医療というようなことをいろいろと研修しなければならぬと。ただ、この制度も今また見直しがかかるということになりまして、地域医療の部分については引き続き行われますけれども、かつては地域医療の場合については例えば保健所ですとか保健センターのような、そういうようなところでの研修ということもよかったのですが、今後は実際に診療を行う部分での例えば診療所ですとか、そういうような地域での本当の診療行為というものにならなければならぬということでございました。この間の話では、東京方面では逆にそういう確保が難しいと。したがって、地方のほうでそういう研修期間を、義務は1カ月ですけれども、本人の希望でさらに2カ月延長も可能ですので、1カ月から3カ月の研修をさせてもらえるのであれば、そういうところに派遣する。これは、ただしあくまでも初級研修ですから、研修医の1カ月から3カ月の期間ということでございます。ただ、そこで、また看護師不足の話もありました。こういうつながりの中で、連携病院として最終的には大学として医師の派遣という道も可能性があるのではない

のかと、こういうふうにも受けましたので、院長と協議をして、当院としてどのような提案ができるのか、これによって、もし相手方のほうがそういうことで話に乗っていただければ、そういうつながりの中から場合によって医師派遣ということが実現するかもしれない。いずれにしても、こういうきっかけ、つながりは何とか大事にしていきたいというふうを考えているところでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 終わります。

○議 長 ここで休憩に入ります。時間なのですが、光暁寺東側の駐車場に今入れられていて、移動する方は何人いらっしゃいますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 七、八台ですね。その移動時間も入れたいのですが、庁舎の駐車場が七、八台しかあいていないのです。ですから、うまく移動していただきたいと思います。それで、時間は……

(何事か言う声あり)

○議 長 8時ごろまで、閉会后まで延長するという事ですから……

(何事か言う声あり)

○議 長 では、そのようにしてもらいましょう。ということで、4時25分に再開いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時27分

○議 長 会議を再開いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。きょうは、2件5項目について質問いたしますけれども、時間が詰まっておりますので、項目ごとで要旨はまとめて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎1、福祉行政

1、どさんこ・子育て特典制度について

2、たきかわっこ応援隊について

1件目、子育て支援について、どさんこ・子育て特典制度について質問いたします。北海道のどさんこ・子育て特典制度は、昨年9月よりスタートして、小学生までの子供がいる全世帯にどさんこ・子育て特典カードを配付しており、子育てを応援しようというものです。滝川市においても広報によると協賛店がこの前では65店舗となっておりますが、加盟店はどのようにして決定されているのでしょうか。また、今後もっと協賛店をふやしていく考えがあるのか、その際はどのような方法でふやしていこうとしているのか質問いたします。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の協賛店はどのようにして決定されるのかということでございますが、まずどさんこ・子育て特典制度の概要でございます。小学生までの子供がいる世帯が買い物ですとか施設などを利用する際に、認証カードを提示することで商店や施設などのご厚意によってさまざまな特典を受けることができる制度でございます。これは市町村、商工団体、企業等の理解と協力を得ながら社会全体で子育て世帯を応援するということが、北海道の事業でございます。9月1日現在でございますが、道内16市21町が参加してございます。滝川市では、平成20年9月、13店舗でスタートしましたけれども、9月1日現在70店舗に拡大してございます。

そこで、決定方法ということでございますが、これにつきましては北海道のどさんこ・子育て特典制度のガイドラインというのがございまして、それに基づきまして、制度の趣旨に賛同いただいた店舗ですとか施設の方を登録するということが、市町村を通じて北海道に協賛を申し出た店舗、施設を対象としてございます。申し込みは、市町村が受け付けると。この審査基準につきましては、特に設けられてはございません。協賛制度にご賛同いただける企業等につきましては、電話ですとかファクスのほか公式ホームページでも登録が可能となっております。また、今後ふやしていく考えはあるのか、その際どのような方法によるのかということでございますが、今後も子育てしやすい環境づくりの一環として滝川市としても本制度を推進してまいりたいというふうに考えてございます。その際、どのような方法でふやしていくのかということでございますが、市内の事業主の方々につきましては、さまざまな媒体を通じてPRしていきたいと考えてございます。商工会議所の広報紙、広報産経というものがございますが、そこに959社の企業さんが加盟されているということ、また江部乙商工会の広報紙、商工会報では105社の企業さんが加盟されているということでございますので、そういう会議所ですとか商工会さんのご協力をいただきながら、加盟している会社にはすべてPRしてまいりたいと思っておりますし、このほか広報ですとか公式のホームページ等で随時積極的にPRを今後もしてまいりたいと考えてございます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、全市合わせると1,100店舗くらいお店があるのですね。ということでは、9月1日で70店舗ということですから、まだまだその輪は広がって行くと、多くの方にご利用いただけるかなと思うのですが、ホームページ等を見て入ろうと思う人は、もう既に加入しているのかなと。もっともっと広げるための努力は、やっぱり一歩進んで出かけていってするなりの方をこれからとっていかないとふやしていくのは難しいのかなと思っておりますが、そういった考えもあるのかどうか。商工会議所とその広報等を今までどおりに継続していただけないのか、その辺について質問いたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまのご質問ですが、ただいろんな団体をお願いをするだけでは、やっぱり賛同、ご協力をいただける企業数がすぐにふえるというふうには私どもも思ってございませんので、先ほど申し上げました商工会議所さんですとか商工会さんのほかにも、こういうところに加盟されていない事業主さんも当然おられますので、そういうところも含めて、私ども所管のほうとしてはできるだけ足で稼いでPRしていきたいなど、そういうふうに思っています。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 ぜひとも、足で稼いでということですが、ご苦労ですが、店舗がふえるような取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、たきかわっこ応援隊について質問いたします。どさんこ・子育て特典制度に加えて、さらなる支援策として協賛店の中でたきかわっこ応援隊を結成しており、現在4店舗が参加しているということですが、広報の中ではこちらもあわせて募集していますとなっておりますが、協賛店の仲間で募集していくのか、市が募集していくのか、どのようにされるのかというのが1点目。

続けていたします。8月20日に北海道新聞の掲載で、紙おむつ等の贈呈を始めたところ、5月からの3カ月間で市内で生まれた90人のうち約70人が利用した。年間で300人の贈呈者を見込んでいるということでした。利用者にとっては、こういうプレゼントをいただけるということで大変ありがたいことなのですが、また利用するかしないかについては利用者の判断ではありますけれども、その後100日の写真を写すとか出産のお返し物を買うなど、そういった利益が特定の業者に集中するのではないのでしょうか。実際に、入っていないほかの店舗ではこの期間の利用者が激減しているという声も聞いております。出産の際に母親が市役所から受け取るファイルに希望者を募るはがきを同封し、子育て応援課の窓口でも申し込みができるとなっておりますが、これではプレゼントの案内とはいえ市が推薦しているように受け取られ、特定の店に便宜を図ったことにはならないのでしょうか。ほかの店では、地方紙に載せたり広告を入れるなど、大金をかけてPRをしております。公平性の点でどのように考えるのでしょうか。今4店舗ですけれども、ほかにもグループが次々とできた場合、同じような対応ができるのかどうか。

次、3つ目ですが、ご出産お祝いプレゼントのお知らせのプリントによると、個人情報は今後子育てに関するお得情報を提供する際に利用するということが小さい文字で書かれているわけですが、そのことをご了解お願ひしますとありましたが、今後入学や進学などいろいろな形でこの店が特定で利用されるとしたら、加盟していない店への影響は著しいものとなり、まさに死活問題と言えます。どのように考えるのか質問いたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、1点目のたきかわっこ応援隊の協賛店の募集についてはどのようにされているのかというご質問からお答えをしたいと思ひますが、まずたきかわっこ応援隊の概要を若干簡単に申し上げますと、どさんこ・子育て特典制度の協賛事業者の有志の皆さんがたきかわっこ応援隊なるものを組織されまして、市内で生まれた赤ちゃんに出産のお祝いとして紙おむつなどをプレゼントするというサービスを5月14日から行ってございます。議員さんのおっしゃられるとおり、現在4社がございます。どさんこ・子育て特典制度の一環として、市としては子育て支援につながる取り組みというふうにご覧でございます。出生届を出された方に子育て支援の中の一情報として情報提供を行っているというところでございます。募集方法ということですが、たきかわっこ応援隊はどさんこ・子育て特典制度の滝川の独自の上乘せの支援策でございまして、基本はどさんこ・子育て特典制度にまず協賛していただいているということが条件となります。協賛店全店の皆さんには、たきかわっこ応援隊の趣旨について周知をさせていただいて、参加を呼びかけているところ

でございます。

2点目のご質問の中で、特定の店に便宜を図ったことにならないのかというようなご質問でございますが、先ほど申し上げましたけれども、協賛店の皆さん全部に、70社ですけれども、対しましてたきかわっこ応援隊への参加を呼びかけてございます。この事業の開始前、4月10日の時点ですか、当時は66店舗のお店に対しまして事業スタートの周知はがきを発送して、即周知させていただいたということでございますし、新規にその後登録される事業主の方々には、当然ステッカーも配付させていただいておりますが、その際にたきかわっこ応援隊なるものに対して参加呼びかけを行っているということでございます。参加呼びかけを今後さまざまな方法により市としては子育て支援の一環として行っていきまして、できるだけのご協力をいただきたいなど、そんなふうに思っております。いずれにしても、企業のお取り組みについては子育て支援につながるものと考えてございます。今後も参加企業がさらにふえて、その輪がさらに広がることを期待しているところでございます。また、今後子育て支援の輪を広げるためには、先ほども申し上げましたけれども、今のところ9月で70店舗ですけれども、そういうところに少しでも、やっぱり足で稼いでPRして、たきかわっこ応援隊というのは一つの有志の集まりですけれども、先ほどご質問もあったと思いますが、仮にほかの方々でもこういう有志の方々が集まっていたら子育て支援をしていただけるのであれば、これはこれで本当にありがたいことだなと、そんなふうを考えておりますので、市としてはこれからもたきかわっこ応援隊につながるような団体が有志の中でつくられていくことをできるだけそちらのほうも応援してまいりたいなど、そんなふうと考えてございます。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、どさんこ・子育て特典制度に加入している70社についても、たきかわっこ応援隊についての呼びかけをしているということですね。それと、あわせて、もしそちらに入らないとしても、独自で自分たちがまた新しい団体をつくって、こういうことをしていこうというときには、そちらに対しても同じように協力的に応援していくと、そういうふうを受け取ってよろしいのですね。

○議長 長 直接。

○大谷議員 はい、質問します。それでいいのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今ご質問のあったことについては、議員さんのお考えのとおり、そういう有志の皆さんがふえることを期待してございますので、たきかわっこ応援隊という名前でなくても、別の有志の方々がそういう取り組みをしていただけることについては歓迎するところでございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 市民にとっては、生活に直結しておりますことから、やはり公平性が大変重要であり、不満が残らないような行政を常に心がけてやっていただきたいと思います。

◎2、教育行政

1、特別支援教育介助員について

2、学校支援地域本部事業について

3、小中学校の適正配置について

それでは次、2番に移ります。教育行政について、特別支援教育の介助員について質問いたします。市内の特別支援教育の介助員の数は、去年は6名でしたけれども、今年度は何名になっているのか。

また、2つ目、支援員への予算措置はどのようになっているのか。社会見学や修学旅行などの際には、障がいの状況に応じて支援員や介助員も同行される場合があると思いますが、それらの費用は予算化されているのかどうか。各学校では、どのような状況になっているのか質問いたします。

○議長 教育長。

○教育長 特別支援教育におきます介助員の配置については、児童生徒の障がいの状況、あるいは学校生活上の介助の必要性に応じて、学校からの要望を聞き取り、市教委として判断をし、配置をしているところでございます。今年度の介助員は、現在5名でございます。

この予算措置等のご質問ですが、特別支援教育支援員については、国の財政措置があり、その職務は障がいのある児童生徒の状態が多様化する中、特別支援学級及び通常学級それぞれに学校生活上の身の回りの支援や学習支援が必要であることから、制度化されたところです。この財政措置につきましては、平成19年度から行われており、現在では1校当たり1名の配置で120万円の人件費として地方交付税の算入がされているところでございます。この財政措置が行われた背景としましては、平成18年6月に学校教育法の改正により特別支援教育の実施が明確に位置づけられたことによりまして、それに対応するため、その時点における介助員等の配置の全国調査で全小中学校の26パーセントの学校が配置をしていることから、地方財政支援として実施をされたところがあります。滝川市における支援員の予算措置は、1点目としてはただいま申し上げました財政措置される前から特別支援学級の介助員の配置を行っていたもので、21年度の予算では人件費として819万9,000円、7名分を措置をしております。また、2点目として、平成18年度から教育相談員を全校に配置をしており、この教育相談員は子供たちの心の悩みなどに対応する相談窓口となる一方で、積極的に教室に出向き、通常学級に在籍する学習障がい等の子供たちへの支援を行う役割を持っているもので、21年度の予算では506万円の措置をしているところでございます。

次に、本市の介助員が見学旅行や修学旅行などの際に同行する場合の予算については、当初予算では措置をしておりません。原則的には修学旅行などの教育活動の引率、指導は教員の職務であり、旅費の予算は道教委で措置をしているところでございます。なお、障がいのある子の状況により介助員の同行が必要と医師等の助言が得られた場合においては、市教委では一定の判断をしなければならないというふうに考えてございますし、最近の例では平成19年度に1名、小学校の修学旅行に同行させておりまして、その際の旅費については市教委の負担ということになっております。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 人件費は予算化されているけれども、行事についてはなかなか派遣が難しいというような現状の中で19年に1事例があったと。そういうことから、今後かなり難しいのかもしれませんが、そこら辺は柔軟な対応ができるととらえてよろしいのかどうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 特別支援学級の子供たちがそのような校外で活動するような場合、それについてはその特別支援学級の構成の仕方、教員の配置数、現状の今の介助員の配置数等さまざまな条件がありますので、無条件ということにはなりません、既に実施をしてくれていたこともありますので、その点につきましては十分学校なり、場合によっては保護者等ともご相談をさせていただきたいというふうに思っています。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、2つ目、学校支援地域本部事業について質問いたします。昨年導入されて、今年度は本格的に実施されている学校支援地域本部事業は、どのような活動がされているのでしょうか、今年度現在です。

次、2つ目、この事業は、地域の教育力の低下や教員の勤務の負担の増加に対応するため、地域ぐるみで学校支援をするという取り組みですが、教職員の理解がきちんと図られているのかどうか伺います。

3つ目、活動内容の決定は、管理職ばかりでなく、当然教職員の要望が生かされてこそよい活動ができると思いますが、どのように決定されているのか。

4つ目、来年度でこの事業が終了するわけですが、この活動が教員にとっても子供にとっても地域にとっても本当に喜ばれるようなものであれば、さらに充実させ、継続を検討すべきと思いますが、来年の後はどのように考えているのか質問いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校支援地域本部事業につきましては、各中学校区単位に地域の方々と学校関係者で組織をします学校支援地域教育協議会の発足が4中学校区でことし3月に行われております。その時点でリストアップされておりました学校からの支援要望を具体化することがその中で確認をされております。また、人材確保についても、これは重要な課題だというふうに思っておりますので、コーディネーターを中心に地域人材の発掘について情報交流を行いながら、その実現に向けて歩み始めたところでございます。今年度のこれまでの活動実績につきましては、小学校への支援においては、夏休み中における学習相談支援事業として、児童の学ぶ意欲に対して地域の教員退職者が支援する形が実現し、4校で延べ32名のボランティアの支援を受けたところでございます。このほか、小学校では水泳授業の支援を通してボランティアの方と児童や教師との交流が図れたこと、また合唱クラブ活動への支援を受けました。中学校では、学校祭の準備と当日の支援を通じて、生徒や教師だけでなく、保護者とも交流が図れました。ただいま申し上げました活動では、延べ24名のボランティアの支援を受けたところでございます。

この事業の実施に当たって教職員の理解ということですが、学校から支援の要望を取りまとめる段階で校内での話し合いを実施しているほか、事業の実施の際には地域支援本部事業としてボランティア支援を受けている活動の認識を進めているところでございます。実際に事業が動き出し、学校に地域のボランティアの方が訪れて、児童生徒との交流や先生方とのかかわりが新たに生まれてきた例もございます。今年度後半の教育活動の中で、学校のアイデアを地域教育協議会で検討いた

だき、その実現に当たっては人材確保がかぎになることから、教職員の理解や情報収集を得るとともに、教育委員会としてはこの事業の発展、充実した施策が図れるよう努力を重ねたいというふうに思っておりますし、地域協議会を取りまとめる推進協議会という中においては、教育振興会のほうから2名の教員も参加をいただいておりますので、その中での理解も図っていききたいというふうに思っております。

また、3点目の活動内容の決定の方法ですが、コーディネーターが各学校を訪問し、学校の要望などを受けながら、支援内容としてまとめたものを学校エリアごとに整理をして、これを地域教育協議会で検討します。協議会では、支援内容、人材確保について意見交流し、コーディネーターと協議会の委員の皆さんがともに人材発掘に乗り出し、めどが得られた段階で学校との連絡、連携を密にし、事業の実施に向けて取り組むということとしております。

来年度、22年度をもってこの事業は補助事業としては終了するということですが、この事業で得た実績をもとに、その成果と課題を検証して、教育委員会が目指しています地域で誕生した学校応援団、あるいは地域の教育力の向上をどのような体制で、滝川市オリジナルの学校支援、学校ふれあいサロン事業というふうに呼んでおりますが、そちらのほうにどうつなげていくかということにつきましては、それぞれの地域協議会の意見等も参考にして、あるいは先ほど申し上げました推進協議会の中でも十分議論をしていくことが必要だというふうに思っております。先ほどの関藤議員のご質問にもありましたとおり、子育てを終えた多くの大人の方がその豊富な知識、経験を生かしていただく場というのは地域の方も求めている部分があるというふうに思っております。それをうまくコーディネーターがつなげていく努力を引き続きしていきたいというふうに思っております。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 この決定に当たって、管理職が何日までに出さなければならないのかということ自分の考えの中で提出してしまうと、教職員の理解もよく得られないし、せつかく地域の方々に来てくれたときに何である人方こんなことしているのというようなことにもなりかねないと、感じも悪いと、そういうことにもなりますので、地域支援本部事業という内容はみんなのためにやっているということをきちんと理解してもらうためにも、そこの出発のところを大事に大事に進めていかないと難しい問題になるかなと。私もコーディネーターの方に直接伺ったりしている中で本当に苦労しているということも聞いておりますし、今後その辺がよく理解されたときには先生方からも保護者の方からも喜ばれる内容ではないかなと思いますので、そこら辺のパイプのところ、どういようにおろしていったら、今のような状況で上がってきているのか、そこの説明をいただければと思いますが。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校支援地域本部の事業の推進につきましては、今教育長が説明したように昨年度から始まったわけですがけれども、昨年度スタートにちょっと時間がかかったという経緯もございまして、本格的に始まりましたのが今年度4月からということになります。実施に当たっては、当然今学校の中で先生方の手だけでは足りないところを何とか地域の方々あるいはPTAの方も含めて応援をいただくと、そしてその地域の方、PTAの方が一緒に教育活動の中に入ってくること

によって先生方の余裕ができたり子供たちに向き合う時間がふえる、そういうことを1つは大事にしていきたいと思っておりますし、そのことが結果として、事例としても今ありましたけれども、子供たちがその中で喜んだ顔をして、ボランティアでお手伝いいただいた保護者の方、地域の方も子供たちと触れ合うことができよかったです、そういう声となって返ってきたときに、制度としても自主的に取り組んでよかったですということになっていくのでないかなと思っております。一つ一つの実践を積み上げる中で、より理解を深めながら、そしてさらに広がるような取り組みになるように努力をしていきたいと思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 せっかく協力していただいている方に、先ほど関藤議員が言ったように感性が低いとか、対人関係が悪いような教職員になってはいけないなと思う心配もありますので、その辺のパイプをきちっとして進めていただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。3つ目、小中学校の適正配置についてです。今回のまちづくり懇談会の中で、小中学校の適正配置について市からのお知らせということで話し合われるようですけども、教育委員会ではどのように検討しているのか、またどのような内容で周知しようとしているのか説明してください。

○議 長 教育長。

○教育長 まちづくり懇談会において教育委員会のほうでご説明します適正配置の考え方という部分につきまして、先般の総務文教常任委員会で資料をお示ししてご説明をさせていただきました。ただ、通告質問との前後の関係があって、議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを改めておわびをしたいというふうに思います。

総務文教常任委員会でも申し上げましたとおり、今回のまちづくり懇談会で各学校が何年度にどのような具体的なスケジュールをお示しをする考えではありません。従来から、できれば9月、10月のまちづくり懇談会までに何らかの形をお示しをしたいということで進めてまいりましたが、適正配置以前に少なくとも滝川市がこれからどういう教育をこの10年、20年進めていこうとしているのか、その共通の理解に立った上で、しならば学校はどのような形がいいのか、どういう学校が望ましいのかというようなことをこれから考えていききたいというようなことで、その前段としての基本的な教育委員会としての教育、これからの学校教育に対します考え方のご説明と、既に基本方針の中で出ております適正配置の適正規模というような考え方、あるいはスケジュール、児童数の推移等についてご説明をしたいというふうに思っております。したがって、特定の学校だけを検討するというのではなくて、滝川市全体がこれから滝川市の子供全体をどう守り育てていくかというところの議論のスタートにしたいというふうに思っております。もちろん児童数の減少というのは、大きな状況の変化がない限り、これは避けて通れない課題だというふうに思っております。今現在は大丈夫でも、将来にわたって今の学校規模を維持できるという状態でないのは、すべての学校が同じ条件だというふうに思っておりますので、そういう意味で広い視点でまず滝川市の教育をどう考えていくか、その中で具体的にどういう考え方をしようとしていくのかというようなことでのご説明をしたいというふうに思っております。

また、21年度中に、これは従来からお話ししております適正配置計画の案の中に、これからさまざまな懇談等を行いながら、その計画案の策定に向けていくスケジュールというようなこともあわせてお示しをしたいというふうに思いますし、同時に、23年度から始まります滝川市の総合計画との連携、連動というようなものも必要になってくるというふうに思いますので、そういう全体的なスケジュール等についてのご説明を予定をしているところでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 広い視点で滝川市の教育をどう考えるかと、そういうような内容でお話しになるということですが、まち懇に出られている方は大体子育てがもう終了した方々が多いと思います。切実に今、適正配置ということはずっとここ何年か聞いてきて、うちの子供がどういうことになるのかと思って、気にして心配されている保護者の方たちの多くは、ほとんどこのまち懇には来ないのかな。来ていないと、今までのまち懇の集まりの中ではそのように感じます。それで、今は全体的にそういった広い視点でと、今後21年度中にそういった形で今の保護者の方々なり、いろんな機会を通して求めていくという、そういうお考えでスケジュール的には進められていくのだという押さえでよろしいでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 今回のまちづくり懇談会で、広報等でも小中学校の適正配置についてということで市からお知らせがありますということで既にPRをしておりますので、今までは余り多くはなかったのかもしれませんが、ぜひ多くの子育て世代の保護者の方にまちづくり懇談会に来ていただきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げました広い視点での考え方といいますか、滝川市の教育をどうするのだ、どうしたいのだという教育委員会の考え方をお示しをしたいということですから、各小中学校のPTAの方、あるいは未就学児を持つ保護者の方、あるいは案になる段階では地域の方とか、幅広いご意見をお伺いをしたいというふうに思っておりますし、これは別途独立した、まちづくり懇談会とかというトータルな場所ではなくて、教育委員会が学校の適正配置の問題について単独で行う懇談会というのは当然必要だというふうに思っております。今回のまちづくり懇談会で、これでゴーサイン出していただくという意味でのご説明ではないと、これから始まるということでの説明をしていきたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 わかりました。終わります。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、無所属女性の会、窪之内美知代でございます。まだ私のほかにもう一人の質問者がきょういるということで、皆さん大変お疲れだと思いますけれども、私も気合いを入れ直して質問をしたいと思いますので、答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

◎1、老人福祉行政

1、老人福祉住宅廃止について

それでは、1件目、老人福祉住宅の廃止問題についての質問です。この問題については、私のほかに2人の議員がこの後廃止に反対という立場で質問を行う予定になっています。私は、何が何でも廃止反対という立場ではありません。しかし、廃止の前提は、通告にも出しましたように入居者との合意、それと課題の克服がきちんとなされるか、そういうことが見通しが立つのであれば廃止についてはやむを得ないという立場です。そこで、老人福祉住宅に現在入っておられる方たちに、多分廃止するのだという前提のもとにだと思えますけれども、入居者への説明会が開催されています。しかし、ヘルパーがこの間実施していた除雪についても、委員会でも答弁されましたが、廃止された後の福祉除雪との差がかなりあるわけですし、安否確認がどうなるのかということも含めて、おふろのない住宅もあるわけですから、幾つかの大きな課題があると思います。それで、その課題に対してこういうふうにしたいたいのだという案も示しているようなのですけれども、現時点でまだその最終合意には至っていないと私は認識していますが、そういう説明会の中でどんな課題が出され、そしてその課題の克服に向けた取り組みが今どのようになされているのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 老人福祉住宅につきましては、常駐するホームヘルパーさんが朝夕のナースコールによる安否確認ですとか、また共同浴室の管理、入浴準備作業、また冬期間の除雪などのサービスを提供しているところでございます。一方、新滝川市活力再生プランにおける見直しの中で、平成22年3月31日をもって廃止の方針のもと、これまで3団地において説明会を開催させていただきました。また、そのほかに戸別訪問も実施をさせていただきまして、その折には地域包括支援センターと連携をしまして、いわゆる代替のサービスということになりますけれども、福祉除雪や緊急通報システムですとか、また友愛訪問サービス等の市の在宅福祉サービスの中身紹介、また手続等についても説明をさせていただきました。あわせて、入居されている皆さんの日常の悩みや不安などの聞き取りも現在行っているところでございます。ご質問の中で、サービスの廃止に伴って、中でも課題と考えられるのが入浴機会の確保というふうにも考えてございます。現在3団地とも週2回、毎週火曜、金曜の入浴日が確保されておりまして、東団地ですとか、また東町団地に入居されている方に対しては、このサービスの廃止に伴いまして、東の湯ですとか、ここは週3回やっておりますが、また中老センター、毎週火曜日やっておりますけれども、中老センターの利用も勧められている、説明をさせていただいているところであります。ただ、江南団地の場合、最寄りの改善センターの入浴日というのが現在週に1回ということでございますので、この施設につきましては所管が市民生活部にまたがるところでございますが、時間延長も視野に入れた週2回の開設を今検討させていただいている、内部で検討しているというところでございます。あわせて、入居者の皆さんの中では除雪ですとか安否確認、特に除雪ですかね、この中ではおふろと除雪というところでご心配をいただいておりますけれども、除雪につきましては先ほど申し上げました福祉除雪もありますほか、コミュニティ除雪ということも考えられますので、この辺についても入居者の皆さんに情報の提供ということでお話をさせていただいております。また、当該事業の受託者である社会福祉協議会とも情報共有に努めまして、これからも入居者の皆さんと市民の対応に当たっていきたく

いうふうを考えてございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 安否確認も緊急通報システムということになると、例えば見晴団地で見れば、安否確認されているのですよね、今。だから、そこの格差も出てくると。コミュニティ除雪と言いましたけれども、江部乙地域の江南地域で見ると、町内会の役員もなかなか引き受け手がないような中で、コミュニティ除雪をやって今までと同じような除雪を確保していけるのかということになると、それを提案しているということだけでは進まないのです。そういうシステムに市がきちんとかかわって、ちゃんとなりますよということにならないと、やっぱり納得できないことだというふうに思うのです。それと、入浴機会なのですからけれども、いろんな条件で、近いのだけれども、江部乙改善センターまではそれほど距離はないのだけれども、行けないという人も中にはいるのです。それで、例えば現行の入浴施設は残っているわけですよね、ヘルパーさんの家に、その入浴施設を何らかの形で活用するということが可能なかどうかということや、福祉除雪だけでは、玄関前の1.5メートルだけということになると、例えばデイサービスを利用している人たちは通路に車入ってこれない。ちゃんと玄関口までお迎えに来ますから、通路の除雪も必要になってくるわけです。そうなれば、それぞれの人たちが福祉除雪で対応しなさいということだけでは済まないという状況が出てくるわけです。その辺のことをわかった上でちゃんと対応しているのかというのが何か今の答弁からは見えてこないのですけれども、この点についてはどうしているのか聞くとともに、2つ目の2項目めも一緒に質問します。

住宅廃止により福祉除雪をしてくださいと言われても、福祉除雪には負担がかかります。だから、現状受けられているサービス。緊急通報システムというのは、毎日安否確認はしません。友愛ヤクルトもいろんな条件があって、毎日安否確認全員ができるということにはならないのです。だから、そういう点で現状のサービスをどう維持していくのかということを引ききちんと相手に納得してもらおうという必要があるので、その辺の市の方針というのがなかなか明確になってきていないので、もう一度伺いたいということと、廃止されることによって負担増になる場合が出てくると思いますけれども、全体の何割が介護サービスに移行することなどで負担増になるのか。また、こうした負担増は避けるべきだというふう思っているのですけれども、その見解を伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 いろいろとご指摘いただいた部分を今すべて入居者の方がご理解いただいているかということでは、私としましてもまだそういう段階には至っていないというふうに思っています。ただ、いろんな代替サービスを活用するにしても、その団地の地域の町内会の皆様方の側面的なサポートというのが本当にこれからは必要になってくるのではないかとというふうに考えてございます。そういう面で、地域力の活用のほかに、要するに地域の皆さん方にも少しフォローしてもらいながら、市としてもできるいろんな制度の中でもって解決を一つ一つしていけるというふうに私どもは考えているところであります。

費用負担がどのくらいかというようなご質問だったと思いますが、例えば緊急通報システム、また友愛訪問サービス、それから福祉除雪、それから仮に最寄りのおふろをそれぞれ利用していただ

くとなると、当然費用が出てまいります。最大では約3万円程度、月に2,500円程度ですか、の新たな費用負担が出てくると試算はしております。ただ、江南団地の場合につきましては、今の試算の中では、おふろの問題が一番あるものですから、現状の中で仮に改善センターのおふろを利用するという試算でもってやりますと、江南団地では新たな費用負担は1,000円程度というふうに考えております。ただ、デイサービスセンターですとかを利用して入浴される方、それからその他のサービスについても、対象となる世帯のご本人の選択でありますので、あくまでも3つの、緊急通報、友愛訪問、福祉除雪、最寄りのおふろを全部利用したという想定のもとでの費用負担というふうにご理解をいただきたいなと思います。

私どもとしては、まだこれから期間もございますので、少なくとも地域を巻き込んだ老人福祉住宅の廃止に向けた入居者のフォローについては、考えていかなければならないというふうに思います。ただ、費用負担、老人福祉住宅に入っていないで、条件をほぼ同じくしている同じ団地内の方々とのバランスですとか、そういう方々の在宅福祉サービスの利用ですとか、そういう受益者負担の観点もございますので、私どもとしては新活力再生プランに向かって、今の対象となる方々に粘り強く、そんなに期間もございませんので、頻度を高めていろんな悩みを聞きながら、ご理解をいただいていくような行動をこれからもしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 先ほど具体的に1点質問したのですが、今ヘルパーの自宅にある入浴施設というのを何らかの形でそれをそのまま利用して、同じような形で入浴を続けるというのは困難なのかどうか。それは、今部長がおっしゃった地域を巻き込んだ形でそのおふろの運営というのをすることができれば、そういうことも可能なのかなと思うのだけれども、制度的にどうなのかというのがよくわからないのですけれども、せつかくあるものですから、おふろの施設があるところなので、そういうことも可能なのかどうか、選択肢の一つとして可能なのかどうかということと、地域を巻き込んだフォローが必要だというのはそのとおりだと思うのですけれども、どういう地域の、本当に具体的にしないと、そこに住まわれている人たちというのは自分から進んで地域にそういう働きかけをやって、いろいろ動けるといのは困難なのです。だから、役所がそういうことのおぜん立てをきちんとしてやらないと、そんなふうにはならないのです。その辺のことをきちんと市が主導でやるという点についてのお考えも伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の選択肢の一つかということでございますけれども、私が今この段階でお答えできますのは、選択肢の一つというふうには考えられるなというふうに思っています。ただ、老人福祉住宅の方々ばかりでなく、やっぱり団地全体の皆様方とのバランスということが必須だと思いますので、その辺は当然いろいろとクリアしていかなければならぬものがあるだろうなというふうに思っています。それと、行政がいろいろ主導していかないとならない。先ほど申し上げましたけれども、住民の皆さんに、その団地、団地によって性格もおっしゃられるとおりに違ふと思いますので、そこら辺はその団地、団地に応じてちゃんと行政としてしっかり理解を得る努力をしてい

きたいというふうに思っています。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 ほかの方も質問しますので、私はこれで1件目は終わりにします。

◎2、農業行政

1、農地有効利用支援整備事業

2件目、農業行政、農地有効利用支援整備事業についてお伺いします。事業実施農家に対する市の支援を求める質問です。道営土地改良事業の採択要件が整わない地域にとって、農地有効利用支援整備事業が実施されることを関係地域の農家の方々は本当に喜んでいますが、農業生産基盤の簡易な整備に対する補助事業ですが、この地域の営農を継続するという点については欠かせない事業となっています。ただし、農家負担は45パーセントであり、パワーアップ事業と比べると高い負担率となっています。ただし、パワーアップ事業と異なり、自己労賃も補助対象となるほか、各自の都合のよい設計ができるなど、対象地域にとって手を挙げやすい事業となっています。説明会でも、事業をやりたいという農家の方が多くいました。問題は、金銭的な負担額だと思います。工夫を凝らせば、実質的な負担はかなり減らすこともできるようですが、こうしたことを考慮した上で、事業促進のために市の直接補助制度を求めるものですが、市長のお考えを伺います。

第2に、事業実施主体は土地改良区、JA、市のいずれかとなっていますが、該当地区の現状では土地改良区がないところも含みますので、実際にはJAか市が主体とならざるを得ないと思います。所管の事務量が市が担うということになるとふえるといったこともありますが、私はやはり市が実施主体を担うことがベターだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 農地有効利用支援整備事業という新しい制度ができてきた。これは、よかったなというふうに思います。本年度創設をされて、23年度までの3カ年の事業期間ということですが、ご質問にありましたように農家の労務に携わった、その役務も補助対象経費に算入できるということですから、頑張っただけならば負担も少なくなるということですから、そういう弾力性のある制度としてスタートしているということはいいいことだなというふうに思います。今の段階で、ご質問はこの農地有効利用支援整備事業そのものについて市の単独助成制度を上乗せすべきだという、そういう趣旨のご質問ですね。

(「そういういろんなことを含めて交付したら」と言う声あり)

○市長 私は、やっぱり制度は制度として、その制度でいかに有利に事業を展開していくかということを農業者と市と、当然事業をやる農家の個々の皆さん方とよく知恵を絞って、最大限引き出せるお金は引き出すということがまず前提条件だというふうに思います。したがって、今この段階でそこら辺のことの検証もしないで農地有効利用支援整備事業に対して単費の上乗せ、横出し補助をするという判断はできません。ただ、これまでも基盤整備事業に対して該当しないという地区があった。その地域については、単独事業でも制度をつくってやりたいということを議会に対して表明をしてきました。したがって、今の段階で通常の土地改良事業にも該当しない、それから農

地有効利用支援整備事業もなかなか取り組むのが難しい、そういう皆さん方にはどうするのかという課題は残るわけです。これは、議会の皆さん方に約束してきたように、そういう皆さん方には、既に意向調査もやっていますけれども、ご希望があれば市の単独事業による基盤整備事業というのは並行して考えていきたいというふうに思っております。

（「実施主体のことも質問しました。2番目も聞いたんです。実施主体」と言う声あり）

○議 長 はい、どうぞ。

○市 長 失礼いたしました。

土地改良区が実施主体になるということになると、いろいろ定款変えなくてはいけないとか法的な問題も出てきて、間に合うのかということもありますから、実質的にJAもしくは市が実施主体になるというのが迅速な事業推進のためには必要なことだというふうに思います。ここら辺のことは、JAとよく相談して方針を決めていきたいというふうに思います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 3年間の事業ですし、市長もJAとよく相談してと実施主体のことでも前向きな答弁も出されましたので、この地域にとっては本当に最後のかけでやりたいということだと思うので、ぜひ個々の農家のいろんな条件をよく引き出していただいて、事業が成功裏に終わるようにしていただきたいということと、並行して市の単独制度も考えていきたいということだったので、その辺については今後の行方を見たいというふうに思います。

2件目終わります。

◎3、児童館統廃合

1、放課後子ども教室について

3件目に移ります。3件目、児童館の統廃合、放課後子ども教室について伺いたいと思います。地域の児童館が廃止されるということだけを見ると、これでは子供たちの安全、安心な放課後対策として適当とは言えないと考えてしまいがちです。ただし、これまでの児童館機能が守られた上で、これまでにないよさが加味されるのであれば、地域の受けとめも違ったものとなると考えます。そこで、子ども教室の対象となっている大町、中央、扇町、黄金児童館の利用者と地域住民との話し合いで出された課題、問題点及び解決方針をお示しいただきたいと思います。

済みません。要旨全部いきます。2点目に、放課後子ども教室となることで現行と比べどのようなメリット、デメリットが生じるのか伺います。

3点目、モデル事業との位置づけですが、モデル期間は何年か、またモデル期間終了後の方針について伺います。

4点目、新タッグ計画では、平成22年度の効果額は約300万円、23年度は約400万円と示されていますが、放課後子ども教室として運営することで国や道の補助対象となるようですが、一般財源、経費など、現行児童館と財政面での比較及び効果額を伺います。

5つ目、新タッグ計画の中で、休館日は利用者の少ない日曜日と祝日となっていました。出され

た方針では月曜日も休館日と設定されていますが、なぜ月曜日も休館日と設定したのか伺うとともに、放課後子ども教室として運営する以上、月曜日休館は撤回すべきと考えますが、見解を伺います。

6 番目ですが、コーディネーターとしてどのような人材を考えているのか。それは、ボランティアとしての配置か、有償での配置か伺います。

7 目ですが、今までの児童館よりもすぐれものだとすることであれば、ほかの7つの児童館に新たにコーディネーターを配置し、学習機能をプラスしていく考え、放課後子ども教室にしていく、今すぐというわけでないですよ、長い目でそういったものに児童館をしていくという考えを持っているのかどうか伺いたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問いただきました点についてご答弁させていただきます。

今の1点目の地域住民との話し合いで出された課題、問題点ということでございますが、今対象4館の関係者、まずいろんな団体の長の方などを中心に、例えば地域活動連絡協議会会長さんですとか、地区の育成会会長さんですとか、施設の運営委員会の委員長さんですとか、また町内会長さんですとか、母親クラブの会長さんですとか、そういう方々に方針を説明をさせていただきました。主な意見としては、子供の居場所が残るのであればよいというご意見もあれば、学習アドバイザーとなる人材確保が難しいというご意見もあります。ぜひ地域でいろいろ協力したいというご意見もあります。今後さらに具体案を持った地域説明会を開いていかなければならないというふうに考えております。具体的には、コミュニティ施設の運営委員会ですとか、地区の青少年の育成会ですとか、また利用者の皆さん、保護者や学校の関係者等にも説明に積極的に関係するところに向いていきたいというふうに考えています。人材確保という部分につきましては、確保の手段等については、地域の子供は地域で育てるという機運の醸成は、やっぱりすぐどうこうということにもならないかとは思いますが、一步一步進めていきたいというふうに思っています。

メリット、デメリットのお話でございますが、放課後子ども教室では子供の居場所づくりという視点だけではなくて、地域住民みんなによるというか、総がかりによる子育て支援という視点も重視しているところであります。目指す姿としましては、子供たちが地域住民と積極的にかかわることで子供自身が地域社会の一員であるということを実感し、生活文化などの経験も伝承する居場所というふうに考えています。また、あわせて、地域住民が学習アドバイザーとして子供たちと触れ合うということになりますと、大人の居場所づくりとしての機能にもなるかなというふうに考えています。そういう中で、デメリットは特にないかなというふうに思っています。職員の配置につきましても、現行の児童厚生員の配置を今のところ考えているところであります。

あと、モデル事業としての位置づけというようなことでございますが、モデル事業の期間については特に定めてはございませんが、利用状況ですとか子供たちの声などの成果を検証しながら着実に進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、児童館との財政面での比較というようなご質問でございますが、児童館に対しましては補助金がございません。放課後子ども教室は、文科省の補助メニューで補助率3分の2と。今4館を

放課後子ども教室にということで考えてございますので、4館合わせた一般財源ベースではおよそ500万円程度の効果額を見込んでいます。

それと、5点目のタッグ計画で月曜日休館というのは撤回すべきというようなご質問でございましたけれども、効率的な運営を図るという前提のもとで月曜日休館というものを我々所管のほうではちょっと考えているところでありまして、まだ決定事項ということではございませんし、たたき台として提案をさせていただいております。今後地域の関係者、地域の皆さんと協議していく中でこの辺については決めていきたいなというふうに思っております。

それから、コーディネーターとしてどのような人材をということですが、コーディネーターの役割としまして、保護者等に対する参加の呼びかけですとか、学校や関係機関、団体との連絡調整とか、地域の協力者の確保ですとか、いろいろとそういう登録ですとか配置ですとか、プログラムの企画等もやっていただくということで考えています。資質という部分では、子供の立場を大切にしまして、子供たちからも信頼されている人材というのが当然必要でありますので、その中には現児童厚生員の配置も考えられるというふうに思っております。

7点目の7つの児童館、ほかのもすべてそういうふうにしたらいいいのでないのという、そういうような方向性があるかとは思いますが、放課後子ども教室と児童館の基本的な役割の部分では子供の居場所づくりという面では同じだと思いますけれども、活動目的はやっぱり異なっているなというふうに考えています。児童館は、子供たちの自由な発想を生かして、遊びを通じた自主的な活動を支援する居場所というふうに思っておりますし、一方子ども教室は地域社会の一員であるということを感じて、いろいろな人とかわることで生活文化ですとか社会人としてのルールというものを学ぶ居場所というふうに思います。現段階では、子供教室の拡大ということは今の段階では考えておりません。子供たちを取り巻く環境に応じて、適切な対応をしていきたい。今後も子供たちの最善の利益を第一に考えていきたいなというふうに考えておりますので、まずこの放課後子ども教室を実施して、その取り組みの効果や広がりを見ながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 いろいろな資料もいただきました。そうすると、市町村によっていろいろ取り組みの仕方や開館日なんかも違っているなというふうには思っていたのですが、1つは土曜日、夏休みなど学校の長期休暇についての開館については示されていなかったと思うのですが、これについてはどのように考えられているのかということと、本当に今使っている子供たちや子供たちの保護者との話し合いというのは、まだこれからなのですよね。いろんな団体、地域の団体の長とはやっている。その中には、子供の保護者もいるとは思いますが、だから、実際に今使っている地域のさっき言った保護者や子供たちへの説明と、子供たちからどんな問題点が出されるのかということ把握することが必要なのだと思うのです。だから、今の段階ではデメリットは何もないよと言っているのですが、本当にデメリットがないのか、そこら辺は実際に使っている人たちの中から出てくる可能性はまだあるというふうに思っているのです。それで時期的なことで見るとそんなに時間がないわけですが、さっき言った保護者や学校の関係者や、そういった地域

への説明会の開催というのはいつごろまでに行う予定かについてお伺いしたいというふうに思います。

それと、この4つの小学校区にとっては、1学校区に1つの児童館と放課後子ども教室があるわけで、通う子供たちにとっては自由にどこでも行き来できるという、そういった状況が確保されるのかどうかということを伺いたいと思います。

あと、デメリットはないということなので、今まで児童館にいた子供の居場所というのは確実に確保される。ランドセルをそのまましょっていてもいいよとか。当然場所的な面では、子ども教室に使いますから、そういった面で子ども教室に利用しているところが利用できないとかということはあると思うのですが、今まで児童館機能でやっていたことは基本的にはちゃんと保証されていくのだということを明確にお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどご答弁の中でも、いつまでにそういう説明会ということをはっきりは申し上げておりませんでしたけれども、時間もありません。そういう中では、9月もう終わりますけれども、10月中にはいろんな団体の皆さんとお話をさせていただく、地域と相談をさせていただくということはずっと早急にやっていかなければならぬというふうに思っています。そういう中で、先ほど夏休みの土曜日というお話もありましたけれども、そういう中でそれぞれの地域、4地域ございますので、そういうことも全部含めて話をしていかなければならない内容だというふうに理解しております。いずれにしても、子供たちの居場所の確保という部分では後退するという事ではないというふうに認識しております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 最後に1点だけ、休館日や長期の休みのことについては地域の人たちと相談して決めていたいということだったのですが、ということは地域によって開館日が異なるということもあり得ることなのかどうかについてだけ最後にお聞きしておきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問のとおり、4つの放課後子ども教室に持っていこうとする施設の中では、それぞれ多少違うような要件は出てくるというふうには考えております。地域によって違うのではないかというふうに私は思っています。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 私も自分で質問していて、答弁なくてわからなかったのですが、子供たちが自由に、その学校区の子供たちや何かが児童館と子ども教室を行ったり来たりできるのかということについてのご答弁がなかったのですが、それはできるのだろうということを思った上で、4件目のほうに移りたいと思います。

◎4、教育行政

1、適正配置計画について

4件目、教育行政、適正配置計画について伺います。前段大谷議員が質問していますので、ここ

でご答弁された内容については省略していきたいと思います。

1点目ですが、第2回定例会以降の適正配置計画の検討状況についてです。先ほど教育長も言っていたと思いますが、まちづくり懇談会には何らかの形を示せるようにしたい、それが素案になるのか、住民の方々の懇談会を踏まえ、案となるのかは流動的と答弁されていましたが、当然この間教育委員会として検討したのだと思うのです。その検討はどのような検討を教育委員会として検討して、まちづくり懇談会に説明されたような方針で臨もうとされていたのか、まずは伺いたします。

○議 長 ここだけ分けるのですか。

○窪之内議員 分けていいですか。

○議 長 教育長。

○教育長 当初2月に基本的な考え方ということをお示しをしてきましたが、その中でも余りにもミクロのふうにとられがちだというようなご意見もございましたし、教育委員会内部でも、これまでの経過の中でも当然にそういう議論はありました。そういう意味では、ある意味でフラットに全市的なものとして学校の適正配置を含めたものを考えていただくということを考えたときに、何が必要かということになると、単に児童数の減少による学校の場所が、位置が、規模がということではなくて、何をしたい、これからの滝川市の教育はどうしたいのだと、そのことによってみんなが同じ気持ちを持って滝川市の子供たち全部の教育に責任を持つのだと、そういう意思を皆さんに共通認識をしていただいて、その中でどうあるべきかという議論をしていただきたいということで、そういう意味ではミクロからマクロの視点から少しこの問題について考えて、市民の方に考えていただきたいということでの検討を行ってきたということでございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 何回ぐらいこの問題で教育委員会議で検討されたのかはわかりませんが、私は率直に言って、余り進んできているというふうには思えないのです、まちづくり懇談会に出される方針を見ると。それで、2点目のほうに移りますけれども、大谷議員も言っていました、まちづくり懇談会に何ほ呼びかけても、ここ何年か来る人たちが決まっている状況で、本当に町内会の役員の人たちが多くて、お年寄りの方が多いという印象を私も受けています。それで、ここだけで住民の意見の把握というふうにもならない。そうやって見れば、その後、まちづくり懇談会の後どういった形でもっと保護者やいろんな方たちの意見を聞く機会を設けるということ、21年度中に計画案を策定するというわけですから、その前に当然やっつけなければならぬわけで、それで見たら、保護者会をこういう地域でやりたいとか、その辺の計画をどういうふうに行っているのかお伺いしたいということ、まちづくり懇談会の資料に20年後でも小学校4から5校程度、中学校2校程度を維持というふうに適正配置の基本的な考え方で載っています。それで、20年後ということは、今通っている子供たちはもうみんな卒業してしまうころですよ。そういう20年後のことを示そうとした意図がまず知りたいということ、私は20年後を示すのだったら、もっと前の10年後を示すべきでないかと。適正配置計画は10年間、まずは計画前期と計画後期とあるわけですから、その計画期間の10年間、10年後の姿というのをきちんと示すということがまち

づくり懇談会でも考え方として必要なのではないかと。その見解と、明らかに2年間計画実施期間がおくれていると。前の資料では、やってきた資料では、平成21年度から……ちょっと待ってください。全市の人口の推計予想で見ると42年までの数字が出ているのですけれども、10年……ごめんなさい。それで、私は計画前期、後期で21年から30年で終わるのかなというふうに思っていたのですが、これは2年間おくれて23年度から32年度までという形で説明されるということになるのでしょうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 まず、1点目の今後のスケジュールということですが、まちづくり懇談会終了後直ちに各小学校、中学校PTAとの懇談に入りたいというふうに思っておりますし、その中で素案の作成についても並行して行っていきたいというふうに思っております。22年度予算の関係もありますので、しかるべき時期にはきちっとした案は作成をしたいというふうに思っております。

それから、10年後の姿ということですが、確かに人口予測を20年後までしていますので20年後と書いてありますが、計画そのものは10年後の部分も適正配置計画の中では見据えたいというふうに当然思っていますし、耐震化の部分だとか大規模改修の時期だとかも含めて、そういう形で計画のほうは出てくるというふうに、作成をしたいというふうに思っております。そういう意味では、適正配置の計画をつくるという前段の基本方針をつくるという時点で、実は平成18年の時点から作業としては委員会がもともと考えていたスケジュールそのものがいろいろな事件等もあっておくれてきて、以降少しずつおくれてきているのは事実だというふうに思っております。タッグ計画、それから今つくられます総合計画等の中でまちづくりの中に果たす学校としての役割というようなものも当然検討されて、あるいは議論されていくということだというふうに思っておりますので、そういう意味では総合計画と一体的な形を持った適正配置計画を作成をしたいということでございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 最後の質問。ということは、滝川市の総合計画との連動ということで見れば、計画前期は23年度からということで、2年おくれると考えていいのかどうか、改めてもう一回お伺いしたいということと、まちづくり懇談会の中で、20年後を示されているのに何で10年後が出されてきていないのだと、20年後で小学校4から5校といたら、20年後でこれだけあるのだから、10年後は今と同じなのかという議論になってくる可能性あると思うのです。だから、何かもっと、私は前も言ったように、10年間は現状でいけるのだったら、現状でいけるということをはっきりさせるとか、そうでなければもっと具体的な本当に真剣に論議しなければならないというような姿の何かを見せないと、受けとめというのは違ってくるかなと。委員会でも言いましたけれども、そこをあわせて資料では適正な学級規模ということが載っていると、どうしても自分たちの、さっき教育長が言ったように全市的に考えてもらうといったって、こういう数字が出ていると自分たちの学校関係ないよと、私はそういう地域の保護者が本当に真剣になって適正化を考えられると思えないのです。だから、そういう点では、まちづくり懇談会のこの資料のつくり方も含めて私は適切でないというふうに思いますが、本当にこれで論議になると思いますか、全市的な形で、私はそ

ういうふうに余り思えないのですけれども、教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほども申し上げましたとおり、まちづくり懇談会の中で全市的な議論をとっているのではなくて、これ以降始まる保護者あるいは地域との懇談会の中で全市的な議論をしていきたいということがございますから、今ご指摘にありました20年後の姿だけ書くと10年後の姿が見えないというご指摘については、確かにそうかなという気もいたします。形については検討はしなければならない部分もあるのかもしれませんが、ここで言っている学校数というのはあくまでも児童数と、それから基本方針の中で言ってきました通学距離等々の問題から考えて、このぐらいの学校数については委員会としては維持はしたいということでの考え方ということで、では10年後現状維持で、残りの10年間で統廃合にいくのかという乱暴な議論はしたくないというふうに思っていますので、先ほど言いました計画そのものは23年度という形で成案になるかというふうに思いますが、先ほど言いました耐震化の関係も含めて急がれる部分がありますから、そこの整合性は図りたいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 まちづくりでは全市的でないと、それからPTA、保護者、いろんなところとやっていくときに全市的な視点で見ってもらうためにも、私はまちづくり懇談会に出すこの資料だけではだめだと。もっと真剣に各学校、全学区が中学校も含めて本当に滝川の全体をどうしようかという、そういう観点で適正な配置はどうあるかということを見る、そういうことは私は必要だと。前言ったときに、中学校は2校にするのだと、だから2校にする場合にどうしたらいいのか考えてくれといったら、多分みんな関係してくると思うのです。何かそういうインパクトのあるぽんと受けとめられる、PTAが受けとめられることがないと、私はこのことで見れば東滝川と江部乙だけがどうしようになってしまうと思います。そういうふうに思いませんか。最後にこれだけ聞いて、終わります。

○議 長 教育長。

○教育長 各学校のあり方という部分について、どういうふうに考えるかという部分はあるかというふうに思います。ここで中学校2校というふうになれば、それはすべての中学校が該当になるということになりますから、そういう意味ではその部分だけをとらえたにしても、それは議論の対象になっていくということだというふうに思います。ただ、先ほど言いましたこれから行います保護者との懇談会とかという中では、適正化配置計画に向けた形の中でどういうふうに考え方を持っているのかという部分についてはきちっと説明をする必要あるのだというふうに思いますが、ただ先ほど言いました全市的な議論をする上での前提となる全市的な考え方をまず基本として持ちたい。学校数ではなくて、滝川市の教育がどうあるべきかという部分についてまずきちんとした委員会の考え方をご説明をして、ご意見をいただいて、全市的なものにしたいということで、それとあわせて、ではしかるべき学校の姿がどうあるべきかという部分については早急に結論を出す必要があるというふうに思いますし、もちろん具体的な形を出さないで平場で議論ということにはなりませんから、その部分については作業も進めたいというふうに思います。

○窪之内議員 終わります。

○議長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 5番目、新政会、山口清悦です。それでは、まず最初に通告書の文字の訂正をお願いします。20ページ、件名4、住居福祉とありますけれども、住民福祉の間違いなので、日本語として成り立たないので、訂正をお願いします。

それでは、なるべく早口でやりますので、よろしくお願いします。

◎1、市長の見解

1、国の政権交代について

2、国会と市議会のねじれ現象について

まず、市長の見解ですが、国の政権交代について。自民党から支持をされていた、さつき市民党ということでは言われましたけれども、市と自がちょっと違うかなと思うのですけれども、自民党から支持をされていた市長の立場としての見解、今後の陳情活動や情報収集についての考え方についてお伺いいたします。さきの衆議院選挙においても、市長は自民党及び公明党候補の応援をしていたように見かけましたが、政権交代をした現在、どのように考えて行動していくのでしょうか。また、今までの陳情活動や情報収集方法などは主に政権与党であった自民党議員に対して行ってきたわけですが、今後の方法はどのように変更して実施するのでしょうか。道内でもほかの市長さんで、いい機会なので、陳情活動はやめようというところも出ているように新聞でお見受けしましたけれども、陳情そのものに対する市長の考えも含めて見解をお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 新しい政権は、政治主導ということを確認に打ち出されて、その方向が次第に明らかになってきているというふうに思いますが、しかし具体的にどうなっていくのかと、それでは官僚の権限が一体どうなっていくのかということで、これからの陳情、要望先を考えていく。やっぱり陳情、要望は戦略が必要だというふうに思いますが、その戦略がどう変わるのかというのは、これから見据えなくてはわからないことだなというふうに思っています。ただ、私は、地元の要望が適切に伝わっていくという機会を得ることは必要だというふうに思っていますから、そういう機会というのはこれまでと大きく変わるものではないというふうに思っています。大きな課題、それから全国市町村共通の課題というのは、当然北海道市長会、全国市長会を通じて要望を上げていかななくてはいけないというふうに思いますし、地域的課題は、これはこの地域の広域的課題も含めてありますが、これはこの地域及び滝川市独自の課題でありますから、そういう課題解決のためにはしっかりと地元の考え方というものが伝わるような方法論が必要だというふうに思っております。

○議長 山口議員。

○山口議員 今いただいた市長の答弁だと、政権交代がなくてもきっと同じ答弁だというふうに思われます。大事なことを国に伝えていって、情報を得て政策実現のためにやるのだということなので、けれども、政権がかわらなかった場合はそれでいいのだろうと思いますけれども、ただ政権が

かわって、例えば私が民主党の国会議員で、今まで陳情に来てもなかなか、会ったのか会わなかったのか知りませんが、いきなり滝川の市長が来て、相手を応援していたのに、余り会いたくないという気にならないとも限りませんから、そういうものが今までとは違うわけなので、同じやり方ではだめだと思うのです。ですから、今現状の国の状況を見ているというところだと思うのですが、首長としてルートは早急につくらなくてはならないだろうというふうに思いますので、その辺もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 これは、市長としての私の信条でありますけれども、地方政治の首長として政党政治は成り立たないというふうに私は思っています。したがって、無所属で出させていただいている。色分けは、いろいろしてくださる方がいらっしゃる。だから、率直に言って、1期目は両方応援しました。2期目は、期待されない方もいらっしゃる。これは、その状況によっていくのではないかとこのように思いますけれども、私は無所属として先ほど申しあげました市民党、政党政治の一党一派に属さない、そして地元の課題をしっかりとどの政治家にも訴えていくと、こういう方針で臨まなくてはならない。したがって、私は、広域課題含めて、それでは民主党の先生にお願いしなかったのかということ、お願いしに行っています。私は、基本としてはそういう姿勢を貫いていくというふうに思います。

○議 長 山口議員。

○山口議員 市長が市民党なのか自民党なのかというのは、私はどちらでもいいのですけれども、今の答弁だと今後の民主党を通じていろんなところをお願いしていくというふうに聞こえたのですけれども、それでよろしいのですか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいま申しあげましたけれども、一党一派に属して、そのチャンネルだけということ、今までもやっております。それは、そういう姿勢を無所属である以上は貫かなくてはならないというふうに思います。改めて申し上げますけれども、これは個人の感覚ですから、いろんな首長さんがいらっしゃると思います。私は、地方政治の首長については政党政治はなかなか成り立ちづらいという考え方を持っております。

○議 長 山口議員。

○山口議員 それでは、2つ目の項目、国会と市議会のねじれ現象についてということなのですが、今後の議会への提案と対応への見解、それから国の補正予算の実現性に疑問はないかについてお伺いいたします。今回のねじれ現象によって、市議会に対する議案提出や議会対応に影響はあるのかお伺いをいたします。また、鳩山内閣組閣後、総理大臣及び大臣がさまざまな変革を語り、凍結、中止をうたっていますけれども、現在8月補正などで滝川市で予定、計画されている事業について、その継続性、どういう判断をもって準備をされているかお伺いをしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 大臣がいろんな発言をなさっていらっしゃる。予算の組み替え、基金事業の一時凍結

と、そういうことが報道されておりますけれども、これは少し状況を見なくてはいけないというふうに思っています。ただ、既に予算化しているもの、予算化している中でも既に実施しているものもあります。あるいは、今準備段階にあるものもある。そういう意味では、地方自治体に混乱のないように、地方の実態に配慮した慎重な対応を政府においてはお願いをしたいというふうに思っております。そういう論調も政権内部の中にはあるのではないのでしょうか。私どもとしては、予算化しているものについては、これを実施する準備を着々と進めていくということが議会にもお諮りをして議決をいただいた市長としての責任としてあるのではないかというふうに思っております。今後補正を予定している内容というのも、既に準備をしております。準備は準備として着々と進めていかななくてはいけないというふうに思いますのと、これは地方からの積み上げ要求でありますから、こういうものを新政権についてはよく配慮をしてもらいたいと、その上で判断をしていただきたいものだというふうに思っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 新内閣の発足後、先ほど言ったように凍結、それから中止というものも新聞等にも出ておりますけれども、先ほど言われていたような電子黒板、それから耐震化、いろんなもの。学校のテレビジョンなんか中止になる可能性が高いというふうに言っていましたけれども、地方議会で通って、予算化をして、その補正の書類が国の官僚の担当の所轄のところのどこのレベルまでいっているかというのが一番大事だと思うのです。国のほうで今使われていないもの、基金なんかは凍結するというふうに言っていますから、こっちのほうでは予算化して、書類を出しているつもりでも、実際に向こうのところでどこの時点で判断するかというのがとても大事なことだと思いますので、その辺の追跡調査というのは、もう通ってしまって書類出してしまったから、必ず来るのだというのはちょっと心配だと思いますので、その辺どのようにお考えですか。

○議長 長 市長。

○市長 要望を受け付けて、そして金額の内示までしてくれている。こういう段階のものを凍結ですということに果たしてなるのかなという疑問はあります。ただ、政権内部においてもいろんな議論があるようであります。したがって、きっと予算の組み替えとか基金事業の一部の一時凍結というのは、やっぱり避けて通れない政権の公約なのだろうというふうに思います。しかし、一方では、私どもが着々と積み上げて準備をしているという内容があるわけでありますから、ここら辺のことは日々刻々変わっていく情勢をよく注視をして、やってしまった事業の金返せということのないようなことにしなくてはいけないというふうに思います。したがって、今この事業についてはここまで、国の官僚の課長まで上がっているからとか、ここまで把握はできません。聞いても答えないのだろうというふうに思います。したがって、可能な限りの情報収集はしなくてはいけないというふうに思いますし、多大な迷惑を、負担を滝川市がしなくてはいけないという状況も避けなくてはいけないというふうに思います。そういう情報収集は、しっかりやります。一方、政権内部におきましては、ぜひとも地方自治体に混乱のないように、地方の実態を把握して政策を決めてもらいたいものだ。これは、全国市長会を通じて既に要望していることであります。

○議長 長 山口議員。

◎2、地域医療

1、市立病院について

2、新型インフルエンザについて

○山口議員 次、地域医療、市立病院についてですけれども、新病院開院に向けて、医師交代勤務等の導入についてですが、2番目の医療クラークの導入についても一緒にやります。新病院の成否は、医師確保1点にかかっているとと言っても過言ではありません。医師に選ばれる病院となるために、建物完成までに早急に準備をしなければいけないと思います。滝川市立病院は、医師の給与待遇面においてはそれなりに他市町村に負けないぐらい支給をされているというふうに認識しております。次に当たる重要な選択要件というのは、過重労働を強いられている勤務環境だと思えます。つまり勤務時間と仕事量と考えております。そこで、提案の1つ目ですけれども、退職された医師や開業医などを活用した医師交代勤務等導入促進事業ですが、幸いにも滝川市は開業医の数も他市町村に比べてかなり多く、長年開業されてきた先生方が引退をする時期に来ております。そういう人材を生かして、勤務医の労働量を軽減、また夜間救急医療は砂川市立病院に一本化するなど、他病院との違いを明確に持っていかなければいけないと考えております。

次に、医療クラークですが、この制度は昨年4月の改定で診療報酬対象となつてから、徐々にではありますが、全国的に導入をされてきております。北海道内でも、医療クラークの届け出をしている病院は函館市立病院など57カ所に上っています。滝川市立病院は、昨年度オーダリングシステムを導入するなど、医師の医療事務が増大をしております。書類作成やデータ処理など、可能なものは医療クラークに任せ、少しでも医師の負担を軽くして仕事量の減少を図り、長期的に滝川市立病院に勤務していただける環境にするべきというふうに考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 まず、1点目の医師交代勤務制ということでございます。医師交代勤務等導入促進制度というのは、産科、小児科などの医療機関において退職医師や開業医などを活用し、新たな勤務体制を導入して勤務医の過重労働の解消を図る病院を支援するために平成20年度に創設された補助制度でありまして、財源といたしましては国が3分の2、都道府県が3分の1を負担するという事となつてございます。北海道はこの事業を行っていないため、この補助制度についての道内の市町村への周知はなされてございません。

医師の負担感というのはさまざまいろいろあるわけですが、大きなものとして2つあると思います。1つは、インフォームド・コンセントなどいろいろと求められている時代という中で、書類作成などの業務が非常にふえているということが1つ。それから、もう一つは、例えば当直明けも引き続いて外来の診療に当たる連続勤務、あるいは休日や夜間などに救急外来ですとか、あるいは病棟から要請があつて出ていく、あるいは病棟などについてそれぞれの受け持ちの患者さんの状況を把握するために出ていって土日でも診察をすると、こういうことが行われておりまして、常に拘束されている状態というのが非常に多くて、開放される時間がなかなかとれないと、こういうものであるというふうに認識してございます。そういう意味では、医師交代制度というのは、その

2つ目の負担感の解消というものについては非常に役に立つものというふうに思っています。ただ、これについては、現状の休日、夜間急病体制を継続する限りについては、医師の増員を図らないとなかなか医師負担の軽減という工夫の余地が生まれにくいという部分があります。特に、外来だけではございません。入院という部分を抱えている関係から、入院の患者さんの状況を診る。あるいは、休日、夜間などに診察した場合についても、入院をどこの病棟に受けるのかと。こういういろいろな形では、外部から来た先生方がすぐうまくいくのかという、ここも厳しい部分もございます。また、仮に砂川等に休日、夜間を一体化するとしても、砂川さんも医師の部分から休日、夜間の負担感が大きいという現状もございますから、簡単にはなかなか実現しないというふうに思っています。

ただ、いずれにしても、医師の負担軽減ということについてはご指摘のとおり非常に重要な課題というふうに考えてございますので、先ほどもちょっとご答弁をさせていただきましたが、医師を大切にす病院だということを受けていただくという意味では、そういう細かいことの負担感の解消、そしてまたこういう制度的なものができることがあるのかどうなのか、こういう模索については今後ともしていきたいというふうに考えてございます。

また、2つ目の医療クラークの導入ということでは、先ほどの大きな負担感の一つの事務補助、事務負担の軽減ということにつながるというふうに考えてございます。医療クラークと申しますと、一般的には患者さんと診療に当たる医師や看護師とのかけ橋となり、患者さんの入退院の事務的業務ですとか患者さんに関する書類の管理、あるいは電話応対ですとか書類等の搬送業務などを行うというふうにされています。平成20年度の診療報酬の改定におきまして、病院勤務医師の負担軽減を図るため、医師を補助する専従者を配置している体制を評価する医師事務作業補助体制加算が新設されました。この体制加算を得るためには、施設基準がございます。また、先ほども言いました医師の専従としての医療クラークという位置づけが必要でございますので、当院としてはことしの8月1日から外来クラーク4名を医師事務作業負担軽減の医療クラークとして配置をして、施設基準を満たして届け出をしたというところでございます。ただ、先ほどのご質問にございました中で例えばオーダーリングの入力等々についても、医師以外の者が代行する部分の限界ということもございまして、医師の確認行為ということも出てまいります。そういう意味では、外国にあるような専門の学校知識を得てそういう医師のものを本当に代行できると、そこまでなかなか日本の制度としてはないという現状でございますけれども、細かいことも含めて医師の事務作業の負担軽減ということについても一層取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは次、新型インフルエンザについてですが、先ほど解明された部分もありますのですけれども、1点だけ。インフルエンザが蔓延した場合なのですけれども、民間の大手企業でもう既に職員の緊急配置計画といいますか、かなりの人数が会社に来れなくなった場合はどういうふうに人手をそこにつけるかという計画ができていますのですけれども、市役所行政においても、もし例えば市職員の4分の1が罹患したとかという場合になると、市職員の配置計画というのが前もってないといめちやくちやになって、行政の運営に支障を来すというふうに思うのですけれども、そう

という場合の緊急的な配置がえなんかは危機管理計画を既に策定をしているのでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、民間企業ではそういう対応をしているところもあるという報道も聞いたことがございますが、現在のところ市役所においてはそういう計画は策定しておりません。ただ、危機管理として課題に対応できる組織を目指しているという中で、これまでもさまざま対応してきたところでもあります。ご心配の事態が生じないよう、民間の情報等も取り入れながら検討していくべき課題かなと思っております。

○議長 山口議員。

◎3、環境行政

1、ごみ処理問題について

○山口議員 それでは次、3、環境行政、ごみ処理問題についてですが、まず3組合の合意または否合意時の対応について、組合の再編について道の指導はあるかという通告を出したのですが、思いのほか砂川市が粘り腰がなくて、早期に結論を出してしまったので、この部分は組合の再編等について道の指導はあるのかというところだけ答弁お願いしたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 組合の再編につきましては、エコバレー歌志内の廃止に伴う可燃ごみの代替処理の問題であり、生ごみ資源化施設については変更がないことから、再編ということにはなりませんし、再編について道の指導等はございません。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 2番目なのですが、環境アセスを含む早期施設完成を考えた新焼却施設の場所についてですが、約3年半という非常に短い年数で建設、操業しなければならない事態において、環境調査や許可に要する日数は非常に重要な問題であると考えます。歌志内市が新焼却処理施設建設地に手を挙げましたけれども、場所選定についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 処理方式を3組合がどういう形で合意するのか、それが決まれば次の段階に進んでいくと。既に北空知と滝川を中心とする中空知の組合、これについては焼却処理をすると、新炉建設をすると、こういう方針で臨んでおりますから、砂川地区の組合がどういう決断をするのかということにかかっています。3組合一致した新焼却施設の建設という結論が出れば一番望ましいことだというふうに思いますし、そうなったときに次の段階として、それではどんな炉をどの場所に建てていくのかということを決めていかなくてはならないというふうに思います。北空知と、つまり深川地区と中空知地区、つまり滝川地区については、焼却施設を適地だと手を挙げたいというところはあるでしょうかという調査をした結果は、どこもありません。ぜひとも歌志内さんをお願いしたいものだという意見だけでありまして、私としては許されるならば第1候補としてエコバレー歌志内の隣接地が望ましいというふうに思っておりますし、そのことが先ほどご質問のございました環境アセスを含む早期施設完成ということに向けた実現の第一歩だというふうにも思ってお

ります。幸い歌志内市は誘致の表明をさせていただいておりますから、そうなった場合には積極的に歌志内と詰める必要があるというふうにも思っております。

○議長 山口議員。

○山口議員 歌志内市なのですけれども、20年度決算で早期健全化団体ということで発表されましたけれども、新施設を建設する自治体として不安はないですか。

○議長 市長。

○市長 設置位置の問題と、それから設置主体、運営主体の問題というのは、これからよく議論しなくてはならぬことだというふうに思います。そういう段階で、今ご質問あったどこに設置主体になってもらうのか、運営主体になってもらうのかという議論の段階で、今山口議員のご質問のご懸念のあったようなことも議論されるかもしれない。それは、やっぱり設置主体、運営主体の問題でないだろうかというふうに思います。

○議長 山口議員。

○山口議員 次に移ります。

◎4、住民福祉

1、弱者対策について

4番目、住民福祉、弱者対策について。さきの選挙で感じたのですけれども、高齢者、身障者、車いす利用者などの選挙投票所の対応についてなのですが、現状どのようになっているかお伺いをしたいというふうに思います。たまたま行ったときに年長の方が、家族が車いすで来たのですけれども、車いす用の投票台、低い投票台というのが余りないので、後ろで押さえているという状況がありましたので思ったのですけれども、そういうものに対する対応、それからPR、そういうものが現状どういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長 長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会に属します投票所における弱者対策につきましてご質問がございましたので、藤本選挙管理委員会委員長の命を受けまして、お答えいたします。

投票所におきます高齢者、障がい者及び車いす利用者などへの対応につきましては、各投票所に車いすを配置しておりまして、あわせて車いすのスロープのない投票所におきましては簡易スロープを設置しているところでございます。投票記載台につきましては、記載面の低い身障者用記載台を各投票所に2台ずつ設置して対応しているところでございます。また、介助の必要な方、代理での投票を希望される方につきましては、事務従事している職員が対応に当たっております。期日前投票所に指定しております市役所、江部乙支所につきましても同様の取り扱いを行っているところでございます。今後におきましても、市民が投票しやすい環境づくりに配慮するとともに、広報等を通じての周知を図ってまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 山口議員。

◎5、教育行政

1、社会教育について

○山口議員 5番目にいきます。教育行政、社会教育についてですけれども、図書館街なか移転について滝川市社会教育審議会の答申を受けて、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育長。

○教育長 図書館の街なか移転につきましては、本年2月27日に諮問を行いまして、8月20日付で答申を受けたところでございます。答申には、街なかの図書館の移転場所については市役所2階を想定をされているところです。これは、新しい図書館が市役所庁舎内に立地をすることで、街なかのにぎわいづくりに寄与し、もっと楽しく、もっと役立つ立ち寄り型図書館として行政と一緒に新たな事業展開も図ることにより、地域の課題解決にも役立つものになると期待をされたからだというふうに思っております。この諮問に当たりまして、市民の各層からの意見、アンケート、要望等を取りまとめていただいたということから、その提言については尊重したいというふうに思っておりますし、図書館移転の実施計画に反映をさせて、図書館全体の運営にも提言の内容を生かしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 新タッグ計画でも図書館の街なか移転ということが記載されていたわけですが、まず社会教育審議会で諮問をした理由、それから街なかという設定が市役所であるということに対する根拠。それから、答申にもあったと思うのですが、比較対照となった場所について何点か書いてありましたが、その比較した結果、それから市役所内にあることが地の利になっているという文言がありますが、そちらのほうの具体的な意味をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 教育長。

○教育長 社会教育審議会への審議の内容等につきましては次長のほうからお答えをいたしますが、地の利を生かしたということの内容で、私はこれは街なかにあるという、単にそういう意味ではなくて2つの意味があるのかなというふうに思っております。1つは、市役所庁舎全体という意味での場所ということです。市役所のそれぞれの持つ機能というものが議会も含めてさまざまな行政の集積場所あるいは発信の場所であるというところとの連動性、それからもう一つは、職員が図書館と連動した活動ができるのではないかとというふうに思っております。極端に言えば、本庁にいる職員全員が図書館司書だぐらいの思いを持って、レファレンスサービスだとかというような必要な市民のニーズにもこたえていくことが可能だというふうに思っておりますので、そういう意味で地の利を生かすということが市役所への移転の最大の特徴だというふうに思っておりますし、そういう意味では他に検討した施設というのは単にハードだけの問題ということになりますが、そうではないソフト事業の展開も図っていけるための選択だというふうに思っております。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 ただいま社会教育審議会に諮問した理由についてお尋ねをいただきました。ご案内のとおり、社会教育審議会は社会教育行政全般について日ごろチェックをいただいております。実は昨年、社会教育審議会は8名の委員がいらっしゃいますが、図書館移転についての勉強会をいただいております。他市町村に図書館の視察に行きますとか、それから図書館に関するさ

まざまな今までのような考え方も昨年から勉強していきながら、社会教育行政の中で図書館は大変重要な施設でありますから、その移転のあり方について検討していただいた。特に今回は、その中でも特に部会をつくっていただいて、図書館に関心のあるさまざまな団体の方にお集まりをいただきました。16名の方、14団体の方だと思いますが、お集まりいただいて、魅力ある図書館のあり方についてご議論をいただいている。その中で、社会教育審議会は場所を決定する審議会ではありませんから、図書館移転に伴う企画書の中でご提示させていただいた4つの場所についてもご意見を伺って、その中で審議会としては市役所の中が最も適しているというふうな判断をしていただいたところです。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 図書館を市役所の2階に移転をする費用といたしますか、資金といたしますか、まちづくり交付金が利用されるのですけれども、民主党になりましたので、これも凍結もしくは中止が、多分何カ年計画で策定されているものですから、なる可能性がありますので、その辺どういうふうにお考えですか。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 まちづくり交付金の対象事業ということで、私ども図書館移転を考えております。ご案内のとおり、市立病院、それから街なか居住、それから図書館の移転、これを3点セットとして動かしたい。現行の計画の中では、総額2億2,000万円ほどを積んでおります。もちろんまだ計画の段階ですから、コンクリートではありませんけれども、その中の交付金対象になる事業等についての精査はしなければいけません。交付金の補助率はおおむね4割程度のものを想定して、今事業計画をつくっているところであります。

以上です。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 6時48分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第3回滝川市議会定例会（第17日目）

平成21年 9月25日（金）

午前10時00分 開 議

午後 5時33分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 7号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

議案第 8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 報告第 3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

日程第 5 報告第 4号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況について

日程第 6 報告第 5号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について

日程第 7 報告第 6号 監査報告について

報告第 7号 例月現金出納検査報告について

報告第 8号 監査報告について

日程第 8 意見書案第1号 国外で作成された歯科補てつ物等の取り扱いに関する要望意見書

意見書案第2号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書

日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市	長	田村弘君	副市長	末松静夫君
教育	長	小田真人君	教育委員会委員長	若松重義君
監査委員		宮崎英彰君	理事	飯沼清孝君
総務部長		高橋賢司君	総務部次長	高橋一昭君
市民生活部長		西村孝君	保健福祉部長	狩野道彦君
保健福祉部次長		橘弘恭君	経済部長	多田幸秀君
経済部次長		若山重樹君	経済部参事	佐々木邦義君
建設部長		大平正一君	教育部長	舘敏弘君
教育部指導参事		春田淳一君	教育部次長	河野敏昭君
監査事務局長		堀下博正君	病院事務部長	東照明君
病院事務部参事		居林俊男君	総務課長	伊藤克之君
企画課長		田中嘉樹君	財政課長	吉井裕視君
行政経営課長		五十嵐千夏雄君		

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次長	田湯宏昌君
書記	寺嶋悟君	書記	村井理君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
遅刻の申し出は、清水議員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、大谷議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
なお、この場合5名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位6番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

- 荒木議員 おはようございます。通告に従いまして、3件にわたり質問させていただきますが、3番目の保健行政、インフルエンザ用ワクチンにつきましては、数名のインフルエンザ対策の関係で各議員から出ておりますので、割愛をしたいというふうに思います。

◎1、組織・機構

- 1、窓口再編について
- 2、スタッフ制について

まず、1点目でございますが、組織・機構、窓口再編についてということで質問させていただきます。まず、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プラン、21年度計画進行管理表というのがホームページ上にも掲載をされております。その中で、部あるいは課のあり方検討という項目があります。そこで示されておられます窓口再編というキーワードが出てまいりますが、どのような見直しを検討されているのか、またその進捗状況についてお伺いをいたします。

- 議 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。
○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、若干経過からご説明を申し上げますと、組織機構の見直しを行うために、昨年庁内に組織機構改革検討職員会議を立ち上げております。その中で、部、課のあり方についての問題点、課題点の洗い出しを行ったところであります。そういう議論の中で、意見として出されております窓口再編についての問題点、課題点でございますが、窓口は類似業務ごとなど、可能な限り集約すべきではないかという意見、また図書館が庁舎2階へ移転する場合においては特に庁舎の1階窓口の機能について検討すべきではないかなど、課題が出され

たところであります。ただいまのような会議からの意見を踏まえて、窓口部門を中心とした所属から成りますワーキンググループ、これをことしの8月に設置をし、その中で市民、利用者の動線に配慮した中で、特に庁舎1階の窓口機能をどうすべきか、市民の皆様にご利用しやすい流れとなっているのか。これは、平成12年に介護保険制度ができて、所属もふえ、また地域包括支援センターもふえということで、かなり手狭になっているというような実態もございます。そういうことを踏まえての部分、また窓口を集約すべきか、すべきでないかということも含めて、具体的な検討を現在行っているところであります。

以上であります。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 今ご答弁をいただいた中で、市民窓口の動線に配慮するということが挙げられました。過去に福祉関係の相談窓口の一元化というのがありまして、福祉総合窓口という取り組みがありました。考え方は非常にいいものだと、要するに市民をたらい回しにしないで、窓口を一本化しようという試みだったわけですが、結果的に機能しなかった側面があるというふうに思います。こういう住民サービスの向上を目指す一種のトライというか、挑戦は歓迎すべきことなのですが、気になるのは、機能しないとか、かえって混乱を招くというような状況になった場合には、早急に戻すとか、さらに手だてを加えるとかということが必要になるというふうに思うのですが、これは方針として伺うのですが、新たな窓口再編を仮に実施したとした場合にうまく機能しないという場合には、早急にもとに戻すなりの対応が必要だというふうに思いますけれども、その方針というか、だんだんやらないということを今ここでその方針について明言をしていただきたいというふうに思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの再質問でございますけれども、福祉の関連部門で一時期総合的な窓口を配置した経過がございます。場所の関係もあったかと思っておりますけれども、ほとんど7割以上が庁舎の案内関係の相談が多かったということも踏まえて、その年度中の見直しというものを図った経過がございます。今回の窓口の関係は、そういう反省点も踏まえながら、場所、例えば市民の皆様にごると一周してもらおうということで一通りの異動関係の手続なんかができるわけですが、そういうことがいいのか、あるいはまた職員が動くとか、総合的な窓口を設けて、必要に応じて職員がそこに行く場面、あるいはまた申請業務と相談業務とを分けてやるとか、いろいろ過去の福祉部門の反省点も生かしながら検討している状況です。そこで、そういう結果を踏まえて窓口を見直した結果、またそれもうまくないというふうにもしなった場合は、当然そのような早急な対応が必要かと思っておりますけれども、現時点ではそのようなことを想定しないように見直しを図っていきたいと考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 次いきます。同じ組織機構の関係なのですが、スタッフ制について伺いをいたします。これも同じく同推進プランで見直しを検討するということが示されておりますが、その進捗状況について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 スタッフ制の見直しの進捗状況についてのご質問ということでございますけれども、スタッフ制の導入の経過として、職員数の削減など行政コストの削減が求められる一方で、多様化する市民ニーズにこたえるため、逆に所属によっては業務量がふえているという状況もある中で、これらを少数の職員で対応するということの必要性から、平成16年からスタッフ制を導入した経過がございます。導入から5年を経過して、制度の見直しと申しますか、点検を行うために、先ほど申し上げた昨年設置した組織機構改革検討職員会議、そこで組織機構と、それとスタッフ制と部会を分けて問題点、課題点の洗い出しを行ったところであります。この会議では、現行のスタッフ制に大きな問題があるとは言えないのではないかという意見が大半でありまして、スタッフ制、または従来の係制であれ、それぞれ長所、短所があるということでもあり、現行のスタッフ制の短所を改善しながら維持すべきとの方向が示されたところであります。ご案内のとおり、スタッフ制は業務内容をグループ内で共有するということが重点目標として、意思の決定の迅速化が図られる、さらにまた少ない職員数で業務が可能であるという反面、それぞれの役職による役割、これがちょっと不明確になりがちだ、またチェック機能が低下しがちだなどの短所もあるという認識をしております。これらの改善に向けて、職員のモチベーションの向上をより図るため、ことし4月から施行しておりますけれども、職位に応じた基本的役割に関する規程で役職ごとの責務を明確に定めまして、そういうものに基づく職員研修を開催をし、職員の意識の向上を図っておりますし、またスタッフ制において特に重要であります職場内のミーティングにつきましては庁議など、所属部長、課長を通じて定期的な職場内のミーティングが徹底されるよう取り組んでいるところでもあります。これらの取り組みのほか、先ほど申し上げたスタッフ制の長所も生かしながら、また短所を改善し、やる気のある職員を育てるための人事制度や仕組みの検討を行うとともに、職員のスタッフ制に対する意識をさらに高めていく努力を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 職員のワーキンググループというか、その中で議論されているのでしょうか、尊重しますが、私がスタッフ制で一番問題だと思うのは、主査職の役割というか職責というか、モチベーションが上がるのかとか、そういうこと。昔でいえば、係制でいえば係長ですから、係職の方を統括するというか、非常に重いセクションだと思うのですが、それを役割を明確化することとスタッフ制を維持することは矛盾するのではないかというふうに私は思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、ことしの4月から制定をいたしました滝川市職位に応じた基本的な役割に関する規程の中で、主査職のみでなく部長以下全員の役職において規定しておりますけれども、特にご質問の主査職の役割は、みずからの業務について上司に対し責任を持つというのが1つ、また担当分野の現状と課題を的確に把握して、組織目標の進捗状況を部下職員や他の主査と共有しながら計画的に業務を進める。また、担当分野におけるかなめとして、専門知識の習得及び情報収集を行うということも含めてグループ全体の中に配慮しながら、当然グ

ループ長である、グループ長は副主幹職が多うございますけれども、上司に対しての責任、部下に対する責任、そういう役割を明確にするということを目標としておりまして、特段矛盾するとは考えておりません。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 この問題での質問は最後にしますが、私はもうちょっと弾力的にやっていいのではないのかなというふうな思いを持っています。つまりスタッフ制をなぜここで論じるかということ、例えば我々も、部外の方というか、民間人もそうかもしれませんが、だれに何を相談していいかわからないということが幾らか出てくる場所があります。その辺が非常に困るなということも1つあるし、私は市立病院も含めた、事務方ですけども、市立病院の事務方も含めた全部署に一律のたがをはめるということが問題なのではないのかなというふうに思います。ですから、あるフロアはスタッフ制、あるフロアは係制ということがあってもいいのではないかというふうに思いますが、そのことについてどういうお考えを持っているか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この制度を導入したときも、いろいろなパターン、アメンバー型ですとかいろんなパターンの各職場に合ったパターンの導入を促した経過もございます。そういう点も含めて、それぞれの職場の実態に合ったやり方というのはいろいろあると思います。そういう点では、たがをはめるという考えはございません。ただ、市の基本的な組織の方針というものを示しているわけですから、大枠の中ではその中で運用するというのが基本だと考えておりますので、そのような考え方でいきたいと考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 次にまいります。

◎2、まちづくり

1、市民力推進プロジェクト事業について

まちづくり関係なのですが、市民力推進プロジェクト事業というのがあります。平成20年度から実施をされております。市民の発想や知恵を生かし、市民みずからが行う公益的または社会貢献的的事业について行政が支援するという事業であります。そのプロジェクトの実施状況というか、その件数は第1決算審査特別委員会の中で質問がなされましたのでわかりましたが、具体的な交付事業というか、その中身について伺いをいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまご質問の具体的な中身でございますけれども、制度の概要もちょっとご説明させていただきたいと思っております。この制度は、多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するためにはどうしても行政だけで市政運営を行っていくことが困難であるという認識から、市民一人一人の思いを形にして、市民みずからが広域的なサービスを提供していただく必要があるという認識のもと、市民力によるまちづくりを目的としているところでございます。補助対象といたしましては、市民が考え、市民が主体となって市民のために提供する公益的、社会貢献的な取り組みであ

りまして、一過性のものではない、またその後の事業展開を通じ定着させることを目指したさらなる広がり期待できる事業と、そういう事業に対して予算の範囲内で支援を行うという形であります。

ご質問の具体的な中身ということでございますけれども、これまでに6つの事業が進められてきております。1つは、市民に愛されるスイーツということで、それを創造することを目指す滝川スイーツアクションプログラム事業、これが1つ。2つ目として、地元の農産物のよさを再発見して、地元商店街で販売、消費するとともに、都市部へも滝川産農産物の魅力を発信する滝川未来プロジェクト事業。3つ目として、ラウネ川から滝川を元気にしようということをやキャッチフレーズに、西滝川地区の自然や農業、施設などの豊かな地域資源を利用し、市民のいやしの空間づくりを目指す西滝川ラウネ川地区元気プロジェクト事業。4つ目として、高齢者から子供までの世代間の結びつきを強くし、地域での助け合いモデルの構築を目指した地域交流サロン事業。5つ目ですが、地域農産物のブランド化を図り、地域の活性化に寄与することを目的とし、情報収集や首都圏でのプロモーション、加工品開発支援などを行う滝川農産物ブランド化事業。最後、6つ目でございますが、空き店舗である旧金市館の11面のウインドーに市民の絵画などの作品を展示し、市民の憩いの空間と中心市街地のにぎわいを創出する夢一輪ウインドウ事業。以上6つの事業に取り組んでいるところでございます。

いずれの事業も、市民の独創的なアイデアや熱心な行動によって市内外からも注目され、一定の成果を上げつつあると考えております。市民力推進プロジェクトの特色といたしましては、多様化する市民ニーズや新たな地域課題を市民みずからの力で解決していただくために、単なる補助金だけを交付するという形ではなく、職員も一緒になって行動する。また、関係所管課が事業をバックアップをする。そういうことで、市民にとっても使い勝手のいい事業、補助制度を目指しているところでございます。今後も、財政的な支援のみならず、事業の立ち上げから実施までも行政も一緒になって汗をかくなど、先ほど申し上げたように市民が使い勝手のよい、また滝川を盛り上げるための活動が広がるような事業となるようバックアップを行っていきたくと考えておりますので、ご支援をお願いしたいと思います。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 これ最後になりますが、今ご説明をいただきましたこのプロジェクトの事業の趣旨には賛同いたします。先ほど部長さんが使い勝手のよいということをおっしゃられたのですが、私が1つ気になっているのは、この事業の補助対象だとか補助対象外の中身なのです。ここに、幅広い活動資金としての活用が可能ですというふうに書かれています。これはホームページからとって見ますが、その対象外経費の中に事業の内容や成果に結びつかない経費、要するによくわからないのです。これ余り突き詰めていくと、使い勝手が逆に悪くなってしまおうというか、審査に影響を来すのかもしれませんが、この対象外経費を余り突き詰めるというか、載せてしまうと、非常に使い勝手が悪くなるのではないのかなという思いがあるものですから、ここでもしお話しできるのであれば、余りこの記載のことにこだわらないので、まずご相談をいただきたいというような、門戸を広げるような、そういうご答弁というか考え方をお示しただければいいのかなというふうに思

いますが、どうでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど答弁の中で使い勝手がいいということを申し上げましたが、これは従来の国とか道の事業なんかでは、やはりいろんな対象外経費を明示して、逆に対象となる経費が少ないイメージの事業も中にはございます。そういうことを排除して、なるべく対象外となる経費を少なくするという考え方。さらに、先ほどの職員がともに相談、あるいは行動も一緒にする、また関係所管の支援も行うということで使い勝手がいいという判断をしている。私どものほうでは、そういうことであります。ただ、ご質問のいろいろ事業の内容や成果に結びつかない事業を補助対象外としたというのは、例えばその事業を行う団体の運営というか、その運営が中心となって、直接発展性というか、あるいは市民の皆様へ情報発信する方向がなかなか見えないとか、事業費が一定規模あるのですけれども、その大半が固定的な経費ですとか、そういうものにとられると、これまた事業の趣旨に若干そぐわないという点もございます。そういう点から、このような表現をしたわけでもございますけれども、ただいまご質問のような形で、いずれにしても、こうは表現をしておりますけれども、まずはご相談をお願いしたいと、その中で市の職員からのアドバイス、そういうこともいたしますし、そういう点を含めて一緒に取り組んでいくという考えで、まずはご相談をお願いしたいということをお願い申し上げたいと思います。

○荒木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。それでは、通告順に従いまして、質問させていただきます。

◎1、政権交代

1、本市へ及ぼす影響について

非自民の細川連立政権から16年ぶりとなる非自民の連立政権が誕生しました。新政権については、今第1にやらなければいけないことというのは、100年に1度と言われる経済危機をどのように克服していくか、いち早く克服するというのがまずは使命だと私は考えております。そういった意味で、今回新政権が発足して、今回の新年度の国の補正予算に対して凍結するという、一部凍結するという話も出ております。そういったことで、地方にとっては非常に厳しい話であり、死活問題なのかなというふうに思っておりますけれども、そういうような観点で今回質問させていただきます。

まず、8月臨時議会で滝川市としても補正を通して、今新しい事業が一部始まっております。そういった中で、今回新政権が凍結するのではないだろうかという事業があるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 おはようございます。国の補正予算一部凍結方針ではありますが、基本の考え方は昨日山口議員のご質問にお答えをしたとおりであります。8月の臨時市議会で提案した内容ということ

でのご質問でございますから、今の状況をお伝えしたいというふうに思いますが、国の平成21年度1次補正予算に伴って市議会に提案をし、可決された内容であります。大きく分けると3つであります。1つは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、これにつきましてはもう既に交付限度額が示されておりまして、各自治体におきましても緊急経済対策という趣旨から多くの事業が既に実施をされているという状況にあります。したがって、この交付金を執行停止するという判断になるのかなというふうに思っております。もしこれを執行してしまったものまで執行停止して、返してくれということになれば、やっぱり何らかの財源措置が必要だと。例えば地方交付税措置を新たにするとか、何らかの措置をしないと地方は混乱するというふうに思っておりまして、この事業については執行停止というのは考えづらいなというふうに思います。

それから、女性特有のがん検診推進事業、これにつきましては子宮頸がんあるいは乳がん検診費用の全額助成を9月1日から既に実施しております。それ以前に受診をされた方についても、4月1日までにさかのぼって適用するという中身でございます。これも既に対象者に周知してしまっていることであるから、私としてはこの事業を当面停止しますという考え方はありません。これは、議会でご説明をした内容に基づいて進めてまいります。

3つ目は、子育て応援特別手当給付事業であります。これは、民主党がマニフェストに掲げた子ども手当の創設に伴って、予算の執行を停止する方針を示したということが一部新聞報道されているところでございます。ただ、これも、補正予算も国で成立をして、関連法案も成立しているわけです。したがって、今後国だとか北海道とか、取り組みをどう進めていったらいいかという情報を入手して取り組んでいく必要があるというふうに思いますが、全国統一した施策であります。滝川市としては、この支給開始に向けた事務を進める。一方で国の動向を注視しながら、それが明らかになっていく時期にどういう判断を行うのかという判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 まずは、一安心というところだと思います。がん検診も応援特別手当も市民は相当期待しておりますので、これは仮に凍結になったとしても、交付金措置になるかどうかは別として、ぜひ実施していただきたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思います。現政権は、来年度の概算要求も白紙にして、年内それがどうなるかということが今報道とかでも言われております。これがおくると、私たち滝川の地域経済にとっても非常に打撃があると思うのです。そういったことで、政権交代したわけですから、それはそれとして任意だと思います。ただ、地域経済が政権交代したことによって後戻りするとか、そういったことは絶対避けなくてはいけないのだと思うのです。今回政権交代したことで、この滝川の地域経済に及ぼす影響というのをどのように予測されているのか伺っておきたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 どういう影響が具体的に滝川市に出てくるのかというのは、まだ具体的な国の補正予算の見直しとか具体政策がどういう形で出てくるのかというのが不透明でありますから、具体的に

はお答えできません。ただ、1つは、期待していることの一つというのは、やはり雇用、経済対策ということが強調されておりますから、これは雇用、経済対策として具体的に地方の雇用、経済対策に結びつく、そういうものになってほしいというふうに思っております。それから、心配していることの一つは、新規施策の財源16.8兆円、これのうち1.3兆円、1兆3,000億円を公共事業費削減で見つけ出すということです。これは、やっぱりちょっと心配しております。基盤整備が進んでいない地域と進んでいる地域というのがあるのは当然でありますけれども、北海道というのは大きな地域である。あるいは、積雪寒冷という特殊な気象条件下にある。そういう中で、公共事業費の削減ということが北海道に具体的にどういう影響が出てきて、滝川市に具体的にどういう影響が出てくるのかと、これはやっぱりちょっと心配であります。ぜひとも新政権におかれては、基盤整備が進んでいない地域、必要な公共事業のある地域、その公共事業の必要性というのを十分実態を調査していただいて、実態に合った判断をしていただきたいと思いますというふうに思うものであります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 滝川含めて北海道は、やはり公共事業に依存する建設業というのが多数ありますので、その辺は滝川としても北海道としても声を大にして国に訴えていただきたいなと思っております。

それでは次に、新政権により滝川市の農業政策にどのような影響があるかということで伺いたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 これも民主党のマニフェストによって想像するという域を出ませんけれども、農政の大きな方針転換というものが打ち出されているように思います。それは、戸別所得補償制度ということであります。これが北海道の農業や滝川の農業、それにどういうふうにプラスに働き、マイナスに働くことはないのかということ判断できるだけの情報を持っておりません。いろんなことが喧伝されるわけでありましてけれども、私は世界的な動向から見れば戸別所得補償制度というのは大きな制度の中ではそういう方向にいくべきであるというふうに思っておりますけれども、しかしその中身が重要だというふうに思います。したがって、どういう戸別所得補償制度の中身になっているのか、滝川市の農業者にとってみればマイナスのことはないのかと、そこら辺のことを市内の農業団体と少し勉強の場を設けるなどしていきたいというふうに思っております。新しい制度が滝川の農業、空知あるいは北海道の農業にとってその振興に結びつくということではなくてはいけない。そういう面では、制度設計がどういうふうに進んでいくのか、その過程においても私どもの意見、要望というものを国にしっかり伝える、そういうことも必要だというふうに思っております。そのための勉強会がスタートいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今農業の喫緊の課題というのは、次の世代をどう育てるかということだと思っております。新政権でその政策部分が明確にはなっておりませんが、滝川市は政権がかわろうとかわるまいと、次の世代、次の担い手、そういったところに注目しながら滝川市の農業政策を進めていっていただきたいなと思っております。

それでは、1件目の最後なのですが、子育てについての影響ということで伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 これも新政権の目玉公約の一つです。現在の児童手当が特に公明党の提案とその努力によって実現した。これはよかったなというふうに思っておりますけれども、新しい政権の子ども手当がどういうふうになっていくのかというのは、これから見据えなくてはいけないというふうに思います。なかんずく、この財源がどうなっていくのだろうか、滝川市民で該当する皆さん方にとってみれば、これが公約で示されたそのものとおりに実現されるとすれば、それはやっぱり歓迎すべき中身ののだろうというふうに思います。所管に試算してもらいました。今の児童手当で21年度予算は、これは予算に計上しておりますからご承知でございますけれども、2億5,500万円弱です。これが平成22年度は月額1万3,000円、23年度以降は月額2万6,000円ということでありますから、しかも所得制限なし、現在の小学校を中学校まで拡大するということありますから、試算をしてみますと、これが17億9,000万円になるわけです。だから、該当する方々にとっては、これは大変好ましい状況だというふうに思います。ただ、財源対策としては、乗り越えなくてはならぬ山を新政権は抱えているのではないかとというふうにも思います。そういう意味では、ぜひ乗り越えてほしいというふうに思うわけですが、1つは、費用負担は今は国と都道府県と市町村の負担で成り立っているわけです。この国の負担の中には、事業主負担もあるわけです。新政権は、全額国庫負担でやると言っているわけです。ここら辺の財源対策というのは、しっかりと考えて、この政策を実行してもらいたいものだというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 17億円もかかってしまうのですね、子ども手当。子育てというのは、現金給付ですることもある意味大事なのかもしれませんけれども、それよりも何よりも、やはり子育てしやすい環境をどのように整えられるかということだと思っております。ですから、今まで滝川市もやってこられたとおり、子育てしやすい環境、それを今後も継続して続けていっていただきたいなと思っております。確かに現金をいただくと、子育て中のお父さん、お母さんは喜ぶでしょう。ただ、一方で、滝川の場合はないですけれども、保育所になかなか入れないだとか、そういうような問題もありますので、滝川市がとる道というのは子育てしやすい環境をどのように整えるかということだと思っておりますので、今後とも引き続き理事者の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。

◎2、体制強化

1、副市長二人制について

それでは、次にまいります。体制強化ということで、副市長の二人制ということで提案と質問をさせていただきたいなと思っております。以前に助役が2人、3人のときもあったのでしょうか、2人いました。財政的な部分があって1人にすべきだという意見があって、1人になったという経緯があったと思います。ただ、今現状を見ると、滝川市が抱える問題というのは山積していると思います。それと同時に、一部事務組合の事務局も抱えている。そんな中で、本当に今までどおり一人体制で大丈夫なのだろうかという思いがあります。そういうことで、体制強化を図って二人制にして、う

ちと外を役割分担しながら市政運営を図っていくということが大事ではないだろうかと思えますけれども、その点について市長の見解を伺いたいと思えます。

○議長 市長。

○市長 かつて助役二人制を議会に提案したときの理由は、今ご質問のありました特に広域行政における滝川市の助役役割というものは極めて大きなものがあり、二人制にしたいという提案をし、条例改正されたわけでありましてけれども、このときは部長を1人削減して助役をふやすという、そういうことでありました。それが長い間続いたわけでありましてけれども、平成19年の2月定例会で実態に合わせた形で定数を削減する条例を可決していただいたという経緯がございます。ご質問の意味は、よくわかります。率直に言って、ご質問のありましたように今は変革の時期でありますから、極めて副市長は多忙であります。あわせて、一部事務組合の数からいえば、滝川市が事務局をやったりしているのは6つあるわけです。6つというのは、全道最高なのです。恐らく全国調べても、6つの一部事務組合の事務局、事務局というのか、組合長とか副組合長とか、そういうのを滝川市長がやったり副市長がやったりというのは、恐らくないのではないかというふうに思えます。そういう意味では、副市長は極めて多忙であります。ただ、今の状況の中で再び副市長二人制をとれるかという、これまた難しいというふうに思っております。私はぜひとも、今副市長にみんな重たくかかっているのは事実です。これをどうするのかと、二人制が唯一無二の解決策ということだけでなく、私は権限の移譲と責任の移譲というのも考えるべきだというふうに思っております。その結果、やはりその状況の中ではなかなか円滑な行政運営ができないというふうな判断がなされたときには、改めて議会提案させてもらいたいというふうに思えます。

○議長 三上議員。

○三上議員 私は、必要であれば堂々と条例改正して、予算をつけたほうが良いと思えます。滝川は、ここ数年いろんな問題を抱えています。そういった問題を防ぐためにも、堂々と条例改正して予算づけをするということが大事なのかなと。せつかく副市長さんいらっしゃいますので、副市長を数年1人でやって、どのようなお気持ちをお持ちか伺いたいと思えます。

○議長 副市長。

○副市長 どのような感想を持つかということなのですが、もっと高い能力と高い見識とがあればご心配かけないのだろうと思っておりますし、そういう意味では副市長2人というお言葉も業務遂行の上でありがたいお話なのですが、ただ議員さんの意見、心情としてはちゃんともう少し頑張れと、こういう気持ちでないかと思っておりますので、それを十分に受けとめたいと思っておりますし、日々しっかり業務遂行に当たりたいと思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 もう少し頑張るといふ本人のお話なので、まだまだ提案は先なのかなと思えますけれども、それでは2つ目なのですが、二人制にした場合、仮定の話しては申しわけないのですが、副市長二人制にして、一方を民間から公募という方法もあるかなと思うのです。愛知県のどこかは、ちょっと町忘れましたが、公募したと、そこに千何百人だかの応募があったという話もありますけれども、民間からというのは、長年公務員やってきて、また別な感覚で市政運営に当たれる

という部分があるのではないだろうかと思います。そういった部分で、その部分について見解をいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 一人制の場合は、地方自治の実情に明るい、そういう人材が求められるというふうに思いますが、二人制となると、あるいは民間からの登用、もしくは公募というのも選択肢の一つとしてあるのだろうというふうに思います。ご承知のように、函館市の副市長は北海道ガス函館支店長でありますから、事例も道内にもあるし、道外にもさまざまある。そういう場合の選択肢の一つとしては、検討の意味はあるというふうに思います。

○議長 三上議員。

◎3、跡地・跡施設再利用

1、学校跡地・跡施設再利用事業について

○三上議員 それでは、最後の跡地・跡施設の再利用ということで伺いたいと思います。今現在江部乙中の跡を利用して大葉栽培やっておりました市内の企業が断念ということで、今は稼働していない状況でございます。そのことについて、まず現状何か進展があったかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご質問に対する答弁でございますけれども、平成17年に市内企業でありますサークル鉄工さんが江部乙中学校跡地を利用した新ミスト農法による大葉の生産を計画いたしまして、国による地域再生計画の認定を受けたところであります。建設業からのソフトランディングというような観点からも地域経済に大きく貢献をして、障がい者や高齢者の雇用機会の確保にもつながっていたところであります。残念ながら、ことし2月に大葉の生産を終了し、ほかの作物の生産を模索していたところであります。5月に会社が民事再生の適用を受け、運営することができなくなり、今は事業を継承してもらえる新たな会社と協議中であるというふうに伺ってございます。現在市とサークル鉄工との賃貸契約が続いていることもあり、協議中であります新たな企業との推移を見守り、適時対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 ということは、現状はサークル鉄工さんが新たに引き継ぎしていただけるところを探しているという状況なのですね。それでは、見つかるまではずっとあのままの状態ということで理解してよろしいのですか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今現在サークル鉄工さんのほうで後をやっていただけるところを探しているということなのですが、来月の早い段階でどのような企業になってくるのかということについて詰めているところであります。それを受けて、市としても賃貸することができるのかどうかという判断をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の2点目に移ります。旧江部乙中の跡地に限らないのですが、今後学校の適正配置の関係でこういった施設がどんどん出てくる可能性があります。そういったことで、地域の活性化というか、有効に建物を使う、土地を使うという観点から、再利用を促進していくような形で、私はネット公売とか、あるいは無償でお貸しするとか、あるいは有償になるのかわかりませんが、そういったことも視野に入れながら進めなければいけないのかなと思っております。そのことについての見解を伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 不用財産と申しますか、そういう面での財産管理という立場でお答えしたいと思えますけれども、公共施設として不用になったと、いわゆる遊休資産となったという場合は、経済性を発揮するという点では、まず一義的には公売、売却というふうに考えています。ただ、売却物件によっては、その周辺ですとか、また地域の活性化方法のいろんな提案があるとか、そういう点では無償、有償を含めてプロポーザルみたいな形で提案を受けるとか、そういうことを現実に進めているものもあります。そういう点と、あとネット公売というご質問もありましたので、たまたま学校の敷地跡という点で、道内にもネット公売の実績があるということも承知をしておりますし、また私どもとしてもそういう点に注目しながら情報収集もしております。そういう点も含めて、今回の江部乙中学校の跡地についてはただいま経済部長が申し上げたとおりの状況ということでもあり、今現在契約中ということでもあり、この物件におけるネット公売は考えておりませんが、なお今後可能性を含めて、課題等も含めて勉強したいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、政権交代の自治体運営について

1 番目、市長の基本姿勢についてお伺いをいたします。何人かの議員さんも質問されていましたが、政権交代が今回の衆議院選挙でされました。そのことに伴いましての自治体運営についてお尋ねをいたします。今回の選挙、1つは地方分権のことが大いに取り扱われておりました。また、道州制の導入についてもクローズアップされた議論がなされておりましたが、この制度自体、また滝川市においては市長として地方自治の将来像を踏まえてどういうふうなことになるのか、ご認識を伺います。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 地方分権、前政権もそうでしたが、現政権も地域主権ということをおっしゃいますから、意味は地方分権と同じだというふうに思います。私は、これまでもきっと申し上げたことがあったというふうに思うのですが、道州制は賛成であります。ただ、道州制特区は賛成でき

ません。なぜならば、都府県合併ということが前提でなかったら道州制というのはいかないわけです。県合併が関係ない北海道が特区としてモデルとして進んでいくというのは、いささか疑念があるというふうに私は思っています。したがって、道州制は賛成であります、道州制特区はいささかどのようなものかなという、法律までできていますから、一市長がこんなこと言っても始まりませんけれども、そういう疑念を持っているということは改めて表明しておきたいというふうに思います。

地方自治の将来像をどう描くのかというご質問でございます。地域主権ということは、これまでも基礎地方公共団体こぞって国に要望してきた中身であります。この中身がどうなるのかということが重要だというふうに思います。昨日のご質問にお答え申し上げましたことと重複いたしますが、ポイントは大きく2つあるというふうに思います。1つは、基礎的自治体の強化を図ること。2つ目は、国と地方の役割分担を再構築すること。この2つが重要だというふうに思っております、この2つがしっかり制度設計されていけば、地方自治の将来像というのは文字どおり地域主権になってくるだろうというふうに思います。本来の主権者であります市民を主体として、新しい公の形成、そうすることによって市民自治を形成していく、そのことに期待を寄せているところであります。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 そこで、1つお伺いをいたしますが、今現在の今日に至るまで、小泉政権の三位一体改革等で地方の財政は非常に厳しい推移をしてまいりました。その中において自治体強化となるのは、それは財政面におけるものなのか、また人的な要因があるのか、この辺をもう一度お伺いをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 基礎的自治体の強化は、1つは権限と、それから財政という2つの要素が重要だというふうに思います。自分たちのまちで政策の判断がしっかりできる。当然のごとく裏返しとして責任があるわけでありましてけれども、権限がしっかり与えられる。そして、国にいろんなものの意見を聞かなくては、判断を求めなくては、国からお金を持ってこなくてはなかなか実行できないということでは、基礎的自治体として強化されたということにはならないというふうに思いますのと同様に、やはり先立つものがなければ話にならないと、財源としてしっかりそれは担保されなくてはいけないというふうに思います。その両面での基礎的自治体の強化というのを求めたいというふうに思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 私の主観ですが、地方自治体が本当にある意味独立して行政を行えるということは、理想であるというふうに思っています。今現状の陳情方式によって、予算を国から持ってくるというようなことに努力をする人があたかも優秀な自治体の長のように思われていますけれども、これは本来はちょっとおかしいのではないかとというふうに疑問を持っているところであります。ぜひこういうような自治体づくりになるように、市長にも頑張ってください、我々も応援したいと思います。

◎2、行政改革

1、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについて

次に、行政改革についてお尋ねをいたします。毎度質問させていただいておりますが、市民の皆様信頼される市役所づくりの推進プランについて3点お伺いをいたします。大変残念なことでありますが、この推進プランが昨年5月にスタート、立ち上げされまして、今回のこの議会におきましても体育協会の職員の不正経理の実態もはっきりしてまいりましたけれども、この推進プランは物すごく素晴らしいプランですので、これをしっかり予定どおり必ずやり切るという決意のもとで頑張っていたきたいということが第1であります。

そこで、人事評価制度がこのプランの最重要課題であると思います。お役所の給与体系というのは、現行の制度では余り頑張らなくても一生懸命頑張っても変わらないわけでありまして。この辺の制度を変えていく必要があるのではないかとこのように私は考えます。これは、民間みたいに不始末があつたらすぐ降格であり窓際族、頑張れば給料にも定期昇給にも影響する、賞与にも査定される、こういうような極端なことはすぐにはきつとなじまないでしょう。でも、こういう制度を徐々にでもいいですからつくっていくかなければ、本当に頑張る職員が出てくるのでしょうか。そういう疑問がありますので、この評価制度というものが昇給なり昇格なり、これに反映される制度であるべきだというふうに考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 長年、国家公務員もそうでありまして、地方公務員もそうでありましてけれども、所得の保障と身分の保障が行われる、そういう制度になってきておりました。それは何かというと、任命権者が本来公務員がやらなくてはならないようなことをやらなくてもいいと、あるいは脱法行為でこれをやれと、こういうことによってその職員の身分が守られないということは公正な自治体の業務が行われないということから、ある意味では職員の身分を守って公務の適正な執行を担保すると。だれか一人の権限によって、おまえ、やめろと言われても、やめる必要がないと、そういう制度になり、一方で給料もちゃんと保障して、したがって労働基本権の一部を与えないということもやっておりますけれども、所得もしっかり保障するから、身分も保障するから、死に物狂いで仕事をしなさいという制度としてスタートしてきたわけです。

しかし、長年の中でいろいろ課題も出てきたということで、国家公務員については人事評価制度が新しい形でスタートいたしました。私は、国家公務員の制度がこういうふうになっていますから、やはりこれに準じた形で進めていく必要があるというふうに思っております。ただ、国家公務員法に準じた地方公務員法の改正が前政権が解散するという中で廃案になっているのです。だから、地方公務員法は、改正されていません。これがどうなっていくのかということはあるけれども、私はそれを見据えつつも国家公務員法に準じた人事評価制度をやはり取り入れていく必要があるというふうに思っております。既に本年度においては、部課長に対して新たな制度での試行をしております。この試行は、順次職員に広めていきたいというふうに思っておりますが、労働条件にもかかわることありますから、組合との協議ということも必要になってまいります。いずれにして

も、人事評価制度の最大の目的は何かというと、給料を削減するというのではなくて、能力開発が第1というふうに思います。このことを重視しなくてははいけません。しかし、一方、頑張った者が報われるという制度の中には、昇任でありますとか昇格でありますとか昇給でありますとか勤勉手当というものがあるというのは事実でありまして、そういうものにも反映される国の制度となっておりますから、そこら辺のことは十分認識しながら進めてまいりたいというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○市長 失礼いたしました。

部課長職については、21年度に試行する検討中であります。

○議長 堀議員。

○堀議員 現行ある制度の中で能力に対するものを考えていくということは、ぜひ推進してやってください。国家公務員の評価制度なり、そういうものに準ずるとするのは普通の考えだと思うのですが、滝川市独自のこういうパターンもあるなんていうのをやらないまでも、つくり上げていろいろな人にその評価をいただくと、検討していただくというようなこともあってもいいのではないかとこのように考えます。周りがやっているから、それに準じるとか、危なげないのだけれども、そこには何か革命的な改革的な気持ちが感じられないのです。この滝川市役所が日本一になるのだという気持ちがあれば、何か考えていかなければならないというふうに思います。ぜひ検討してみてください。

次に、組織機構改革、これは荒木議員も質問されましたが、私はこの辺についてはよくわかりませんので、お聞きをしたいと思いますが、今回の推進プランにつきましても組織改革機構にスタッフ制の検討とあります。それ以前の制度は、どういうものだったのか。以前の制度のメリット、デメリットと今使われていますスタッフ制のメリットとデメリットをもう一度、ちょっとわかりやすく対照的にお話をしていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 総務部長。

○総務部長 堀議員のご質問に対する答弁をさせていただきます。わかりやすくということですので、できるだけご趣旨に沿った答弁に心がけたいと思います。

まず、先ほどの荒木議員に対する答弁でも申し上げましたけれども、職員数の削減など行政コストの削減が求められる一方で多様化する市民ニーズにこたえるため、少ない職員数で効率的に業務を執行するために、スタッフ制を16年度から導入したところであります。

それで、スタッフ制と以前の係長制、係制という部分のメリット、デメリットでございますけれども、まず私どもで押さえている係制のメリットでございます。係長をトップとして縦割りの組織ということでございますので、指揮命令系統がしっかりしていると、はっきりしているということが言えると思います。それと、係ごとに所管する事務が割り振られているということのために、責任とか権限が明確だというのが係制のメリットかなと思っています。一方、デメリットでございますけれども、係間相互の連絡調整並びに仕事のむらとか、あるいはまた繁閑の差の調整がうまくいきにくいというデメリットがまずあります。また、係間の仕事の間で重複やすき間が生じて、効率的な処理というのなかなか難しい場面もあるということです。係員の間に仕切りができて、セク

ト主義というのですか、そういうことのある場面もあるというのがデメリットとして押さえている内容です。

一方、スタッフ制でございますけれども、メリットとして、限られた職員数の中で迅速な事務処理と意思決定が可能だと考えております。事務事業の執行に適した体制を柔軟にとることができ、事務配分の合理化と職員間の繁閑も含めた繁閑が調整しやすいと。複数の係が統合してグループができるというのが一般的ですから、当然係間の壁が取り払われてグループ内の協業が進むという点。さらにまた、市民の方に対しては、担当者が決まっているのですけれども、担当者以外の方もグループ内で共有すると、広く共有するという点で、極力たらい回しというか、担当者がいないのでお答えできないという面をなるべくなくすることが可能だということがメリットとして考えています。また、スタッフ制のデメリットとしては、責任の所在が不明確になりやすいと、これはグループ内の協業、グループ長は今基本的には副主幹職が多いのですけれども、副主幹職のほかに主査職、主任職、担当職があります。グループ内での協業がふえるために、どうしても責任の所在が不明確になりやすいと、なりがちだと。また、さきに荒木議員からご質問ありました特に主査職、係長制ですと係長ですから、自分が係のトップということでありましてけれども、現在のグループ制でいる主査職というのは基本的にはグループ長ではないのが多いわけです。そういう点で主査職のモチベーションが懸念されると、主査職も一グループの一員と、先ほど申し上げた主査職の役割ということを明確に今回していますけれども、そういうのが希薄になりやすいというデメリットがあるということで把握しております。

スタッフ制、または従来の係制であれそれぞれ長所、短所がありますけれども、役職、役割に応じた責任を明確にすると、そして職員の意識の向上を図るとともに、定期的なミーティングの実施の徹底、また目標を定めて取り組んでいる職員研修とあわせて、職員のスタッフ制に対する意識をさらに高めていく努力を引き続き行っているという状況であります。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 大体わかりました。係長制のメリットというのは、指揮命令がしっかりしていて、責任、権限が明確になっていると。また、逆にスタッフ制でいきますと、責任の所在が不明確になりやすいと、こういうことです。そこで、ちょっとお聞きいたしますが、今回の体育協会の不正経理については、これはスタッフ制だから発生した要因が多いと思うか思わないか、この点についてお尋ねをいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今回の不正経理の関係の原因というか、組織のあり方というのですか、グループ制であれ係制であれ、そういうことではなく、職員の資質と申しますか、そういうところによるところが大きいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 わかりました。では、3番目に、職員の給与がずっと削減されているわけですがけれども、そのことよっての職員の士気の低下は見られないのかを伺います。

○議 長 市長。

○市長 給料削減で士気が低下しないのかといったら、しないことはないと思います。やっぱり給料削減されたら、がっかりくる。もし給料削減額でがっかりくるのだとしたら、部課長職がひどくがっかりしているというふうに思います。ただ、頑張ってくれているというふうに思います。ここは、給料削減されていくけれども、ここ一番頑張らなければならぬというふうに頑張っていると思います。そういう意味では、まことに申しわけないことでありますけれども、いつまでもやってほしいということをお願いしているわけではありません。ここ一番、期間を定めて協力してほしいということをお願いしている中身でありますから、ぜひともそういう意味で信頼回復と、それから何よりも信頼回復のためにはみずから行っている業務について最善を尽くすという意味で、士気が低くなっているところがあればそれを高めていくのが私の責任だというふうに思っております。

○議長 堀議員。

○堀議員 ありがとうございます。

◎3、生活者対策

1、新型インフルエンザの流行について

次に、3番目、生活者対策についてですが、これもほかの議員さんも聞かれていましたので、簡単に結構ですけれども、ちょっと重複するかもしれませんが、本市の現状と今後の対策を伺いたいと思います。現状患者数は何人ほどいらっしゃるのか、これが1点です。もう一点は、治療薬、予防薬の在庫等について厚生労働省等でテレビでやるやっていますけれども、滝川市としての実情はどうか。ワクチンを受けたいという人がいると思うのですけれども、そういう要望数だとかお金のかかる部分のことについてお伺いをいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 本市の現状ということでまずお話をさせていただきますけれども、新型インフルエンザを疑われる患者数ということで申し上げますと、市内の小中学校、また西高等学校、おおぞら幼稚園、市内の保育所の状況と、それと滝川市立病院の受診者の患者数ということでは把握できる場所なのですが、滝川市全体としての患者数となりますと若干難しいところがございます。参考までに、一番患者数の多かった時期というのが8月24日から9月10日までの間の状況でございまして、小学校で全体で27名、中学校で30名、西高で1名、保育所で1名ということで、また市立病院の患者数としてはこの期間では31名ということではありますが、その後現在のところ、かなり患者数が下降しているという状況でございます。

予防薬、治療薬ということでのご質問でございますけれども、北海道の情報でございますけれども、治療薬であるタミフルやリレンザに関しましては、流行時にも対応できる量は確保されているというふうに私どもは確認しております。また、ワクチンの価格、これについては、国のほうで9月8日に全国の新型インフルエンザ対策担当課長会議というのがございまして、そこでの質疑の中でワクチンの接種料金については現在、ワクチンも輸入品の部分もございまして、輸入品の値段がどうなるかということもございまして、今法律的な詰めをしていると、基本的には全国一律にした

と思うが、今の時点ではまだ幾らということは国のほうでも検討中であるということで伺っております。

○議長 堀議員。

○堀議員 今市民の中でワクチンの希望者というのがいないのかどうなのか、その辺について伺いをいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ワクチンにつきましてもいろいろと国のほうで、国の原案では優先順位というものも検討されております。まず、医療機関従事者ですとか、それから妊婦さんですとか、基礎疾患を有する方ですとか、また子供の場合は小児の1歳から就学前までですとか、この辺の方々の優先順位もまだ国のほうではっきりと示されていない中で、その希望者ということでは私どものほう、所管の健康づくり課のほうでもまだ把握はしてございません。いずれにしても、このワクチンの接種に関しましては、保健所の指導のもとに医師会とのご協力ということも今後踏まえながら、ぜひ対応していきたいなというふうに思っております。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 国のほうもそういうふうに行っている最中だということも認識してはいたしましたが、一時的な流行だとか、そういうものについては最悪の事態は一応考えておきながら手を打っていかないと、後出しじゃんけんみたいになってしまって、おかしなことになる可能性もありますので、患者がこのぐらいの人数になったときはこのぐらいはやらなければならないというようなことで情報をよく集めて、例えば市民の皆さんに安心していただけるようにしておかなければならないと思いますので、よろしく願いをいたします。

◎4、福祉行政

1、老人福祉住宅について

最後になりますが、福祉行政で、これも他の議員さんの質問ございましたが、老人福祉住宅について伺いをいたします。ヘルパーつき老人福祉住宅の廃止の方針が出されていますが、中長期的に見てこの制度は継続させるべきだと思うが、考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 制度は、その時代の背景、できた経緯、そういうものが現状に合わせてどうだろうかという点検が必要だというふうに思います。その点検の結果、公正、公平であるのかと、特に公平であるのかという趣旨で見直しをさせてほしいというふうに提案しているところであります。経緯ということから申し上げますと、当時公営住宅があいていたのです。あいている公営住宅を有効に活用する方法がないかということが1つあって、当時ヘルパーつきの高齢者住宅というアイデアが提案されて、地域的にそれを整備しようということになり、率直に言ってこれは極めていい制度ですから、非常に好評であり、かつ全国的にもモデル的な取り組みとして評判を呼んだという経緯があります。当時は、65歳以上人口が4,300人でありました。これ募集すると、うわっと集まってきたわけです。ですから、どんどん供給すれば、手を挙げたい人たちはどんどんいらっしやっ

たのだろうと、極めていい制度だというふうに思いますから。今どうなっているかという、少なくとも公営住宅は家賃がっぱり下がりましたから、あき状況なんていうのはありません。あいているのは、もうどうにもならない公営住宅か、あるいは政策空き家で、建てかえるから願いますということで空き家になっている部分しかないです。それと同時に、65歳以上の人口は1万1,700人、実人員で2.7倍にふえました。ただ、この制度が取り入れられたときは昭和56年、58年が人口ピークで5万3,000人いましたから、今4万4,000人で1万1,000人ということは、割合でいうと当時の3.2倍に対象の皆さん方は膨れ上がっています。それならば、同じ制度として維持できるのかどうかというのが問題意識の一つです。公平にするためには、さらに制度が拡充されなくては行けないというふうな背景があるのではないかと。もう一つの背景は、介護保険制度の導入であります。私は、ある意味では介護保険制度が導入されたときにこの制度をどういうふうにするべきかと、老人福祉住宅の扱いをどういうふうにするべきかという議論がなされてもよかったのかなというふうに思いますけれども、そのときは制度として維持しようという判断だったのではないかと思います。今の状況の中で公平に物事を判断していくためには、この制度をそのまま維持するというのは適切な選択ではないというふうに私としては判断をいたしました。しかし、入っている皆さん方については、既得権があるわけでありまして。この既得権をどういうふうに保障していくのかということについては、入居されている皆さん方のご理解が必要だと、少なくとも今の制度を今のまんま維持していくというのは公平性を欠くことになるかと。したがって、既得権を保障しつつ、皆さん方の理解をいただいて納得いただく形で、この制度については廃止の方向で進めていきたいというのが今の私の考え方です。

○議長 堀議員。

○堀議員 私の父は、江南団地の福祉住宅に住んでいました。それで、前の晩にはちゃんと、アウンスで堀さん、元気ですかと言ったら、元気ですよと言って、次の日の朝コールが来たときには返事がなかった。脳梗塞で倒れていたわけです。すぐ滝川の市立病院に救急車で運ばれたのですが、何時間ぐらいの間倒れていたのかははっきりはしませんが、少なくともその間で倒れたということなのですが、家族としてそういう状態を見ていますと、確かに緊急のコール、立派な対応策だと思いますけれども、脳梗塞とか心筋梗塞の場合はきっと押す暇ないのですね、多分そうだと思います。ですから、そういう面では、最大安否確認をしていただけるような住宅というのが今後独居老人にとってはどんどん必要なのではないかなというのが僕の考え方の一つです。ですから、今のよう除雪もやってくれる、ふろも用意してくれるというのは、確かに応益分の負担をしていくという制度があってもいいなと思いますけれども、今は全部市で持っていますから、素晴らしい制度だから人気もあると思います。見直すということについて、もちろん今市長が言われた見解についてはよくわかるのですが、将来に向けてぜひ、命という観点から見ると安否確認をする管理人のいる住宅を用意してあげるとか、それには限定つきで独居老人だとか、2人いればまだ、奥さんが見てわかるのかあるのでしょうかけれども、特に独居老人に関してはそういう対策が必要でないかと思っていますので、今後市営住宅もいろいろ変わっていくでしょうから、その中で検討していただきたいということを申し添えて、終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

本日のスケジュールは非常にタイトでございまして、午後からも日程がメジロ押しでありますので、時間で途中になりますが、清水議員にはここで質問をしていただきます。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 ただいまの堀議員の続きとなる同じ話題です。日本共産党の清水雅人です。どうぞよろしく願いいたします。

◎1、老人福祉住宅廃止問題

- 1、福祉制度廃止で、意見も聞かずに廃止通告するという重大なルール違反について
- 2、制度廃止で、高齢者から入居条件である入浴・除雪・安全安心を奪う、あまりに冷たい行財政改革
- 3、法的問題点について
- 4、介護保険と両立する補助制度なのに、廃止で適正化が図られるという考え方は矛盾している
- 5、国が推奨し、国・道が6割の財政補助をしている事業であり、3人の雇用創出の事業の廃止は不適切
- 6、高齢入居者が全員不満を持っていても強行するのか
- 7、国民が構造改革路線を否定し、福祉重視の政治を求め変革時期なのに滝川は変わらないのか

まず、1件目、老人福祉住宅廃止問題ですが、福祉制度廃止で意見も聞かずに廃止通告するという重大なルール違反について伺います。3団地57戸の入居者に対し、6月に説明会を実施しましたが、私が聞き取り調査をした複数の団地の入居者、そして家族は、廃止が決まった、委員会で決まったという説明を職員から聞いたと述べています。最初の説明会でいきなり、来年3月いっぱい廃止が決まりましたので、報告しますとの説明を行ったのは事実か伺います。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にお答えしたいと思います。

老人福祉住宅の廃止に向けての説明会、3団地でこれまで4回開催をしてきたところであります。説明会におきましては、老人福祉住宅廃止についてのお知らせというA3判のものをお示しをいたしまして、その中身としては、老人福祉住宅の現状はこうだということ、また廃止の基本的な考え方、それから廃止の年月日、これは平成22年3月31日ということ、さらには4点目としてほかのサービスへの転換についても記載をした資料を参加された皆さんにお配りをして、説明を行ったところでございます。市として新滝川市活力再生プランを決定しまして、平成22年3月31日で廃止する方針でありますので、ご理解をいただきたいという部分の内容で説明会をさせていただいたところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 部長が今最後に言われました滝川市として新タッグ計画で廃止したい方針なので、ご

理解をいただきたいということであれば、大分違うのです。ところが、説明会に出られた方の話を聞きますと、廃止は決まったのですかと言ったら、決まりましたと、委員会でも決まりましたということなのです。部長が言われたご理解をいただきたいということは、本当にそういうことで4回の説明会で職員がそういうことを言ったのですか、確認します。

それと、委員会で決まったという、いわゆる議会の関与です。これについてどんな表現をしたのかもきちっと、これ通告しているのですから伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 各団地における説明会でございますけれども、対象は高齢者の皆さん方でありますので、家族の方にもご案内をし、その中で3団地で計4回開催したところであります。説明会には、介護福祉課の職員3名、さらに地域包括支援センター職員が1名です。それから、委託をしております社会福祉協議会の職員も同席、さらにヘルパーさんにも同席をしていただきました。決定した趣旨の発言のご質問だと思いますけれども、特別委員会におきまして質疑、意見交換を行い、市の方針として今年度末の廃止を方針として決定したということの発言をしたと担当のほうからは聞いております。さらに、担当のほうからは、だれ一人として一方的なお話、もう決まったというようなお話での説明ではないということで私のほうには報告が来ております。また、委員会で決めたというようなことは、もちろん決めたという言い方をしているつもりはございません。現状及び見直し方針を説明しているつもりでございます。あくまでも委員会のほうでは意見をもらい、計画決定したのは市のほうであるというふうに認識しております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 あくまでも廃止が決まったということは職員は言っていないということを部長が断言されたので、これについてはこの議会終わってからもさらに詳しく調査する中でそれが事実かどうかを検証していきたいと思えます。

2点目については、議会については委員会で決めたということは言われていないということなので、これについても検証していきたいと。2点目については、ご答弁があったということで、3番目に進みます。入居者とその家族は、廃止が決まったという説明を聞いたときに、もう反対してもだめだと思ったそうなのです。また、私に直接、これは弱者いじめだ、年寄り早く死ぬということだというふうに思ったということを語られております。これらの入居者の、あるいは家族の感想をどのように受けとめるのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 説明会は、ただ単純に説明したということではございません。人によりましては数時間に及び話をさせていただき、相手の立場も理解しつつ、丁寧に対応しているということでございます。今後も代替サービスの移行に関する説明や相談はもとよりですが、日常の悩み事、不安などにも親身に対応していく考えに変わりはなく、ご質問にあるような感情は、担当している職員だれ一人持ち合わせてはございません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、廃止が決まったということで報告をしたのであれば、これはルール違反だとい

うことで次の質問をしようと思いましたが、あくまでもそういうことではないと、理解していただくという説明会だったということですので、ルール違反だという質問についてはここではする必要がないということですね。しかし、本当にそうだったのかどうかは、この議会終わった後きちっと検証していきたいと思います。

次、2項目に移ります。制度廃止で高齢者から入居条件である入居、入浴、除雪、安全安心を奪う余りに冷たい行政改革ではないのか、こういう点について伺いたいのですが、この制度はおおむね65歳以上の老人世帯で、現に住んでいる居宅において日常生活を営むことが困難な者などに対し、入浴、除雪、安全安心を提供する老人福祉住宅に転居することで日常生活を可能にしてきました。以上のことから、もし制度を廃止すれば日常生活が困難に逆戻りし、何のために転居したかわからなくなってしまう。そこで、まず入浴について伺います。東団地の場合、冬でも東湯、その他銭湯に行けると考えているのか。江南団地の場合、改善センターの入浴数を週1回から2回、3回にふやすことで入居者はこれまでの入浴回数を確保できると考えているのか。3点目は、東町団地の場合も東湯が隣とはいえ、これまでの入浴回数を確保できると考えているのか。それぞれ18人近い方が常時十数人入浴されております。本当に近くにあるから行けるといことなのか、また入浴料金の増加をどのように、これについては昨日の窪之内議員のご答弁で年間総額3万円という見積もりが出されましたので、これについては答弁は必要ありません。

以上です。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 入浴の関係についての3団地のことについてのご質問でございますけれども、東団地の皆さんにつきましては、全体の入居戸数は72戸であります。65歳以上の高齢者世帯45戸であります。そのうち老人福祉住宅は、18戸でございます。ご承知のとおり、全室に浴室のスペースはございません。老人福祉住宅以外のこの団地にお住まいのご高齢の方々につきましても、公衆浴場等を利用されてございます。したがって、同様にそういう公衆浴場等の利用をしていただけるものだというふうには考えてございます。

江南団地の件につきましては、昨日窪之内議員さんのご質問の際に答弁をさせていただきましたけれども、これは日にちですとか時間延長も視野に入れた開設、週2回の開設を今横断的に検討しているところでございます。東町団地は、入居戸数30戸のうち世帯主が65歳以上の高齢者世帯は24戸であります。そのうち老人福祉住宅は、16戸でございます。東団地の皆様につきましても、浴室のスペースはございませんので、公衆浴場等を利用され、入浴機会を確保していただけるものと考えております。3団地の65歳以上の入居者といいますのは、全体で60.9パーセントほどでございます。その中で老人福祉住宅にお住まいの方々は、39パーセントほどおられます。団地にお住まいでいながら老人福祉住宅というもの以外の団地、老人福祉住宅以外で同じ団地に住まわれているお年寄り、ご高齢の方が61パーセントほどいらっしゃいます。そういう中で、65歳以上の人が半数以上この3団地に入居されているわけでございまして、老人福祉住宅の廃止については、ほかのお年寄りにつきましては在宅福祉サービスとかも受けながら生活をされている。そういう中で、同じ団地にいながらこの辺の制度については、今はなじまないのではないかというふう

に考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 評価は後ほどまとめながらやるとして、次に除雪について伺います。福祉除雪は、歩く幅しか除雪しません。しかも、15センチ以上の降雪に限られ、300メートル以内に自分の子供が住んでいれば、それも受けられません。現状と比較すると、除雪は著しく悪化するのではないのでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 福祉除雪は、避難路の確保を目的として実施してございます。平成20年度には約370世帯の方にご利用いただいたところでありまして。確かに除雪の中身については若干悪化するということにはなると思いますが、ほかの公営住宅の入居者を含む方々が福祉除雪を利用しているということもございます。その点については、ご理解をいただきたいなというふうに存じます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これも、評価は後にまとめていたします。

次は、安全安心についてですが、廃止後の見守り対策として進めている、推奨している独居老人友愛訪問サービスは、市内に2親等以内の親族がいると利用できないことや訪問員が安否確認や必要に応じて話し相手となることはできても、ヘルパーとは安全安心度は比較にならないのです。病気などのときに日常生活の破綻を補ってくれるヘルパーのかわりにはなりません。家事援助で体調が悪いときは、朝晩のコールで、時には食事をつくり、時には洗濯をし、時にはごみ出しをし、通院のお手伝いもすると、こういう本当に日常生活の破綻を補ってくれるヘルパーのかわりには、これらのヤクルトサービスなどはならないのです。また、身につけたペンダントを押すだけで消防署に通報する緊急通報システム、これは119番と全く同じに近いわけですから、お年寄りの方が毎日の見守りの機能として利用される可能性はほとんどないと考えます。配食サービスも市内にお子さんがいれば原則対象外です。費用増もありますけれども、利用すらできないということも含めて、安全安心については著しく悪化するのではないのでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 いろいろサービスのそれぞれにおいてのご質問をいただきました。実態として、福祉住宅以外で暮らされている友愛訪問サービスですとか緊急通報システムを利用されている世帯の皆さんと同様になるということをご理解をいただきたいなと思います。ただ、不安感などを少しでも取り除くことができるような話し合いというのは、これからももちろん続けていくわけです。その中では、身内のご支援が得られないのかとか、それから地域町内会等のサポートが得られないのかとか、そういうようなことについても対応、また検討していきたいなというふうに所管では思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次は、こういったことをご理解いただきたいと言いますが、先ほど市長が答弁された既得権は守っていかなければならないという点でいうと、既得権が守られないことは明らかだと思うのです。それで、次は、既得権って一体何なのかということ……

○議 長 清水議員、3番ですか。

○清水議員 3番です。

○議 長 項目3ね。

○清水議員 ええ。

○議 長 では、3に入る前に休憩をとります。再開は1時になります。休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時01分

○議 長 では、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 まず、午前中の質問で、入居者の皆さんへの説明会では廃止は決まったという話はないと部長が答弁をされました。何を入居者に話したかという、こういう方針なので、理解していただきたいというふうにご説明したというご答弁でした。私も、この一般質問を始めるに当たって、かなり多くの方にお話を伺いました。その方々すべてが廃止が決まったということを私に伝えていただきました。また、市が配付をした資料では、表題が老人福祉住宅廃止についてのお知らせです。これでは、だれがどのように、部長がそう言ったと言うのなら、そう言ったのかもしれませんが。私は、入居者の皆さんが言っていることが事実なのか、それとも部長が答弁したことが事実なのか、これは理解を得るためにはどちらが事実なのかということは非常に重要な問題だというふうに思います。

そこで、市長に伺います。今信頼される滝川市役所づくり計画を進めている中で、このようなことがあってはならないというふうに考えますが、市長はこの部長答弁と住民の受けとめというか、住民はこう言っていたということについて、この議会終わった後なりにきちっと事実関係調べることについてのお考えを伺います。

○議 長 市長に答弁を求めることについては、通告の範囲を逸脱しているのでないかということでもありますが。

(「私はそうは思いませんよ。皆さんの意見聞いてください」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「まさに通告の中身でしょう、そのことの信憑性について」と言う声あり)

○議 長 信憑性について部長と質問者との間の食い違いについてであります。保健福祉部長、何かこれについて答弁ありますか、それについて調査をすとかしないとかいうことではなくて。

(何事か言う声あり)

○議 長 ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議 長 再開いたします。

私は、通告の範囲は出ていると思いますので一時とめましたけれども、市長のほうで答えれる範囲で答えるということですので、答えていただきますが、それでよろしいですね。

(「はい」と言う声あり)

○議 長 では、市長。

○市 長 言った言わないの話をここで議論しても始まりませんから、会議記録があるのかどうか、それはチェックしたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 とにかく延べ三十数人の方々が聞かれていることです。しかも、重大な説明会ですので、必ず議事録があるというふうに思っています。皆さんが言われたことと全く違う答弁を部長がされたということについて、もし精査する中で部長の答弁が不適切だったということであれば、それはそれで今後市長のほうから明らかにしていただきたいと、その方法はいろいろありますが。

では、次に移りたいと思います。市長が既得権は守らなければならないと言った問題です。公営住宅等設置基準第9条では、公営住宅の各住戸には炊事、入浴等の設備が設けられていなければならないとされています。公営住宅法第5条では、公営住宅の整備は国で定める整備基準に従い、行わなければならないとされています。市は、法令遵守を掲げているのであれば、公営住宅の共同浴室を廃止することはこれらの法令に逆行するのではないのでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 平成8年の公営住宅法の大改正を受けまして平成10年に公営住宅等整備基準が定められましたが、これにつきましては附則の第2条に経過措置として、平成9年度分以前の予算に係る補助金の交付を受けて整備する公営住宅等についてはなお従前の例によるとありますことから、公営住宅関連法に抵触するものではないと認識してございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は法令違反だとかと言っているのではなくて、法令に逆行するのではないかと言っているのです。経過措置でこれまでつくった住宅は、浴室なくても、それはいいと。しかし、これからつくる住宅は浴室が必要だというのが何十年も前の法改正なわけです。それを盾にとって法令違反ではないなんて、それは今の住宅ストック計画に反するということを私は言いたい。今例えば東町団地でいえば、平成24年度から平成29年度に団地建てかえ。ですから、老人福祉住宅の入居者の方もここに入居されるわけです。一番の目的は、順番は、入浴設備のない住宅をどうしていくかということでしょう。そういうことでいえば、今おふろがある、そういう公営住宅からふろをとるとするのは、こんな時代おくれの考え方ってないのではないですか。市長の考えをお伺いします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどご答弁申し上げましたけれども、附則の経過措置の第2条にうたわれておりますとおり、実態として古い年度に整備した住宅については浴室がないものも多いところであり、公営住宅法並びに公営住宅等整備基準によらず、政策的な判断により制度を廃止する上での

一つの措置であります。制度廃止自体が行政として裁量の範囲内であるというふうに考えてございます。制度廃止方針を立てている以上、これについては基本的にはもちろんこれからも住民の皆さんとの説明、懇談はしていきますけれども、制度を廃止する以上、残さなければならないという理由はないものと考えてございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 全く時代おくれな答弁で納得できませんが、次は他の法令です。例えば民法第545条、契約解除の効果では、当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者はその相手方を原状に復させる義務を負う、あるいは損害賠償の請求ができるということ。また、老人福祉住宅制度を廃止すれば、入居条件であった各種サービスを実施するという契約を解除することになり、当事者として市は原状を回復させる義務を負うことになるのではないのでしょうか。今の民法第545条を初めとした他の民法条文、また他の法令で問題点はないのかお伺いをいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 民法の第545条第1項の規定によります原状回復義務につきましては、契約が解除された場合に契約締結以前の法律上の状態に復帰させることを意味するものでございます。しかしながら、この事業の場合におきましてはサービスの提供はこれまでしっかり行っているものでございまして、これをさかのぼって解消させるということは不可能なところでございます。つまりこの事業におきまして本来の意味での解除に伴う原状回復というものは、あり得ないと考えております。また、ご指摘いただきました他の法令上についても、問題はないと考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 法令の話については、まず顧問弁護士にこの通告文を見せたのかどうか、その上での判断なのかをお伺いをしたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 顧問弁護士さんには相談をいたしました。助言ももらいましたが、最終的には、過去の判例などももとにしながら市としての見解として答弁させていただいたものでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ここで法令の議論をするつもりはありません。しかし、際どいところであるということは、恐らく顧問弁護士の先生も思っておられるのではないかというふうに思います。

次に移りますが、こんなことになるのだったら、ここに入居はしなかった。転居費用や慰謝料を支払うべきだと言う方がいます。もし調停や訴訟になれば、転居費用や負担増分の補償など、新たな支出が発生するのではないのでしょうか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどのご質問でお答えしたとおり、原状回復義務は発生しないと考えてございます。また、損害賠償につきましては、新たな支出ということでございますが、債務不履行ですとか不法行為により相手方に損害を与えることにより初めて発生するものと認識しております。このケースでは、サービスの提供の終了により必然的に債務が消滅するため、債務不履行にはなり得ないと考えてございます。したがって、新たな支出発生、いわゆる損害賠償は生じ得ないと認識

しております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のご答弁でも、私がここに書いた入居者の言葉に対して、市が理解を求めているという姿勢が伝わってこないのです。裁判やっても勝つぞという答弁ですよね。そういう答弁だけで進めようとするのであれば、やはり理解は得づらいなということを述べて、次に進みたいと思います。

介護保険と両立する補助制度なのに、廃止で適正化が図られるという考え方は矛盾しているのではないかという問題です。本制度の財源の6割を占める地域支援事業交付金は、その目的は介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためとされています。これに対して新活力再生プランは、介護保険制度の導入によりすべての居宅で家事援助等必要なサービスを受けることが可能であるから、設置当初の目的が必ずしも現状に合っていないとし、ホームヘルパー等の他のサービスを利用してもらうことによって介護保険制度そのものの適正を確保し、老人福祉住宅事業を21年度末で廃止しますとしています。こういったことや目的効果として、介護保険制度によるさまざまなサービスについて普遍化、適正化が図られますとしています。国の方針では老人福祉住宅と介護保険サービスの利用の併用を推奨しているのに、廃止で適正化が図られるという考え方は国の補助金の方針と矛盾しているのではないのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 地域支援事業につきましては、地域包括支援センターを中心に、必須の事業としまして3つで構成されております。1つは、運動機能の向上や栄養改善、閉じこもり予防などの介護予防事業と、それから総合相談や介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業、これにつきましては法律により整備されております。ただ、地域の実情に応じて創意工夫を生かした独自の事業形態が可能な任意事業は、保険者である市が地域の必要性に応じ、取り組みが可能であるため、滝川市としましてはその一つとして老人福祉住宅管理運営事業を実施してきたところでございます。平成12年、介護保険制度が創設されまして、家事援助等につきましては全市で必要な介護サービスを受けることができるようになりました。これにつきましては、老人福祉住宅に限られたものではございません。さらにまた、この財源としましては、1号被保険者の保険料も財源としてございます。したがって、福祉住宅に入居されている方々だけに無料でサービスを提供することが公平性の面からあるべき姿なのかということが私どもの着眼したところでございます。老人福祉住宅に入居されている方も管理人による家事援助サービスがなく、介護保険制度に基づいたサービスを利用させていただくことによりまして、例外なく全体に行き渡るといふ意味の普遍化、さらには適正化が進むと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 国の制度でこの制度と介護保険制度を両立してやっていきなさいと言っているものをあえて否定をするという答弁には、納得はできません。

次に、補助制度の内容は、高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施するとして、高齢者の安心な住まいの確保に資する事業など、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談、指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関、関係団体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行うというもので、この補助制度に基づく老人福祉住宅の廃止で介護保険制度によるさまざまなサービスについて普遍化、適正化が図られますと、ここでも国の考え方と矛盾しています。サービスを具体的にお示しする中で矛盾ではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、地域支援事業につきましては法的に介護予防事業などの必須の事業のほか、地域の実情に応じて創意工夫を生かした独自の事業形態が可能な任意事業としまして、これまで老人福祉住宅の管理運営事業を実施してきたところであります。自治体が事業を判断することにつきましては、何ら矛盾はしていないと考えてございます。また、さらに言えば、滝川市では安心な住環境確保のため、配食サービスですとか自立ヘルパーなどの事業を市内全域で実施しております。団地の一部の皆さんに限定して一時的な支援を行うことが国の制度の趣旨とはとらえてはおりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 同じ答弁です。こういう中で、この制度は雇用にも役立っていると、現在3人の雇用創出の効果が出ているわけですが、これも3人の雇用創出の事業の市の単独予算の支出は百数十万円です。こういった雇用に対してもいい効果をなくすというのは不適切だということで伺いますが、法令でも推進すべき必要な事業としているわけですから。継続した雇用創出でもあり、補助率も有利な中で廃止は、行財政改革の点でも不適切ではないでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 老人福祉住宅管理運営事業は、住宅ヘルパー3名の人件費などが主な事業費でありまして、財源内訳はご存じのとおりだと思いますが、国40パーセント、道20パーセント、市が20パーセント、それから65歳以上の第1号被保険者の保険料が20パーセントとなっております。この廃止につきましては、単に財源の問題ですとか補助率だけが優先されるわけではないと考えています。市民が共通の基準で納めた介護保険料を財源として、市民が受けるサービスに差があることはあるべき姿ではないものと考えてございますので、改善すべきものは改善したいと考えております。また、ヘルパーさんのことについて触れられておりましたけれども、社会福祉協議会のほうでは訪問介護事業所と居宅介護支援事業所を開設してございます。ヘルパーさん本人の意思にもよるところではありますけれども、配慮してもらえるように社協にもお願いをしているところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そろそろまとめに入っていかなければならないのですが、次に、私が調査した中では賛成の方は一人もいないのです。不満はあっても、声に出しにくいという方も大勢いるようです。

余り言うとも市ににらまれるよと言っている方もいるようです。全員が高齢者の住宅から入浴、除雪、安全安心を奪う制度廃止を決まったこととして、あくまでも今年度末で廃止するのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 特別委員会でご意見をいただき、市として新滝川市活力再生プランは決定されたと認識してございます。ただ、計画を実現するために努力するということは当然のことではありますが、市民の皆さんの、いわゆる入居者の皆さんのご理解を得られるように誠実に進めていきたい、このように考えています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今部長が入居者の理解が得られるようにということでは、理解が得られなければ、年度末廃止にはしないということですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 あくまでも新滝川市活力再生プランの計画に基づきまして、誠実に住民の皆さんのご理解を得られるように努力してまいりたいということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最後ですけれども、国が変わっている中で、滝川市も変わらないといけないのではないかとこの点でお伺いします。総選挙では、自民党、公明党政治による非正規労働者増大による所得格差拡大、お金がなければ福祉も医療も教育も受けられない受益者負担拡大に対する審判が下り、与党が惨敗しました。このように世論が政治変革を求めているのです。市は、総選挙前に立てたこの制度廃止方針を分析し直し、再検討すべきではないでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 前政権も現政権も、改革路線という意味では同じではないでしょうか。それをどういう手法でやるのかということも国民が政権交代によって実現させようというふうには選択をしたと。前政権は改革を促進する政権であり、現政権は改革を促進しない政権であるというふうには全然理解をいたしません。私も、時代に合った形で行財政改革はしなくてはならないという基本方針にこれまでと全く変わりはありません。地方自治は、地方自治であります。

それと、清水議員の質問に一貫しているのは、利用者の立場からの意見、質問であります。先ほどのようなご質問にもお答えしたように、利用者にとってはすばらしい制度です。だから、私は、利用者にとってはすばらしい制度なのだけれども、今当てはめてみると公正性というのがますます阻害されてきていると、これでいいのかという提案をしているわけです。このヘルパーつきの老人福祉住宅という制度をそのまま拡大していくことによって、公正性を確保できるというのであれば、そういう道をやっぱり選ぶというのは一つの選択肢であります。第1選択肢だと私は思う。だけれども、そういう状況にはならない。どんどん高齢者の方はふえていく。そして、特に75歳以上の高齢者の方々の割合がふえていく、比率からいって3.2倍になる。これからもどんどん割合はふえていく。そういう中で、このヘルパーつき老人福祉住宅という制度をそのまま維持していくことは、さらに公正性の不公正、不公平な施策になっていく、今後ますますなっていく、これでいいのでしょうかということをお聞きをしまして、市民委員会にも議論していただき、そして今回のプ

ランに盛り込んだわけです。しかし、入っていただいている方の既得権というのはやっぱり守らなくてはならない。守るレベルの問題はあるというふうに思います。今のまんま守るのであれば、それは改革するというに値しないというふうに思います。入居者の皆さん方のご理解をいただいて、できるだけ既得権を保障する立場で、しかし不公正が、不公平が拡大をするということに対して改革をしていくと、そのことを理解していただかないとならないと。その点については、しっかりと理解を求めるという対応を今後ともしていきたいというふうに思いますし、改革というのは手法の問題と理解を得る方法論の問題だと、改革の方針は引き続き維持していくつもりであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市長は、既得権は守る。しかし、すべて守るわけではないということを言われました。問題は、この老人福祉住宅は入居のときに契約行為をして、こういうことをやります、こういうことをやりますと言って入居されてきているわけです。ですから、おふろがなければ、当然ここに引っ越してこない。ヘルパーさんがいなければ、当然引っ越してこない。除雪がきちんとされていなければ、当然引っ越してこない。こういう方々の集まりなのです。ですから、私が先ほど民法だとかというものを持ち出したのは、そういうことなのです。世間的に言えば、入居条件が途中で変えられるということは、あり得ないことなのです。そういうことを滝川市が今やろうとしているということで、私は既得権はすべて、少なくとも今の入居者に関しては100パーセント守るべきだというふうに思うのですが、市長はどうですか。

○議長 長 市長。

○市長 一度決定した政策を変更するときに、これ変更できないと、法律にみんなことごとくひっかかってくると、そんなことになったら政策って実行できますか。政策は、やっぱり時代に合った形で変更していかななくてはならない。しかし、変更するというについて理解、納得を最大限得なくてはならないというふうに思います。それでは、一人でも反対したらどうなるのかという問題はきっとあるのだらうと思います。少数意見は尊重しなくてははいけませんけれども、民主主義は最大多数の最大幸福というのが原理であります。少数意見は十分尊重しながら今後の対応を図りたいというふうに思っておりますけれども、そのまま維持するのであれば、新しい施策は何ひとつできないのではないですか。私は、そういう公平性の立場から政策を決定をして、その政策をやめるときには最大限の理解を求め最善の努力をすると、そういうことがなければ、改革というのは進まないではないかというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市長に最後に1点伺います。

入居されるときに、例えばヘルパーが必要な方については、身体がこういう点で日常生活が不便なのだと、こういう書式があるのです、この制度には。そういう書式にきちっと書いてまで、あるいは先ほどの入浴等、こういう契約をして公営住宅に入ってもらった方、この制度を時代に合わないとかと言ってここに入っている入居者からこのサービスを奪うというのは、常識的に考えておかしいのではないのでしょうか。私は、制度を改革していくときに、いろんな既得権ありますけれども、一般的なそういうこととは今回の場合は全く違うと、生活する権利なのです。生活なのです。一般

的な福祉、教育よりもっとずっと、本当に切り離せないものなのです。そういう点で、市が契約して入居させている方々からこういうサービスを奪うということはおかしいというふうに市長は思わないで、このままずっと進められると、理解が得られなくても進められるというふうに考えてよろしいですか。

○議長 市長。

○市長 最大限理解を求めるといふふうに申し上げているわけですから、その方向で進めたいというふうに思っています。

それと、個々の契約の問題と制度の問題とは別ではないかと私は思います。制度としてこういう方向に進める方針であると、そうすれば、やはり例外なく進めなくてはいけない。そのときに生じてくる問題については、最大限対応しなくてはならないと、こういうことを申し上げているわけがあります。これは、逆なことだってあります。メリットのあることについては、何でもやれということに果たしてなるのかどうかということはあると思います。例えば公営住宅会計は、大赤字になりました。大赤字になった原因は、従来の箱形家賃から応能応益制に変わったということです。所得の安い皆さん方については、家賃を安くしましょう。民間ではこんなことはあり得ませんけれども、法律を変えたわけです。そのことによって、1年間に1億2,000万円の家賃が少なくなったのです。これは、ある意味でいえば税金からそんなに持ち出していいのかということはありません。ただ、国の制度としてこういう制度になった、例外は許されないということで、議会も納得していただいたのだろうというふうに思います。いろんな面でメリットのある政策、そのメリットがある時期からデメリットのほうが多くなってくる、そういうときに制度としては改革しなくてはならないし、今まで契約した内容についての変更を求めなくてはならない。こういうことは、当然あることだというふうに思います。しかし、今まで利益を享受していただいた皆さん方には、申しわけないというふうに思います。申しわけないというふうに思うけれども、今のようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。最大限の対応は、いたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 今までの進め方は、廃止が決まったというものであり、入居者の理解を得る第一歩にも達していないというふうに思います。第一歩から始め直すことを求めて、次の質問に入りたいと思います。

◎2、パークゴルフ場の整備について

- 1、市内パークゴルフ人口とパークゴルフの行政効果について
- 2、たきかわ観光協会のパークゴルフ場計画について
- 3、市民や愛好者の観光協会パークゴルフ場計画に対する理解について
- 4、既存パークゴルフ場の整備
- 5、観光、社会スポーツを合わせた全体の視点で

次は、パークゴルフ場の整備についてですが、まず市内には市有の7カ所、民間の2カ所のパークゴルフ場があり、毎日400人程度が楽しんでいます。週に1回以上の愛好者は1,000人を

下らないと思いますが、どのように把握していますか。また、健康増進、医療費削減などの効果をどのように把握していますか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 市内のパークゴルフ場の関係ですが、議員さんおっしゃいますとおり、民間も含めて9カ所162ホールのパークゴルフ場があります。そのうち教育委員会で所管をしておりますのは、西公園と空知川河川敷の2カ所でございます。この9カ所すべての利用人員というのは、私のほうで完全に把握をし切れてはおりませんが、西公園、空知川の河川敷、ふれ愛の里、虹のかけ橋公園、丸加、それから江部乙のパークゴルフ場、この6カ所の人員については平成20年度で約7万4,000人というふうに把握をしておりますので、それ以外のところも加えると8万人弱くらいの数字なのかなというふうに思っております。ですから、議員さんのおっしゃいます大体毎日400名というのは、いい数字なのかなというふうに思っております。

健康増進とか医療費の観点から考えると、パークゴルフをやられている方がそれだけをやっているかどうかということも、これは非常に難しい問題ですので、現実的な推計についてはしておりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に、たきかわ観光協会のパークゴルフ場計画についてでございます。たきかわ観光協会による、市民ゴルフ場に大規模パークゴルフ場をつくる構想が報道されています。また、近日中に市に要望書が出されると聞いています。同協会には市職員3名が業務従事、人件費は全額市が負担しており、補助金交付団体でもあります。計画をどのように把握されているか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 観光協会がパークゴルフ場計画について取り組みたいというふうに、自主的に計画を立てて計画を議論しているということは、お伺いしております。それが確実なものだというレベルなのかどうかということは承知しておりませんから、一定の情報としてはあります。例えば72ホール程度のパークゴルフ場の整備をしたい。それから、現在の休止しております市民ゴルフ場の9ホールの活用を図りたい。観光振興として外客誘致のためにやりたい。したがって、一定の運営費というものはいただきたい。利用料というものはいただきたい。一定のかかる事業費についてはどう捻出しようかと、借入金を起こすべきかどうかと、あるいは運営体制をどうすべきかということについて、議論過程における情報というのはいただいておりますけれども、確定的な内容というふうには思っておりませんから、それは観光協会にもできるだけ早い時期に結論を出してくださいというふうにお願いを申し上げますから、いつ要望書が出されるのかはちょっとよくわかりませんが、議論が比較的早い時期に行われて、結論が出るのではないかなというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市は要望を受けた場合の対策を同時並行で進めているというふうに思うのですが、国の補助制度、起債制度、交付税の対象になるかなどについて伺います。

○議 長 市長。

○市長 今ご質問をされた起債制度だとか補助制度だとか交付税対象とか、これは所管部長からお答えいたしますけれども、少し議論が飛躍し過ぎると思いますから、その間をつなぐ意味でご答弁申し上げたいと思いますが、仮に観光協会が取り組みたいと、具体的にどういう支援を行政に求めたいのかと、その内容によるというふうに思います。それは、あの土地は滝川市が国から借りて、振興公社にゴルフ場用地として無料で貸し付けている土地でありますから、国の土地であるということの条件をどういうふうにクリアするのか、あるいは観光事業としてどういうふうに観光の入り込み客というのが図られていくのかと、そしてその運営の健全性というのはどういうふうになっていくのか、具体的に市が何らかの応援ができるかとする、そういうところがチェックのポイントとして出てくるのではないかとというふうに思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 財源についてのご質問ということでございますが、一般的には事業実施の場合その目的、また実施主体、運営主体等によって活用可能な財源は異なると考えております。国、道などの補助金等については、それらがはっきりした時点で可能性を探ることになると考えておりますけれども、今伺っている話ではかなり厳しいものではないかと思っております。また、起債制度でありますけれども、地方財政法第5条でいう市が行政目的を持った行政財産整備事業、いわゆる建設事業として造成する場合は起債対象事業となり得るということは可能だと思っております。また、交付税の対象となるかのご質問でありますけれども、ただいまパークゴルフ場としての交付税措置というのではないかと考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 次の質問は、ちょっと私が先走りしているというふうにも思いますので、取り下げをしたいと思います。

次、3番、一方、市民や愛好者の観光協会パークゴルフ場計画に対する考えの理解について伺います。新聞報道されたこともあって、大変関心を持っている。計画に対する世論や愛好者の賛否をどのように把握しているでしょうか。

○議長 経済部長。

○経済部長 市民や愛好者の理解についてであります。平成21年の1月、ことしの1月ですが、基本構想の策定段階で滝川パークゴルフ協会などへの説明とご意見を伺っているところであります。今後パークゴルフ協会の役員会での説明も予定されていると伺っております。また、観光協会としてパークゴルフ場の利用についてのアンケート調査も現在実施中であり、利用者、愛好者の意向把握を行うこととしているというふうに伺っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 調査中ということですので、私たち共産党も調査をいたしました。4点が大体明らかになったという形で、一つのデータとしてお聞きいただきたいと思うのですが、できれば利用したいという愛好者は多いのです。一方、今後も既存パークゴルフ場のほうを多く利用したいと。西公園パークゴルフ場は、管理手数料が54万円まで減らされており、公認コースのA、Bコースの芝

を何とか整備してほしい、したいという声が強いと、そのためには単独では無理で、市が思い切った整備を行う、あるいは補助金を大幅にふやすということを求めています。3点目は、富平の河川敷ゴルフ場は、少ないとはいえ毎日100人、年間2万人程度が利用しております。整備は、体育協会が年5回芝刈りするだけで、ほかはまさに完全なボランティア、補助金ゼロ。しかし、空知大橋から見えるということもあって、橋から見ると非常に立派に見えるのです。近くに来て、余りにも芝が悪くて、帰っていくということもあるようです。こういうところに看板を立てて、市がきちっと整備すれば、外客も呼べるのではないかということも言われておりました。4点目は、ふれ愛の里については温泉との複合施設でもあり、コースを広げるなどもう少し力を入れれば温泉利用者拡大につながるなどと把握しております。今まで多くの議会質問がありますが、既存施設への予算は減る一方ではないでしょうか。整備と予算増額についてのお考えを改めて伺います。

○議長 教育長。

○教育長 西公園のパークゴルフ場は、滝川体育協会に指定管理をしております。議員さんおっしゃいましたとおり54万円で管理をしていただいております。その中身としましては、土や木材の購入等のコース維持に27万円、草刈り等の処理費に12万円、あと燃料費、雑費で15万円という内訳になっております。一方、空知川の河川敷のパークゴルフ場も同様で、月1回、年5回の草刈りを行っております。それ以外に仮設トイレの設置もございまして、両方で約42万円ほどの費用がかかっております。また、土の関係につきましては、空知川の利用者の方から時折ご要望いただいております。可能な限り何とか手配をして、土についてはこの2年ぐらいはそれぞれ補充をしているところでございます。教育委員会の所管をしておりますパークゴルフ場については、市民の健康増進のための運動施設ということで無料で提供しておりますことから、なかなかその整備は難しい、これ以上の整備は難しい面もございましてけれども、議員さんおっしゃいましたとおり、特に西公園のパークゴルフ場については公認コースということでございます。3年に1回の公認を受けておりますので、少なくとも公認の更新が受けれるコースとしての整備は行いたいというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 公認を受けれるといたって、これまでずっとこの安い予算で公認を受けてきているのだから、私が聞いているのは予算増額についての抜本的な考え方はないのかということなのです。お茶を濁さないでいただきたいのですが。

○議長 教育長。

○教育長 状況を把握をしながら、必要な整備を行っていききたいというふうに思っています。

○議長 経済部長。

○経済部長 ふれ愛の里のパークゴルフ場についてですが、温泉利用者の拡大と敷地内の緑地帯の有効活用を図るために、ことし8月に親子や子供が遊べるファミリーコース5ホールを新たに整備をしたところであります。大変好評であるというふうに伺っております。これ以上のホールの増設については、敷地面積から考えても非常に難しい状況であります。現行の予算を創意工夫のもとで活用して、運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 最後です。今後大規模パークゴルフ場を市が整備するとすれば、市が整備するというのは観光協会の要望に沿ってです。その目的と費用対効果が明確でなければならないと考えます。目的は、観光と市民の健康増進と考えますが、どのような比重で考えているか、また費用対効果についてどのように考えているでしょうか。

○議 長 経済部長。

○経済部長 費用対効果についてどのように考えているかというご質問でございますけれども、観光協会が現在計画しているパークゴルフ場の基本のコンセプトは、観光振興に向けての外客誘致による経済効果としてございます。市民の健康増進あるいは地域コミュニティの醸成など、さまざまな効果があるというふうに考えております。現在観光協会が試算している利用者の市外からの割合は3割というような試算もあり、空知、全道規模の大会を誘致、開催することとして計画をされてございます。こうした収入、経済効果の試算の上では、3割から4割程度が外客誘致によるものというふうに考えられております。いずれにしましても、現段階では協会において計画を検討中であり、まとまった段階で行政としても効果等について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 観光と健康増進なのですが、先ほど共産党の調査結果をお示ししましたが、そういういいゴルフ場ができれば、1カ月に1回か2回は行きますよと、しかし行くのはほとんど既存のパークゴルフ場だと言っているのです。もし観光、社会スポーツあわせた全体の視点でこの問題を考えるとき、3,000万円とも4,000万円とも言われる投資を市がするかしないかという判断するとき、健康増進をもし入れるのであれば、既存のパークゴルフ場に力を入れないと成立しないということなのです。既存のパークゴルフ場に対するこれからの投資と考え得る観光協会からの要望、これどのように扱っていくのか、統一的な考え方をお伺いいたします。

(「市長でない、統一的ですから」と言う声あり)

○議 長 どなたか答弁求めます。

(「やっぱり副市長以上でしょう、教育長でも結構ですけども」と言う声あり)

○議 長 清水議員、発言控えてください。経済部長。

(「答えれるの」と言う声あり)

(「そういうこと言うのは失礼だな」と言う声あり)

(「社会スポーツとの……」と言う声あり)

(「ふざけているんじゃないの、清水さん」と言う声あり)

○経済部長 観光協会が考えているパークゴルフ場についてお答えをしたいというふうに思いますし、既存のパークゴルフ場につきましては後ほどお答えをしたいというふうに思っております。

観光協会のパークゴルフ場につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、市民ですとか愛好者の方々のさまざまなご意見等を伺うということで観光協会のほうとしても予定をしてございます。パークゴルフ協会のほうにも説明をしておりますし、また今後についても利用料金ですとか、

そういったことの概要が固まって、パークゴルフ協会さんのご理解等もいただくというようなことも想定をしておりますし、アンケート調査も現在実施をしております。料金体系等も含めた中でのアンケート調査について現在も実施をしておりますので、そういった状況等も踏まえて、観光協会として一定の判断がいただけるものというふうに考えております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 健康増進の観点と外客誘致の観点と、議員さんおっしゃるのはいわゆる費用としてどういうバランスなのだということなのだろうというふうに思っております。先ほど言いましたかけのお金対、収入対支出と申しますか、そのバランスというものもおのずと勘案をしなければならないということになっているというふうに思いますので、先ほど申し上げました現在の市内のゴルフ場につきましては委員会所管外のものも含めてすべて無料でやっているという観点から、おのずとそういう意味では制約が出てくるのはやむを得ないのかなというふうには思っておりますけれども、いずれにしても先ほど申し上げましたとおり必要な整備は行っていくことだというふうに思っておりますし、委員会所管の部分についてはきちっと管理はしていきたいというふうに思っております。

(「あと30秒ぐらいあります」と言う声あり)

○議 長 答弁終わりました。

(「いや、30秒ぐらい」と言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 観光協会の要望にあわせて、既存のパークゴルフ場の実態調査、聞き取り調査を行うことについてのお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 清水議員さんがアンケートしたという方のご意見が恐らくは当たり前のご意見ではないのかなというふうに思っております。実態の数はわかりますし、無料で使えるパークゴルフ場が立派に整備されていれば、これは利用者にとってみればそれにこしたことはないわけで、あえてその部分を改めてアンケートをすると、特別何かする項目があるのであれば別ですけれども、その必要はないと申しますか、いいコースでプレーをしたいという愛好者の願いはわかっているつもりですし、体育協会を通してということになりますが、利用者の方から先ほど申し上げました土を入れてほしいというご相談があったりということ、あるいはパークゴルフ協会の方とも指定管理を通じてお話をさせていただいておりますので、そういう意味では利用者の方の声というものは把握をしているというふうに思っています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。いよいよ12名の最後となりましたけれども、質問の通告の順番に従いまして一般質問を行いたいと思います。

◎ 1、環境行政―滝川市のごみ処理行政

- 1、新施設建設について
- 2、ごみ処理基本計画について
- 3、ごみ袋料金について

まず、1件目、環境行政―滝川市のごみ処理行政についてお伺いを申し上げます。エコバレーが事実上破綻いたしました。このエコバレー歌志内は、中、北、砂川、各保健衛生組合が可燃ごみの処理を委託していた施設でありますけれども、これが使えなくなるということで、新たな処理施設が求められるというような状態になっております。

そこで、お伺いいたします。まず、要旨の1点目、新施設建設計画が市民に概要すら知らせないまま進められようとしているということです。このままでは市民が蚊帳の外で決定しかねない重大な問題であるというふうに考えております。言うまでもなく、ごみ処理施設は必要なものではございますが、住民周知とともに住民参加することがこれからの円滑なごみ処理行政には不可欠であります。このまま行政のみで進め、計画がほぼ決定した段階での市民参加では、理解が得られません。市議会はどういうスタンスで臨んでいくか問われていますが、本市はごみ処理施設の計画について住民と協働のまちづくりの精神で臨むのかどうか、まずお伺いいたします。

○議 長 酒井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 住民参加あるいは住民参画、その姿勢は変わりませんし、ごみ処理の問題については特にそのことが求められるということは意見は同じであります。ただ、ごみ処理は広域でやっているわけです。その広域でやっていることの一部焼却部分をご承知のように継続できなくなったと、したがって焼却処理をどうしようかというのは、やっぱり広域でまず概要を固める必要があると、広域でやれるのかやれないのか、やれるとしたらどういう形でやれるのか。滝川市単独でやろうというのだったら、概要を早く決めて、市民の皆さん方に提示して議論する、当然議会でも議論していただく、こういうことになりますけれども、概要を固められないわけです。今概要を固めるための作業をやっている。この概要が明らかになれば、議会にも協議をし、しかるべき時期には住民の皆さん方にもこのご提案をし、ご意見をいただくと、そういうことにしたいというふうに思っております。今広域的にまとまるかまとまらないか、まとまるとすればその概要はどうかという段階で各市町村がばらばらに市民参加だとやったら、これは逆に混乱を招くと思いますから、私は責任ある形で概要を示したいというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 ここでお伺いしたいのは、まず広域に参加している滝川市として市民に対して説明などというものが滝川市単独でということではなく、また各組合だけでという話でもありません。一般的な情報について示される必要があるのではないかと問題であります。

2件目の要旨に移ります。ごみ処理は、基本的に自区内処理が原則であります。そこで、考えといたしまして、ごみ処理を広域化でやるかどうかまで考え方を戻すことが必要ではないかということでもあります。ただ焼却炉の建てかえ、民営を公営にするだけでいいのか、その考え方を問うものであります。ご存じのとおり、エコバレー歌志内ができるまでは滝川市も自区内処理でありました。

それが広域化となって、その広域もまた自区内処理という考え方もあるかというふうには思うのですけれども、それ以前に自治体が行うというのが基本的な考えであるというのが私はもともとの考え方であるというふうに考えております。そうした自区内処理についてどのようにお考えなのか、このことをお伺い申し上げます。

○議長 市長。

○市長 ごみ処理は広域でやるということをすべての構成議会、滝川市の議会も含めて決めたわけですが。その一部を取り出して、初めから広域ありきでなくて、広域でやるかどうかという議論に戻して、そこからやるべきだということにはやはりならないのではないかと。広域でやるのが抜本的な問題が生じてくると根本的に大きな問題を引き起こすことになるのだと、こういうことがあれば別ですけれども、今そういうことにはならないのではないのでしょうか。私は、広域的にやることをまず軸として、滝川市長としてはまとめたいたいというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 私は、理念としての問題でお伺いをいたしました。

そこで、次の要旨であります。3番目、ごみ減量についてお伺いいたします。脱CO₂は、今日的課題となっております。ごみの減量化やリサイクルの推進について、新施設建設を待つべきではないというふうに考えております。以前の厚生常任委員会等でお伺いしたときに、ごみ減量化、そしてリサイクルの推進、さらに分別の推進などについて、既に組合の中で行われている部分があるというふうにお伺いをしました。ここで伺いたいのは、ごみの減量化や、そして分別のさらに細分化など、それについては新施設建設を待つことなく行っていく、そうした気持ちというのが非常に大事ではないかなというふうに考えております。このことについてお伺いを申し上げます。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ごみの減量化やリサイクルの推進は、大変重要であり、早期に対応しなければならないと考えております。そのための分別の変更等について、今検討しているところでありますが、議員さんおっしゃられるとおり、新たな処理方法が決定、また施設がどのようになるかを考慮しつつ、あわせて進めていくべき事項と考えております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 ちょっとここで伺いたいのですけれども、新たな処理方法が決定という話がございました。聞くところによりますと、今月30日にはそうした処理方法について決定されるという話を伺っておるのですけれども、そういったことは事実であるかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんの質問のとおり、30日に3組合構成5市9町の市町長会議を開きまして、ごみ処理方法について決定をいただく予定になってございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 この30日の会議は、以前に決定が延びた部分が今回決定されるというふうに理解してよろしいのかどうか伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんのおっしゃられたとおり、8月末に一月というような格好で検討期間を設けた結論が組合のほうから示されるものと考えております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 いずれにいたしましても、もうあと数日で枠組み、そしてごみ処理方法については決定されてしまうということであります。私は、こうした問題についてはもちろん急ぐべき問題であるとは思いますが、それと同時に滝川市として行うということは何が必要かということも含めて考えるべきではないかというふうに思っております。私自身も中空知衛生施設組合議員でもありますけれども、残念ながら議会はこの間開かれていないわけであります。要請なども行ってきましてけれども、それはなかなかかなわなかった。ただ、滝川選出組合議員に対しての説明という形では何度か行われている。そして、厚生常任委員会でも行われている。ただ、決定するという場面においてそうしたものが無い中で伺わなければならないということで、私自身もそういうことについてはすごく憤りを持っています。このことは、全く別な話であります。

4番目です。新施設の建設についてです。滝川市ではどこでどういった議論を行っているのか、また庁議などで話し合われたことと思っておりますけれども、そのことについて伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 重要案件でありますことから、節目節目で庁議及び政策調整会議において3組合、中空知衛生施設組合及び滝川市の考え方を報告しておりますし、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり滝川市選出の中空知衛生施設組合議員の方々、また滝川市議会の厚生常任委員会の議員の方々へも報告させていただいているところでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 5番目であります。住民への説明は、いつ、どうするのかということであります。現在のままで進めば、方式などはともかくといたしまして、実際に組合でさらに3組合が決定してという形でなければ、市民には具体的な形では説明できないのかなというふうに思います。私は、そうではないのではないかなと、その前の段階でも市民に対して、どういった形で進められているか、そういったことを説明するということが必要ではないかなと。多くの市民の方々には、新聞報道などで一部現在行われていることについて知るのみとなっております。例えば方法論としてさまざまな考え方がある場合もあります。そうした意見なども私は集約することも必要ではないかなというふうな考えを持っておりますけれども、そうした住民への説明などはいつ、どのように行うつもりなのか、これについて伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 9月26日から10月7日開催予定のまちづくり懇談会に時間をいただきまして、また12月上旬に開催予定の市民会議等で市民の皆様にご説明申し上げて、意見をいただきたいと考えている次第でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 いずれにいたしましても、すべてが決定した中で説明するというのは、私は広域でや

ると決まったからといってフリーハンドですべて渡しているというわけではないというふうに思います。可能な限り市民の意見も反映させて、組合に対して意見を上げていくということも必要ではないかなど。それが事務局を持っている市長としても必要なことではないかなどというふうに思っております。

2番目のごみ処理基本計画についてお伺いします。このごみ処理基本計画については、中空知衛生施設組合において策定するための準備などが進められているわけでありますけれども、このごみ処理基本計画についての進め方と滝川市としての考え方についてお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 可燃ごみ処理の委託先でありますエコバレー歌志内の平成25年3月31日までの撤退に伴いまして、3組合として新処理方法の決定は今現在されておりませんが、公設処理の場合の新施設建設が急務であり、焼却処理施設の整備に関する事務的な作業に着手し、ごみ処理基本計画の見直しを進めることで中・北空知地域ごみ処理検討会議で決定されております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定によりまして、計画的なごみの処理の推進を図るための基本方針となるごみの排出の抑制及びごみの発生から最終に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めるものであり、施設建設規模の根拠となるものでもあります。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 基本的な事柄になるというふうには思うのですが、ただこれからのごみ処理に対しての発生抑制でありますとか、またごみ量でありますとか、こうしたものがこれからの新施設に関しての基本的資料となる以上、各構成市町などで検討される機会というのが求められる、必要があるのではないかなどというふうに思うのですが、そうした意見や検討する場などはあるのかどうかお伺いをします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんもお存じのとおり、限られた期間、限られた時間の中で制約を受けながら、新たな新処理方式を決定しまして、どのような施設になるか決定しなければならないということがございますので、3組合が新たな方針が決まりましたら、それにのっとり中空知衛生施設組合の構成市として滝川市の意見を反映しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 このごみ処理について申し上げたいことは幾つかたくさんあるのですが、いずれにしても時間が限られている、期限が切られているということで、住民にとって求めない、もしくは不利益になるようなことがあってはならないというふうに思います。そうした点で、市民に対して意見なども含めてとる必要があるのではないかなどというふうな話をしました。先ほどまち懇や市民会議などで説明をしていくという話でございましたので、ぜひそうした面で可能な限り意見を集約して、新施設に向けての考え方というものを進めていただきたいというふうに思います。

3番目のごみ袋料金についてであります。ごみ袋料金について、計画では来年度見直しを検討されているというようなことが従前の委員会などの答弁でございました。しかし、事実上ごみ袋料金について改定するということが不可能であるというふうに思います。ここで明確に来年度は値上げ

しないと言及すべきだというふうに思います。お伺いたします。

○議長 市長。

○市長 22年度から改定したいというのは、エコバレー歌志内での処理コストの値上げを容認せざるを得ないという状況の中でこれまでご説明してきたことでありますけれども、しかし新しいごみ処理方法を探らなくてはいけないという新たな条件が出てまいりましたから、今約束をしております平成24年度いっぱい、25年3月31日までの手数料について皆さん方の意見を聞き、理解を求め、その後また新たな施設について議論をしていただくということは、適切な選択でないというふうに思います。したがって、新しいごみ処理方式、それが決定して、どの程度のコストがかかっていくのか、そういう段階でごみ処理手数料の改定もあわせて議論すべきだというふうに思っています。ただ、家庭系ごみの市民にご負担をいただく割合というのは、25パーセントという方針です。今どれぐらいになっているかといったら、20パーセントを下回っている状況です。したがって、25パーセントを家庭系ごみの住民負担にしてご負担だけませんかという基本の方針を持ち続ける必要があると、その時期の問題は今申し上げたような考え方であります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 いずれにしましても、来年度はごみ袋は値上がりしないということであります。決まった段階で議論するということでもありますから、少なくとも再来年以降になるのかなというふうに思います。

◎2、体協業務従事職員不正経理問題

1、その後の調査について

2件目に移ります。体協業務従事職員不正経理問題についてであります。この問題について、幾つかの議員の方が質問を行いました。また、全員協議会などでも質問が行われました。市民は、不祥事が毎年起きているということにもはやあきれているというふうに思います。信頼できる市役所というところか、信頼どころではない市役所になっている現実にあるのではないかとというふうに思います。この問題は、常務理事、一個人が問題があったということではないというふうに思います。

そこで、1番目、市職員のかかわりの確定について、そして新たな事実などはどうなったか、その後の調査について伺います。あわせて、2要旨目、チェック体制について、業務従事などに携わる者に対するチェック体制はどのようになっているか。この2つをお伺いたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 酒井議員さんからのご質問で市職員のかかわりの確定ということですが、調査報告書に記載のとおりでございますが、ここで前常務理事が経理主任に指示をして行った件、それをスケート関係事業といいます、それともう一つ、サイクリングターミナル事業は前常務理事が主任に指示をして行ったこと、その後主任が継続して行ったことと、こういうことでありまして、市職員としてのかかわりの確定ということになれば、前常務理事ということでございます。

それから、ご質問の調査については、その後の調査ということですが、お話ししておりますとおり、体育協会、教育委員会、市、それから特別監査をお願いする中で調査してきたところであ

りますけれども、調査の過程で補助金の取り扱い、それから不適切な現金の取り扱いの管理とか、そういった部分についてはその後の調査で判明したということであります。

それから、2のチェック体制ということでありますが、教育委員会では施設の管理運営を体育協会さんをお願いしているということで、多くの事業費が市から支出しているということは十分承知しているところでありますけれども、業務従事という部分、それから会計事務執行体制の点検、見直しとか、そういった部分を今後しっかりと事故防止の徹底を図るように。それから、体制とか、それから規程等をしっかりと見直していかなければいけないということで今進めているところであります。

それから、市のほうの新たな対応策ということで、全体の団体への業務従事のあり方を見直すとか、それから指定管理者制度運用の厳格化、補助金のあり方、補助金のあり方の中にはチェック機能の強化ということで、そういったことを徹底的に進めていくということで考えてございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 まず、かかわった人間ということでご説明ありましたがけれども、教育委員会からも財団法人滝川市体育協会における不適切な事務処理に関する調査報告書という形で、既に先日全議員に配付されたわけであります。この中身でも出されております。この中身からもお伺いしたいのですけれども、その前にかかわった人間についてちょっとお伺いしたい。かかわった人間とされる人物は、全員何らかの処分などを受けたのか、これちょっと確認したいと思います。

それから、教育委員会発行の調査報告書の中身でお伺いしたいのですけれども、まず3ページ目であります。この中で、4月1日に引き継ぎがあつてから、結局は3月17日に報告をされたということであります。この件に関しては、事実であることを知ってから3カ月放置されたことが問題であるとして、処分などについて記載されておりますけれども、一般的に考えて、なぜ報告されなかったかというのはやっぱり疑問に思うわけであります。3ページに記載されている中身では、役員や事務局職員がしているもので、記念事業などの余剰金か何かでということ、後で必要なときにわかるだろうということを出されておりました。以前にも何名かの方が質問されておりましたけれども、一般的な考えからして、そうした場所につくような方が全くチェックしないで、そのまま進むということがあり得るのだろうかというふうに思います。こうしたことについて、どのようにお考えなのかお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、13ページの中で、(5)でしょうか、前常務理事の関与から云々の話であります。そこで、16年度から18年度まで前常務理事が関与ということでありましたけれども、19年度以降の部分はサイクリングターミナルの主任がみずからの判断で行っていたということでありますけれども、全く知らなかったということなのか、このことをお伺いしたい。知り得る部分はなかったのかなというふうに思うのですけれども、その辺についてお伺いします。

それから、指示はしなかったとはいえ、現金の捻出を中止させることができたのではないかと考えられますけれども、これの趣旨についてご説明をお願いしたい。

それから、再発防止の部分についてであります。14ページであります。この部分は、2番目の要旨のチェック体制という部分でこれからの再発防止という点でお伺いをしたいというふうに思う

のですけれども、(3)の部分で具体的には管理監督責任者は会計事務、通帳、印鑑の管理を担当者任せにしないようにと、内部相互の牽制機能を見直し、適宜しっかりと点検し、事故防止の徹底を図る。さらに、15ページの(6)です。日常的に事務局長や事務局次長は通帳や金庫の点検を行うことというふうになっております。まず、その時点でそうした点検というものは行われていなかったというふうに思うのですけれども、全くやられていなかったのか。それから、今後の改善点としては、そうした担当者任せにしない、適宜しっかりと点検を行っていますけれども、ただ見て、場長に当たる方が確認をするというだけではなくて、そういうのは記述に残るような形で行う必要があるというふうに思うのですけれども、そうした体制についてどういうふうになっているのかお伺いします。

以上です。

○議長 酒井議員、質問は全部お受けしましたが、前にお話ししたとおり全員協議会で既に発表した数字もありますし、この通告の範囲外のことも中に入っているようでありますので、答弁側が答える限りにおいては答えさせますが、それでご理解、ご了解ください。

○酒井議員 はい。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、チェック体制の関係からであります。14ページ、15ページにそれぞれ記載しているのですが、特別監査の内容も事務処理、会計処理的にかなりたくさんのご指摘あるかと思っておりますので、その辺を十分しっかりと踏まえて、今改善計画書ということで体育協会さんと一緒にチェックをしながら、今後ということで今考えているところです。ですので、実際に報告書に記載の部分は、議員さんからすれば当たり前のことではないかという部分があると思うのですけれども、こういう基本的なところから徹底して改善していったということで、既に改善している点もありますので、そういったことも申し添えたいと思います。

それから、もう一つですが、16年から18年の関与と、それから19年以降の関与ということですが、16年、18年は前常務理事の関係分ということですが、19年以降どうなのだということですが、いろいろ事情聴取によりますと、任せっ放しにしていたという部分がありますので、その辺についてはサイクリングターミナルの主任が独自の判断で行ったという証言もありますので、それについては16年、18年と19年以降ということ記載のとおりに分けさせていただいたということになります。

それから、最初のご質問の事務引き継ぎを受けた4月1日、それから事実を知ってからの3カ月という部分では、これは4月1日の部分については事情聴取の中では詳しい話はされなかったということで、ただ気づかなかったという部分については、お金の関係でございますので、もう少し突っ込んだ事務引き継ぎをすべきだったということは、申しわけないですが、処分の部分でもしっかりその理由になってございますので、それについては18ページの(2)の①、②、③に記載してございます。それから、事実を知ってからの3カ月、これは知ってすぐ報告しなければいけないということは当然のことだというふうに考えます。

○議長 長 ほかに答弁はありますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 教育部長。

○教育部長 済みません。

かかわった職員ということで、かかわった職員ということでいけば、市職員としては教育委員会としては前常務理事、それから先ほどのご答弁で申し上げましたとおり事実を知った部分ということで、ここに記載のとおりの部分がありますけれども、教育委員会の処分につきましては2名の懲戒、それから3名の服務上の訓告という措置ということで、全部で5名の処分をしているところがあります。

○議 長 酒井議員、当議会は通告制になっておりますので、通告の範囲を遵守して質問をお願いいたします。酒井議員。

○酒井議員 まず、3カ月放置したことについては詳しく記載されているわけでありましてけれども、4月からの部分というのが私は問題があったのではないかなというふうに思っております。というのは、一般的な組織で引き継ぎするときに、金庫渡されて、その中身もチェックせずに放置するかといったら、しないですよ。こんな組織ってほかにあるのですか。そのことと、あともう一つは、7年間も放置されていたという問題です。もちろん3カ月放置された部分については処分の内容になっていきますけれども、普通ならばその時点で上げるのが普通ではなかったのかなと。もちろんこのことについて改善していくという形にはなっておりますけれども、私はこれは組織上の問題ではないかなと、上に物を言いづらい雰囲気とかがあるのではないかなと。全くそんなことはない、問題点が生じたとしてもすぐ上げられるような組織なのだというふうになれば、当然こういったことも各個人の問題はなく、起こり得ないというふうに思うのですけれども、この辺について教育長はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今回の事件の原因が上に物を言いづらい雰囲気であったというよりは、逆に言うと業務従事の立場、上司の立場であった者がその部下に対して行った行為の結果だという認識をしておりますので、今業務従事している市の職員、派遣の市の職員、そして体育協会の職員という形でおりますけれども、実態上は体育協会の職員の方は派遣だとか業務従事だとかと、そういう色分けは、恐らくはそういう認識としてはかかわってはこなかったのではないのか。あくまでも体育協会の中の兼務者、派遣については体育協会の中でのスタッフとしてきたわけですから、そういう意味での上下関係があったということですので、先ほど言ったように上の者に物を言いづらいという雰囲気ではなかったのではないのかなというふうに思っています。

また、現金管理については、これはご指摘のとおり一般的にはあり得ないことだというふうに思っておりますし、そのことを看過した責任についてはそれなりの処分をさせていただいたということです。今後出されます改善プランの中で、実際に金庫の確認だとか現金の確認だとか、そういうものについてもどうしていくということについてもプランの中で述べられるというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

ここで休憩を入れます。再開は3時ちょうど。休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時02分

○議 長 では、議事を再開いたします。

◎日程第3 議案第7号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第3、議案第7号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第7号）、議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第7号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、財団法人滝川市体育協会において発覚した不正経理に関し、監査結果報告書及び滝川市教育委員会による当該協会における不適切な事務処理に関する調査結果を受けて、市長、教育長の責任を明確にするため、後に上程いたします議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴い、給与の減額等を行うため、補正したいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ45万6,000円を減額し、予算の総額を202億4,708万9,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。12款2項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額5万8,000円の増額につきましては、過誤納還付金及び還付加算金の補正でございます。滝川市サイクリングターミナルに係る市の直営事業だった平成16年度分における財団法人北海道市町村職員福祉協会指定宿泊施設利用助成券の不正使用相当分について、体協前常務理事からの返還額を財源とし、返還するために補正したいとするものでございます。なお、17年、18年分の不正使用分22万1,400円については、体育協会が直接指定を受けていることから、体育協会におい

て返還をすることとなります。

13款1項1目職員費、補正額51万4,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。市長、教育長の責任を明確にするため、給与等を減額したいとするものでございます。

以上、歳出合計で45万6,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。20款1項1目繰越金51万4,000円の減額につきましては、減額となった一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入5万8,000円の増額につきましては、歳出にて申しあげました北海道市町村職員福祉協会への返還額について、体協前常務理事からの返還額を財源としたいとするものでございます。

以上、歳入合計で45万6,000円の減額となったところでございます。

以上を申しあげまして、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨であります。財団法人滝川市体育協会において発覚した不正経理に関し、監査結果報告書及び滝川市教育委員会による当該協会における不適切な事務処理に関する調査結果を受けて、市長、教育長の責任を明確にするため、提案したいとするものであります。

それでは、議案第8号参考資料の新旧対照表1ページをお開き願います。まず、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係であります。附則第3項におきまして、平成21年10月から12月までの間、市長の給料月額について100分の10を減額したいとするものであります。

以下、項の削除、項の繰り上げでございます。

続きまして、1ページの一番下でございますが、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正、第2条関係であります。

2ページをお開き願います。附則第3項としまして、先ほどの市長と同様、平成21年10月から12月までの間、教育長の給料月額について100分の10を減額したいとするものであります。ただし書きとしまして、当該給料月額を減額している期間内に離職する場合には減額措置を復元する規定を設けたところであります。

以下、項の削除、項の繰り下げでございます。

次に、附則についてであります。第1項におきまして、この条例は、平成21年10月1日から施行したいとするものであります。

以下、第2項、次の3ページにあります第3項につきましては、関連する条例の文言整理ということで、滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正、滝川市教育委員会教育長

の給料月額の特例に関する条例の一部改正をしたいとするものであります。

なお、今回の条例改正に伴います減額による影響額につきましては、市長分として給与と共済費を合わせまして19万4,000円、教育長分として32万円、合計51万4,000円となるところでございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、6点にわたりまして質疑を行います。

まず、今回の懲戒処分理由は、重立ったものは市教委の報告書にありますが、これまでの懲戒処分と同じように、これまでだと大体10項目ぐらいあったのです。今回は3項目です。これだけではないと思うのです。懲戒処分理由についてすべて、この2人の分をお伺いをいたします。

2点目は、市教委報告の部下職員に対する監督責任等、これは市教委の関係職員の処分の中の18ページ、19ページに書かれている言葉ですが、が主なものになっていますが、十分確認せず、不適切な事務処理説明がおくれたこと、また上司に報告せず、結果として報告がおくれたことは、主幹、副主幹とも同様でみずから行ったことであり、監督責任とは違うのではないのでしょうか。なぜ監督責任による懲戒処分なのかお伺いをいたします。

3点目は、またこのことで、市の懲戒処分指針がありますが、懲戒処分指針によって今回懲戒処分をされたというふうに思うのですが、報告しないということについては懲戒指針には書かれていないのです。報告しないということがいわゆる隠ぺいも含めて大変重大なことなのですが、ないのです。なぜ報告しないというのが指針にないのかも伺います。

4点目は、同じく指針の5、監督責任で(2)に非行、隠ぺい黙認というのがあるのです。これは、部下職員の非違行為を知りながら、その事実を隠ぺいし、または黙認した場合は停職または減給とするとなっているのですが、みずから隠ぺいした場合は書かれていないのです。それもあわせてお伺いをいたします。

次、5点目ですが、市教委報告では、体育協会のサイクリングターミナル主任が208万8,149円について相当部分については私的流用を認めているということが書かれています。12ページの中段に書かれておりますが、さらにこの主任はみずから私的流用をしながら返還していないわけです。昨日、これを告訴するのは体育協会が主体だというふうに答弁があったと思うのですが、今回6月に懲戒免職を受けた前常務理事あるいはこの主任にしても、聞き取り調査をやったのは市教委あるいは監査委員なのです。体育協会ではないのです。そういう点で、体育協会が告訴、告発をするというためには、かなり埋めなければならない部分があるのです。そういう点で、市は指定管理費の中の使い込みですから、これは当然、告訴になるのか告発になるのかわかりませんが、やれる立場ですし、体育協会にお任せということではないと思うのです。今日私的流用して返さない者に対しても告訴、告発をしないなんていうことが市民に通るのかということ、私は市長の減給処分を考える上で、あるいは教育長の減給処分を考える上で、ここは重大なチェックポイントだなというふうに考えますので、お伺いをいたします。

最後、6点目ですが、20年の5月、信頼される市役所づくり推進プランを策定されました。ここに書かれていることをそのまま読めば、このプランの作成の契機は、一昨年の子供いじめ自殺事件から大きな事件が2年連続して発生したという事実、ここから改善をしていかなければならないということだと。ところが、今回19年度まで不正を行っていた前常務理事は別として、20年5月以降に2名の懲戒、1名の戒告、そしてさらには19年から21年まで体協の職員の不正を見抜けないということまで起こしたわけです。こういう点で、このプランが果たしてどこまで機能しているのか、市長はどのようにお考えなのか。また、こうやって出てきたことが氷山の一角なのか、それとも最後の一つなのか、それについても市長はどのようにお考えなのか伺います。

以上です。

○議 長 今6点清水議員から質疑が出ましたが、これは今回の議案審議とのかかわりについて余り大きくかかわっていない部分であります。

(「どこがですか」という声あり)

○議 長 議案審議は、あくまでも給与に関するものですから、それに対して今の処分理由から始まって、これについては、大きくはかかわりますけれども……

(「懲戒処分の重さを検討するのに懲戒理由も要るだろうし、それがもともになる指針も必要だし……」という声あり)

(「議案は教育長と市長の件です」という声あり)

○議 長 ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時27分

○議 長 では、再開いたします。

答弁できるものについては、なるべく多く答弁してください。市長。

○市 長 議案に関連してご答弁できるのは、1点です。信頼回復プランの件とこういうことがほかはないのかという点です。市民の皆様が信頼される市役所づくり推進プラン、これは今回の事象を想定してのことではありませんから、過日明らかにさせていただきましたように推進プランを強化して、この推進を図っていくと、その強化の方法についてはお示しをしたとおりであります。

氷山の一角だなんて思っていません。これが少なくとも最後だというふうに思っておりますし、そうでなくてはいけないというふうに思います。少なくともこの種の再発防止に万全を期するという考え方であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 懲戒処分の指針についてのご質問がありました。報告の関係が載っていないということですが、懲戒処分の指針については、一番最初の基本事項にも記載しておりますけれども、懲戒処分の代表的な事例を選んで、標準的な処分量定を示したということで、報告とか、例えば相談、連絡は、これは基本ですから、このことは地公法の根本基準というか、そういうところ

ろに基本として出ていますので、あえて懲戒処分の指針の中に盛り込んでいないということでございます。

○議 長 ほか答弁ありますか。教育委員会のほうはありませんか。

(「ないです」と言う声あり)

○議 長 以上、答弁とします。清水議員。

○清水議員 結局2人の懲戒処分事由についても、ホームページ見ても1点しか書いていないのです。これまでは10点ぐらい、生活保護不正の問題では10項目以上書いてあったのです。つまり指針に沿って書かれていたわけです。それが今回ついで、市教委の調査報告書で3点触れられているだけで、これだけなのか、さらにあるけれども、答弁できないのか。結局教育長にしても市長にしても、減給処分をする原因はこういう懲戒処分を受けたような職員がいたからなわけでしょう。いたから、監督責任で減給するわけですよ。その人たちの理由がちゃんとわからないというのは、これは審議になりません。3項目なのか、10項目なのか、今ないのか。答弁できない理由を伺います。

それと、市長にお伺いをいたしますが、これが最後だと、強化方向も示されたということは、今の状況で滝川市は職員に全部しみ渡っていて、仮に何かミスをしたとしても、それを上司に報告できる、あるいは上司に報告できなければだれかに相談できると、そういう心の通ったような職場になっている、あるいはなりつつあるということが僕は前提だと思うのです。どんなにシステムをつくったにしても、私でも今まで何回もミスをしてきて、ミスをして、それはなかなか人には言いつらい、相談しづらい。そのうちにそれが大きくなっていくのです。そして、どうしようもなくなって打ち明けるといことを私も人生の中で何度もやってきているのです。市の職員も同じようなことがあるから、人間って弱いのです。そういう弱いところもちゃんとすくい上げてあげるような信頼回復プランでないといけないのだけれども、先ほど酒井議員が言いましたが、物が言えない市役所という、そういうことがもしあるのだとすれば、どんなに上で号令かけてもだめだというふうにするのですが、市長はそういう点で市職員の中に本当にしみ込んでいるというふうにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 今度は、議案とは関係ないところで信頼回復プランそのものになっていく。こういうことについて一々深入りしていくと、本来の議案審議と全然違うところに行くのではないのでしょうか。だけれども、今回だけお答えいたします。

(「いや、答えなきゃいい、そのほうがいいと思う」と言う声あり)

○市 長 信頼回復プランは、信頼を回復するためのプランです。それは、住民に対して、市民の皆さん方に対して信頼を回復するというのと同時に、その発端となったことは何かと、これの絶無を期そうではないかということも含めて信頼回復をしようということでもあります。そのために、さまざまな手を打っている。私は、そういうプランを着実に進めていくことが、そして万が一起きた場合の対応をどうするかということ組織として真剣に考えていく、そして悩んでいる職員の対応もそういう中で十分行われると、そういうことになっていくというふうを考えてプランをつくっ

ております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 懲戒処分の事由につきましては、教育委員会の報告書に書いておりますとおり、あの3点が懲戒処分の理由だということでございます。その理由に対しての処分の内容、重さということになっております。

○議 長 答弁終わりました。清水議員。

あなたのご意見は結構ですが、質疑にしてください。

○清水議員 市長は何か、市長こそ勘違いをされているのではないかと私は思います。市長の責任は、減給処分ではかかれたいわけですか。それが10分の1でいいのか、3カ月でいいのか。この重さをはかるためには、今回信頼される市役所づくり推進プランは、市長は昨年5月にある意味大見えを切っているわけですから、もうこれでうまくいくのだみたいな。ところが、それが失敗したわけですよ。もう3度目は起こさないと誓って、3度目を起こしてしまったのです。3人もの懲戒処分ですよ。だから、市長のやっている推進プランというのは、まともなものなのかと、ちゃんと職員にしみ渡らないものではないのかと。これがなぜこの質疑から外れる質疑だと思うのか、私は全く当たらないと、市長の今回の処分をはかるためには必須の質疑だというふうに思います。

そういう点で、そのような、先ほどはそれでも答弁すると言われて、弱い職員にでもしみ渡るような、そういうことをしていきたいとか、あるいは氷山の一角ではないと、これは最後だと、強化方向についてももう既に示しているというふうに言われました。しかし、現実には市の職員が大幅に減っている。業務はふえている。そういう中で、ミスというのは必ず発生するものです。そのミスを小さくうちに職員の皆さんが上司あるいは同僚に相談できる、そういう温かい市役所づくりが絶対に必要なのだというふうに思いますけれども、最後にお伺いいたします。

(「私が議案に関して答弁する内容なのかということを経営に判断していただくようにします」と言う声あり)

○議 長 今お聞きのとおりでありますので、私も議長として判断いたします。あなたのご意見は……

(「納得できませんが、終わります」と言う声あり)

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 では、これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

討論の範囲についても遵守いただきます。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表しまして、議案第7号 平成21年度一般会計補正予算(第7号)、議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例議案を否とする立場で討論を行います。

第1に、今回多数の職員が懲戒処分となった大きな事件だったことであり、市長の減給10パーセントでは納得できないということでもあります。今回の裏金問題は、平成16年度から平成20年

度の5年間にわたり、滝川市体育協会において総額543万9,816円を裏金としたものです。また、体育協会の常務理事兼事務局長を市の課長職が兼務する中で、体育協会の嘱託職員2名に指示して裏金をつくるなど、違法行為を部下に指示するという不祥事となりました。今回の場合も、前常務理事異動後に2名の職員が事実を知りながら放置したことは重大です。市教委の調査報告書では、懲戒処分理由として、十分確認せず、不適切な事務処理解明がおくれたこと、上司に報告せず、結果として報告がおくれたこととされています。平成16年から20年といえば、滝川市は全国に隠ぺいのまちとして報道されました。この期間に指導性が発揮されていなかったことは、重大であります。

第2に、たび重なる懲戒処分の遠因は、過去を清算できない田村市長にあることではないでしょうか。なぜ自浄作用が働かないのでしょうか。だれでも自分がミスをすれば思い悩み、相談がおくれることはあることであります。しかし、そもそも全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない。法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないのであります。さらに、滝川市の再生のための計画が次から次へと出されている中で、不祥事を隠ぺい、黙認がその期間中に起きたことは重大です。私は、市民に信頼される市役所づくり推進プランでは改善できない大きな障害を引きずっていることが原因ではないかというふうに思います。生活保護通院移送費問題では、いまだに故意、過失を否定し続けています。55歳で市に課長職で採用した元職員は、59歳で自己都合で突然退職しながら、社会福祉事業団に正職員として戻り……

（「論点違うんでないか」と言う声あり）

○酒井議員 いまだに職員トップの位置にあります。このような不公平、不公正を行う市長がいる限り、滝川市の改革は進まないと考えます。

以上で反対理由といたします。

（「10パーセントが違うということ何にも言っていないよ」と言う声あり）

（「おかしいと言っている」と言う声あり）

○議 長 ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時42分

○議 長 再開いたします。

ほかに討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま上程されました平成21年度滝川市一般会計補正予算案、第7号議案を可とする立場で討論いたします。同時に、第8号議案も可とすることといたします。

本補正予算にかかわる金額そのものは45万6,000円の減額予算案であり、何の変哲もないような金額であります。しかし、その意義とする事柄は大きな問題を含んでおり、討論として残し

ておきたいのであります。それは、補正の内容が今回明るみになった滝川市体育協会の不祥事にかかわる案件であることであります。一つは、給与にかかわる経費51万4,000円を減額としているわけでありまして。この10月から12月までの間の市長及び教育長の給料月額10パーセントの削減に伴う補正であります。もう一つは、財団法人サイクリングターミナルにかかわる16年度における北海道市町村職員福祉協会指定宿泊施設利用補助券の不正使用相当分の返還金5万8,000円の入金というわけでありまして。これについては賛成であります。事件関連には厳しい討論を付しておきたいのであります。田村市長誕生から7年目、ご苦勞をいただいておりますが、いまだに一般会計のあちらこちらに、日本じゅうを震撼させ、日本の地方行政の歴史にその名を残す介護タクシー代、すなわち生活保護費の不正受給と不正支給問題の影が残滓しているのであります。まだまだ忘れることのできない事件に続いてこのたびの体育協会の事件が起きることは、市民もあきれ果ててしまっております。そこで、体育協会の不祥事にかかわって、滝川市役所のマンネリ化と惰性を廃すべきという、そういうことを申し上げておきたいと思っております。体育協会関係の委託費、負担金は、他のコミセン、公民館関係の委託費、負担金に比べて断トツであることであります。

(「違っているぞ」という声あり)

○渡辺議員 私は、今まで予算審査特別委員会、決算審査特別委員会でいつもこのことを指摘してまいりました。

(「違っているぞ」という声あり)

○渡辺議員 市役所、教育委員会ともに関係者は、口をそろえて一定の規定のもとで支給していると申します。

(「みんなそうだ」という声あり)

○渡辺議員 しかし、その施設数が多いとはいえ、常に8,000万円から1億円に近い委託費、負担金が体育協会に支払われ、多額の金額を取り扱う職員が裏金をつくっていたということは紛れもない事実、許しがたいこととございます。しかも、この滝川市のスポーツ施設の使用料は、昔から学校関係者から批判的でありました。どこの自治体も中体連、すなわち中学校体育連盟主催の当番校となった市町村は使用料を無料にして歓迎サービスをしているのであります。

(「長いぞ」という声あり)

○渡辺議員 私も赤平市の中学校に勤務していたときは、赤平市スポーツセンターなどは中体連で赤平市の学校が当番校のときは無料でありました。それを滝川市は悠々有料化を貫き、中空知の学校関係者から滝川市はせこいと言われてまいりました。このこと一つ取り上げても、巨額の市費を投入していることと使用料金をしっかり徴収している実態を勘案すると、今後も体育協会の資金の流れを調べ、他の委託施設との公平を再検討すべきではないでしょうか。昨日の一般質問でも取り上げましたが、平成20年度のコミセン、公民館など12館の管理代行負担金は1,833万円でありまして。

(「常識的にやりなさい」という声あり)

○渡辺議員 私も緑地区公民館の地域委託管理の運営委員の一人ですが、143万円の地域管理代行負担金は管理人の人件費にも満たないと会計さんは嘆くのであります。使用料金で暖房費、

水道料金を賄うわけでありますが、運営委員が庭の冬囲い、春の片づけ、窓ふきなどボランティアで努力しているのです。これは一例でありますが、運営委員の中には、市役所のわなにはまっただけではないか、地域委託を返上しましょうという声もあるのであります。

(何事か言う声あり)

○渡辺議員 ですから、市長としては、この事件を機会にすべての管理委託の背景、状況を監査委員さんに依頼してさまざまな費目を洗い出し、比較して公平な委託金、負担金の支出に努力されることを要望し、市民の声連合の討論といたします。

(「撤回してもらったほうがいいんじゃないの」と言う声あり)

○議長 長 ほか討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 今2件の討論がございましたが、私のほうから再三内容から逸脱しないような討論を行っていただきたいという旨を申し上げましたが、お二人とも同意をいたしてくれませんが、内容につきまして委員会で発表したのと同じ内容、一字一句違わないものでありますし、そういうことについては議員の見識も問われるわけでありますから、これからのことにつきましては、守っていただければ議長として一部削除していただくというようなことにもなろうかとも思いますので、その点をご承知おきいただきたいと思っております。これは、ルールに従っております。

(「議長」と言う声あり)

○議長 長 はい、どうぞ。

○窪之内議員 一般会計の決算審査で行った討論を別な議案の討論で、つけ加えたことはあるかもしれないけれども、中身がほとんど同じ討論をここですということは、議案が違うのですから、その討論が同じになるということは納得できないのですが。

(「ああ、そうなの」と言う声あり)

(「それは削除」と言う声あり)

○議長 長 先ほど言いましたけれども、一字一句違わない部分でありまして、何でもそれにつけ加えればいいということではありませんので、先ほども何度も言っていますけれども、議会の見識、議員の見識にもかかわるものでありますから、これは議会としては当然皆さんのご意見を聞いた中で、議運にもかけた中でしっかり精査をさせていただきたいと思っております。今のについては、そのようなことでお願いをいたします。お願いというより、注意という……

(「議事進行」と言う声あり)

(「やらないでいいっしょ」と言う声あり)

(「やってくれ、やってくれ」と言う声あり)

(「いやいや、議事進行。ここで言うとおかない」と言う声あり)

(「やってくれ、やってくれ」と言う声あり)

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 はい、どうぞ。

(「同じだぞ」と言う声あり)

○渡辺議員 内容としてはそういうようなことはありますが、比較をしてもらえばわかります。
(「恥ずかしい」と言う声あり)

○渡辺議員 そういう指摘はあった。それは、一部は論旨というものはそういうこともあります。しかし、すべてが同じかどうかは比較してもらえばわかるはずであります。

(「議運でやろう、議運で、ここでやる話じゃない」と言う声あり)
(「議運でやろうって言ったのに、そうやって言ったんでしょ、今。だから、どうすればいい。議運でやる」と言う声あり)
(「やればいい」と言う声あり)

(「やればいいんだったら、黙っていれや」と言う声あり)
(「黙っておれというのは、ちゃんと発言は自由じゃないですか」と言う声あり)
(「いや、おっかない」と言う声あり)

(「あんたらだって、そういう発言があったじゃないか」と言う声あり)
(「おっかない」と言う声あり)
(「何でそんなことでとめるの、そういう発言があったんですから、議事進行に対してやっぱりきちっと私は発言する権利ある」と言う声あり)
(「議長、恫喝だ」と言う声あり)
(「何でそんなこと、議運なんて言うんだ」と言う声あり)
(「恫喝だ」と言う声あり)

○議 長 今お話ししたとおり、次の議運で精査をしたいと思いますが、皆さん、ご同意いただけますか。

(異議なしの声あり)

○議 長 では、この問題についてはこれで終わります。

◎議事延長宣告

○議 長 本日は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

これにて討論を終結いたします。

これより、まず議案第7号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、議案第8号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第4 報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

○議長 日程第4、報告第3号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

(何事か言う声あり)

○議長 長 ご静粛にお願いをいたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第3号、株式会社滝川振興公社第47期事業年度の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をするものであります。なお、報告する内容は、平成20年6月1日から平成21年3月31日までの第47期の経営状況についてであります。

1ページをお開きいただきたいと思います。事業の概要ですが、事業年度における収支区分及び事務効率化を図るため、決算期日を5月31日から3月31日に変更したものであります。よって、第47期は、平成20年6月1日から平成21年3月31日までの10カ月となっております。事業についてですが、公社事業は大きく4つに分かれ、経営は昨今の経済環境から厳しい状況ではありますが、収入の確保と経費の節減に努めたところであります。

(1)、中心となるゴルフ場事業ですが、ゴルフ人口の減少の影響はあるものの、早朝、薄暮、またはシルバー層の利用者増により、昨シーズンより655人増の2万3,303人となったところではありますが、売り上げは44万9,000円減の6,709万4,000円と対前年比で減少したところであります。また、経費面においてですが、維持管理費の節減に努め、コース作業の管理を20年4月から直営としたところであります。

次に、(2)、駐車場事業は、第一パーキングについてですが、既設の月決め料金に大口特例契約を新設するなど、契約台数は348台増の792台であり、売上額は153万2,000円増の501万8,000円となったところであります。

次に、(3)、賃貸建物事業は、新町学生会館は引き続き國學院短期大学へ一括賃貸しているところであり、緑町、西町学生会館につきましても入居者の募集に努めたところであります。勤労者住宅は、入居者数の減少や土地所有者からの返還の要請に基づき、建物所有者である市へ返還したことにより、入居者の募集を停止したところであります。

2ページ、(4)、公園管理等業務につきましては、滝川市からの平和公園ほか70カ所の清掃管理業務は予定どおり滝川市から受託をしたところであります。

2の庶務事項につきましては、株主総会、取締役会、3ページの経営改革検討会の開催状況について記載をしてありますので、お目通しをいただきたいと思います。

4ページにつきましては、平成21年3月31日現在の役員名簿であります。

次に、5ページ、決算報告についてご説明を申し上げます。1,000円単位で申し上げます。貸借対照表の資産の部、流動資産では現金、預金から未収入金までの合計3,941万7,000円、固定資産は7億2,836万4,000円で、そのうち有形固定資産は7億2,833万9,

000円、繰延資産は48万2,000円となっております。以上、資産の部合計は7億6,826万5,000円となったところであります。次に、負債の部でございますが、流動負債は短期借入金から未払消費税等までの合計8億2,109万2,000円で、固定負債が527万2,000円で、負債の部合計は8億2,636万4,000円となったところであります。また、純資産の部では、資本金、利益剰余金を合わせますと株主資本はマイナス5,809万9,000円となり、純資産合計でもマイナス5,809万9,000円となり、負債、純資産の合計は7億6,826万5,000円となったところであります。

続きまして、6ページ、損益計算書についてご説明を申し上げます。売上高につきましては9,667万1,000円、売り上げ原価8,563万9,000円を差し引くと売り上げ総利益1,103万2,000円となり、販売費及び一般管理費859万1,000円を差し引きますと営業利益は244万1,000円となり、これに営業外収益192万1,000円加え、営業外費用739万1,000円を差し引くと経常利益はマイナス302万8,000円となり、これに特別損失を合わせますと税引き前当期純利益はマイナス1,394万7,000円となり、法人税など17万1,000円と合わせますと当期純利益はマイナス1,411万9,000円となったところであります。営業利益はプラス244万1,000円でしたが、経常利益はマイナス302万8,000円となっております。これの主な理由についてですが、決算期を5月から3月に変えたことにより、通常1年あるものが10カ月となり、4月、5月のゴルフ場あるいは学生会館の収入を含まないことにより生じたものであります。今までと同じ12カ月、仮に5月決算としたならば、売上高につきましては1億2,013万3,000円、売り上げ原価8,232万8,000円、売り上げ総利益1,852万円から販売及び一般管理費1,010万7,000円を差し引くと営業利益は841万3,000円となり、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引くと経常利益はプラスの294万2,000円となったところであります。

7ページ、株主資本等変動計算書でございますが、当期純損失につきましては1,411万9,000円となったため、株主資本の合計は5,809万9,000円のマイナスとなったところであります。

8ページ、9ページの附属明細書としまして、資本金及び準備金の増減明細書並びに借入金の増減明細及び固定資産の取得及び処分減価償却費明細書を掲載をしております。

10ページは、監査報告書でございます。

続きまして、11ページ、事業計画書ですが、この計画は平成21年4月1日から22年3月31日までの期間のものでございます。ゴルフ場事業につきましては、前期実績より100人増の2万3,400人とし、売り上げを6,800万円と見込んだところであります。カート料金の引き下げ、シニア料金の新設、土日祝日限定割引券の利用、各種イベントの開催、企業、団体への積極的な営業活動と利用者へのサービス向上を図ることとしてございます。駐車場事業につきましては、第一パーキングにつきましては月決め契約の拡大を図るとともに、一般駐車の利用方法の検討を行ってまいります。賃貸建物事業につきましては、前営業年度実績を参考に計画をしております。

続きまして、予定損益計算書でございますが、売上高を1億1,753万4,000円と見込み、

売り上げ原価1億250万円を差し引くと売り上げ総利益は1,503万4,000円となり、販売費及び一般管理費890万円を差し引いて、営業利益を613万4,000円とし、これに営業外収益200万円を加え、営業外費用723万2,000円を差し引いて、90万2,000円の経常利益を見込んだところであります。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 参考までに1点だけ教えてほしいと思うのですが、その数字が今わかるかどうか、ちょっとどうかと思いつつながら質疑させていただきます。

この中で旧ツツジコースの部分に係る費用、維持費用というのですか、そういうものがありましたら、金額を教えてくださいたいと思います。

○議長 長 経済部長。

(「維持費用ですね」と言う声あり)

(「全般的にですね、あらゆるものを含めて」と言う声あり)

○経済部長 今使用していない9ホールの維持費用でございます。この9ホールにつきましては、一部ジュニアですとかレディースのための練習用にも使っていきたいというふうに今のところ計画をしていますが、その維持費用につきましては約180万円の年間の費用をかけてございます。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 済みません。今つけ加えられたレディースとジュニア、そのことが意味わかりませんので、説明を加えていただきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 維持費用に係る部分ですけれども、年間180万円の経費をかけて芝の管理をしているということでございます。今のところ9ホールについてはほとんど使っていないという状況の中ですけれども、芝の維持を図っていくために、その分の経費をかけているということでございます。今後の利用としまして、ジュニアの育成ですとか、あるいはレディースの方の利用というのを振興公社のほうで考えているということでございます。

(「今後ね」と言う声あり)

○経済部長 そうです。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 ぶっちゃけて聞きたいのですが、要するにジュニアとかレディースとかがやるために180万円かかるのではなくて、やらなくてもかかるのですか、どうなのですかということです。

○議長 長 市長、どうぞ。

○市長 社長ですけれども、社長の立場ではありません。あくまでもこれは報告しているのは市長の調査権の範囲内で報告をしておりますから、調査権の範囲内でお答えいたします。

今9ホールは休止していますけれども、市からは貸し付けてあるわけです。河川としては、維持

管理はちゃんとやらなくてはいけないので、市長からは振興公社に河川の維持管理としてはしっかりやってくださいということにいたしております。この維持管理は、全体的に9ホール全部を維持管理してもらっています。そのために、約180万円の費用を振興公社は払っています。ただ、振興公社としても、やはりゴルフ人口の拡大を図らなくてはいけないということの中から、ジュニアの育成ということとレディースの育成ということに力を入れてもらっています。そういう意味では、通常の維持管理状況とは違って、2ホールもしくは3ホール、練習場の右側の2ホールから3ホールについてはもう少し頻度を上げて芝を刈っています。グリーン管理は、していません。フェアウェイだけの管理です。ただ、これは、それでは金額はじけと言っても、なかなかはじけません。一般のほかの18ホールのコースの管理とあわせてやっております。ですから、細かく言うと、180万円プラスアルファということになるというふうに思います。

○本間議員 終わります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 不勉強なので、わからない点についても質疑を行いたいと思います。

まず、1ページですが、事業概要の点で、公社所有資産である不良資産等の買い取りについて滝川市長に要望いたしましたというふうになってはいますが、この要望内容についてお伺いしたい。不良資産のところは1カ所なのか、そのことも含めて、できるだけ中身についてわかればお伺いしたい。

次ですが、その上に経営改革計画書というのを策定したというふうにあります。残念ながら今期は5月から3月期に変えたことにより経常では赤字が発生したわけですけれども、来期の予定も経常利益についてはそれほど大きな利益だというふうには思いませんが、経営の今までの累積赤字というのを解消する改革計画書になっているのか、年度でいえば若干のプラスが出ればよいという改革計画書の中身になっているのかお伺いしたいということと、6ページなのですが、6ページの損益計算書の売り上げ原価なのですけれども、普通の売り上げではないと思うので、売り上げ原価というのは何をもとにこの場合、製品をつくっているわけではないので、ちょっと私が勉強不足なのですけれども、この際売り上げ原価というのは何を指すのかお伺いしたいということと、9ページの減価償却ですが、その他の施設については減価償却が記載されていないということは、もう償却完了したということなのかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 4点ですね。

○窪之内議員 はい。

○議長 長 お答えください。経済部長。

○経済部長 公社が策定をいたしました経営改革計画書における不良資産の部分でございますが、既に事業をやめてございますアイガモの事業に係る資産、あるいは今後市への売却を予定をしているものとしましては、第一パーキング等が予定をされているところであります。

それと、この改革に基づいてでございますけれども、この経営改革につきましては10カ年の計画を立てているところであります。その中で不良資産である資産の市への売却等を行っていきなが

ら、あるいは公社独自で黒字事業のさらなる拡大等を行っていきながら、累積債務の圧縮に努めていきたいという計画を立てているところでもあります。市への貸付金をいかに減少させていくのか、公社本来が考えている中心となるべきゴルフ場事業に特化した流れをいかに進めていけるかということにつきまして公社の経営改革の中で検討をされているところでもあります。

売り上げの原価の中身でございますけれども、ゴルフ場の維持管理に係る経費等が売り上げの原価になってございますし、あるいは住宅の関係であれば維持管理に係る部分が売り上げの原価に該当してくるという中身でございます。

それと、減価償却の関係でございますが、ツツジコースの9ホールにおける芝整備の部分がこの中に含まれているものであります。

(「ゼロなの」と言う声あり)

(「償却がまだなのはなぜかと」と言う声あり)

(「何聞いているのよ」と言う声あり)

(「減価償却が入っていないから、もう終わったのかって、償却」と言う声あり)

○経済部長 減価償却がゼロになっている部分ですよ。

(「はい」と言う声あり)

○経済部長 芝生等につきましては償却をしていかないものですから、資産となってそのまま残っているということから、今現在減価償却をされるものがないということでございます。

○議長 再質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 1点だけですが、不良資産等の買い取りの点で、アイガモ事業と第一パーキング、振興公社としてこの両施設についての不良資産額について金額がわかれば、お伺いをしたい。

○議長 経済部長。

○経済部長 第一パーキングの部分につきましては、1億8,300万円でございます。それと、アイガモの部分ですが、9丁目にある加工場の部分ですが、約9,000万円でございます。

(「販売施設は」と言う声あり)

○議長 再質疑してください。

○窪之内議員 道の駅のそばにあった販売所は、あれは市の財産で、振興公社のではないのでしょうか。

○議長 経済部長。

○経済部長 道の駅にあるものなのですけれども、これは市と振興公社の共有資産という形になってございます。その中に振興公社の分もあるということから、振興公社の部分としましては持ち分で計算をしますと362万1,000円が別枠としてございます。

○窪之内議員 終わります。

○議長 ほかございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第4号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況について

○議長 日程第5、報告第4号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第4号、株式会社滝川農業開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をするものであります。なお、報告する内容につきましては、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第20期の経営状況についてであります。

1ページをお開きいただきたいと思っております。事業の概要ですが、主力事業であります農産物加工事業についてですが、売り上げは9,731万円と売り上げ総利益9,874万4,000円の98パーセントを占めてございます。総売り上げ、対前年比では141万3,000円、1.4パーセントの減、農作物加工事業でも142万2,000円の1.4パーセントの減と前期を若干下回る結果となったところであります。この事業につきましては、タマネギを原料とする加工冷凍製品が約79パーセント、ラードなどを原料とする加工製品が約10パーセントを占めております。原料であるタマネギの確保は、JAたきかわの協力もいただき、ホクレンの共計枠を約1,100トン確保できたところであり、JAたきかわからの加工向け原料は全量滝川農業開発公社に供給をされているところであります。21期におきましては、主力取引先を含めた受注交渉を積極的に進め、新たな営業展開とともに公社事業のPRなど、経営改善を進めることとしております。

3ページ、(2)、当期の製品製造販売数量ですが、ソテー、ペーストなどを含め、合計340.9トンであります。

(3)、滝川から業務委託を受けた肥育センターの管理運営は、計画どおり完了したところであります。

4ページをお開きください。2の庶務事項につきましては、定時株主総会、取締役会、第3次経営改善計画策定に向けた経営会議、5ページには監査役会の開催状況について記載をしてありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

6ページは、株主名簿であります。

7ページは、平成21年6月30日現在の役員名簿でございます。

次に、8ページ、決算報告についてご説明を申し上げます。1,000円単位で申し上げます。貸借対照表の資産の部、流動資産では普通預金から原材料までの合計4,833万2,000円、固定資産はすべて有形固定資産で2,098万7,000円で、投資等は4万円であり、以上、資産の部合計は6,936万円となったところであります。次に、負債の部ですが、流動負債は買掛金から未払消費税までの合計1億249万円で、固定負債はありません。負債の部合計は、1億249万円となったところであります。また、純資産の部では、前期末残高に当期利益を加え、そこに資本金3,500万円を加えると純資産合計はマイナス3,312万9,000円となり、負債、純資産の合計は6,936万円となったところであります。

続きまして、損益計算書についてご説明を申し上げます。売上高につきましては9,874万4,000円、当期売上原価は8,823万3,000円で、売上総利益は1,051万1,000円となり、これから販売費及び一般管理費850万6,000円を差し引きますと営業利益は200万4,000円と、営業上の利益は出たところであります。これに営業外収益4,000円を加え、営業外費用163万6,000円を差し引くと税引き前当期純利益は37万2,000円となり、法人税など20万6,000円を差し引き、当期純利益金額16万6,000円となったところであります。

9ページ、株主資本等変動計算書であります。当期は16万6,000円の純利益が生じたため、株主資本の合計は3,312万9,000円のマイナスとなったところであります。

10ページ目は、資本金及び借入金状況と固定資産の取得状況を記載をしております。

11ページは、監査報告書でございます。

続きまして、12ページの第21期の予定損益計算書についてご説明を申し上げます。21期においては、営業活動による新取引先の確保を図るとともに、製造経費や販売費及び一般管理費などコスト削減目標を立て、その達成のための対策をとってまいります。それにより、売上高1億447万4,000円を目標とし、当期売上原価9,279万円を差し引いて、売上総利益1,168万4,000円となり、これから販売費及び一般管理費813万6,000円を差し引いて、営業利益は354万8,000円となり、これに営業外収益3,000円を加え、営業外費用173万円を差し引いて、182万1,000円の経常利益を見込んだところであります。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 農業開発公社の件につきましては、19期末で6月30日段階で290トンの在庫がございました。完全な端境期にこれだけ大量の保管があったわけですが、この保管料は総額幾らになったのかお伺いをいたします。

2点目は、製品在庫なのですが、今回の決算書を見ると、異常、突出したということが言えると思うのですが、これまでの推移を見ると前期が505万円、その前が251万円、その前が198万円、大体200万円前後で推移していたものが1,759万円というこれまでの、適正と言われるのがどれぐらいか、二、三百万円とすれば、その6倍ぐらいと、年間売り上げの2割に達するような在庫があるわけです。しかも、これは冷凍ですから、この保管料はかなり高いのではないかと、いうふうに思うのですが、まず製品在庫の、これは金額になっているので、トン数は幾らか。2点目は、保管料は総額で幾らか。また、何でこんなに製品在庫がふえたのかということで、1月ぐらいから製品在庫の各月の棚卸しの推移でお伺いをしたいと思います。

3点目は、今回の製造原価、当期製造原価は1億77万6,183円になっていますが、今回は1,100トン買っているのですが、290トンあったわけですね。そういう点でいうと、原価は292トンという1,200万円ぐらいですから、かなり楽だったはずなのです。そういうスタートなのですが、原価の内訳を原材料、人件費、その他と、この3つで、それ以外に分けている

ものがあればそれでも結構です。内訳をお伺いをいたします。

4点目は、ちょっと表現についてわからないので、3ページ、当期の製品製造販売数量とあるのです。製造量と販売量は、違うと思うのです。どっちなのか。これはミスプリントか何かだと思うのですが、ここをはっきりさせてください。

それと、これは市の出資団体の報告ということでお伺いをしたいと思うのですが、市長は相談役をされております。副市長が社長、経済部長が常務ということで、市長の相談役としてのかかわりはどのようなものだったのかということで、4ページ、5ページに会議の一覧が載っておりますが、市長はどの会議に参加をされて、どのように出資団体の経営報告を受けてきたのかということをお伺いをいたします。

まず、以上です。

○議長 長 まずですか。全部言ってください。

○清水議員 全部です。

○議長 長 では、5件について。経済部長。

○経済部長 保管につきましては自分の施設、当公社の施設内で保管をしているということから、保管の経費についてはかかってございません。

それとあわせまして、製品在庫の部分でございますが、製品在庫がふえたという関係でございますけれども、原料をそのまま保管し、保存するというよりは、加工して製品在庫としてすることにより歩どまりをよくするといった観点から製品在庫が多くなってきているという一つの側面がございます。また、あわせまして、国内経済情勢の影響等も受けて主力取引先であります会社の在庫の保有期限が減ってきたといったことから、当公社に8月中旬ぐらいから受注があるところが受注が遅くなったということから、1カ月半ほど受注が来なかったということがございます。しかし、平成21年4月、ことしの4月からは主力会社である企業の在庫調整のめどがついて、以前と同じ3カ月の在庫を持つようになったということがございます。一時的に在庫が増加したというふうにご覧いただけます。

それと、製造量と販売の部分でございますけれども、製造原価というのはご存じのとおり販売された部分に関する原料ということになってございます。ですから、実際に製造して、先ほどのように保管をした部分と販売になった部分との差というのがそこに生じているということがございます。

あわせて、市長の相談役の関係でございます。会議等への出席というのはございませんけれども、会社の経営状況等につきまして逐次相談を受けているところでございます。

(「たくさん抜けているよ。製品在庫のトン数の見解、そして保管料両方抜けているし……」と言う声あり)

○議長 長 保管料かからない。

(「製品在庫は抜けているでしょう」と言う声あり)

○議長 長 トン数ね。

(「製品在庫は保管料かかっていないの」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「それと、製造原価の内訳もない」と言う声あり)
(何事か言う声あり)

○議長 長 暫時休憩します。

休憩 午後 4時35分
再開 午後 4時38分

○議長 長 再開いたします。
経済部長。

○経済部長 製造原価につきましては、原材料が5,800万円、労務費が2,200万円、その他経費2,000万円という内訳になってございます。
(「労務費幾ら」と言う声あり)

○経済部長 労務費ですか。

(「ええ」と言う声あり)

○経済部長 2,200万円。

(「2,200万円」と言う声あり)

○経済部長 はい。

(「その他は」と言う声あり)

○経済部長 その他経費2,000万円。

(「2,000万円」と言う声あり)

○経済部長 はい。

それと、製品棚卸し1,759万3,000円の総トン数ですが、57トンでございます。それと、保管料並びに棚卸しの推移につきましては、今現在把握をしてございません。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、原料在庫について、保管料は施設だというご答弁でしたが、これは1年前の経済部長の答弁ですよ、原材料費1,196万8,000円のマテリアル等の部分については240トンということになります。若干2行飛ばしますけれども、基本的に1,100トンのものにつきましては、各JAのほうで保管いただいているという部分もございます。あわせて、JAたきかわで低温倉庫、農業開発公社の比較的近間に倉庫がございます。そういった倉庫のほうに保管するというところでございます。それで、少なくとも決算時は6月末なのです。当時1年前、私は低温倉庫にあるのだなということで、この答弁に私は納得をしたのです。当時保管料まで答弁しているのですよ。たしか1.3トンで1,000円とか、そういう答弁出ているのです、ちょっと私今すぐ探せませんけれども。それで、結局何かと、6月30日が決算だから、7月1日の時点では、施設内ということはあるの石づくりの倉庫ですよ、JAから借りているのか市から借りているのかちょっとわかりませんが、あそこにあったのか、それとも低温倉庫にあったのか、もう一度お伺いをします。

次に、今製品在庫が57トンということで、私は歩どまり計算してみたのです。去年の在庫が突

出していたので、18期から19期、19期から20期、つまり19期中と20期中の歩どまりです。原料分の製品重量。すると、19期が44.4パーセント、ところが20期は26.5パーセントなのですよ、私の計算によると。分母が19期は897足す98引く43なのですよ。98と43というのは期末と期の初めの在庫で、897トンというのは購入数量なのです。それに対して422.8トンです。これは18期です。それに対して20期は、分母が1,100トン足す290トンマイナス54トン、分子は321.3トンが販売されたトン数、これに57足すと、これをやると20期は26.2パーセント、18期は44.4パーセントなのです。製品がほとんど変わらないのに、こんなことってあるのですか。数字が余りにも大きい数字なので、当然歩どまりというのは計算されているというふうに思いますので、お伺いをしたいと思います。

それと、製品在庫です。57トンといたら、冷凍食品の保管料ってかなり高いと思うのです。しかも、3カ月とかというと、3カ月と言いますけれども、繰り返しているということは、各月の棚卸し在庫わからないと言いましたよね。毎月大体幾らぐらい持っているのか。3カ月分といたら、単純に言えば、主力の相手のお名前ちょっと忘れちゃったけれども、例えばそこで7,000万円とか売っていると思うのです。すると、1カ月当たり600万円ですよ。そうすると、3カ月で1,700万円ぐらいだと。すると、いつも1,700万円在庫しているのかという話なのです。そうすると、年じゅう60トン、57トンの冷凍食品の保管料幾らかというの、かなりの金額だと僕は思うのです。これも把握していないというのは、余りにも信じがたい答弁です。

以上について答弁が出ないようでは、なかなか納得いかないなというところですが、お伺いいたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 今の質疑は、非常に数字が細かいのは、細かくてもいいのですが、契約の内容的なもの、歩どまり等につきましては契約の内容等にもかかわりますので、今その数字は出ませんから、今回につきましては後で数字的なものはお知らせいたします。

(「ほかの2点は答弁してください」と言う声あり)

○議 長 2点。

(「去年の答弁との食い違い」と言う声あり)

○議 長 それも含めて。

(「それは答弁しないとだめだわ。どこで在庫しているか、そんなことも食い違うようでは話にならないんでない」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「施設と言うけどさ、あの倉庫しかないと僕は思うんだ」と言う声あり)

○議 長 経済部長。

わからないものは、わからないと言って。

○経済部長 前回お答えした240トンの関係でございますけれども、JAの倉庫に保管をしているということでお答えをさせていただいたとおり、当時JAの倉庫に保管をしていたということでございます。共計枠1,100トン確保しまして、どの段階で農協から、あるいは近隣のところか

ら当会社のほうに来るかという時期的な問題も当然ございます。そういった中で、当公社で保管をしているという時期もあるということでございます。時点的にあの時点で農協の冷凍のところに保管をしていたということでございますし、それが公社に来て、製造、加工して製品在庫として置いたという流れでございます。

以上です。

（「冷凍在庫の場所と単価は、それぐらい出るでしょう。歩どまりはわからないにしても」と言う声あり）

○議 長 わからないなら、わからないと言ってください。変に数字を今ここで言ってしまうと、余計わからなくなる。

（何事か言う声あり）

○議 長 清水議員もそういう意味の質疑をしたのだから。

○経済部長 19期の保管料についてであります。15万3,000円が経費としてかかっています。このほかに、JAたきかわからの分がありますけれども、JAたきかわの分については保管料はかかっていないということでもあります。

（「今の製品在庫と言ったの」と言う声あり）

○議 長 再質疑をしてください。

（「議長の言うこと聞いたほういいよ」と言う声あり）

○議 長 清水議員。

○清水議員 確認も含めてですけれども、最初自社の倉庫でタマネギを保管しているというふうに聞こえたのですが、今のご答弁ではJAの倉庫だという答弁だったと思うのです。去年の答弁とそれだったら合うのだけれども、JAの倉庫で6月末まで保管したということですね。その確認と、もう一つは、製品57トンというのは冷凍庫の管理料というのはかなり高いと思うので、金額がわからないということであれば、市内なのか市外なのかも含めて場所です。今の15万円というのは、それはタマネギの保管料だと思うので、冷凍の保管料については今わからないというのであれば、どこに在庫しているのかということぐらいはお伺いをしたいと思います。JAならただだとか、そういうことを言うから、こういう質疑をするわけです。

○議 長 経済部長。

○経済部長 19期の原料の保管につきましては、低温倉庫のほうに保管をしてございまして、先ほど申し上げましたように15万3,000円の経費がかかっているということでございます。それ以外にJAたきかわに原料として保管をしていただいているというものがあるというふうな観点から、先ほど申し上げさせていただいた部分であります。その部分については、経費がかからないということでもあります。

（「製品は」と言う声あり）

○経済部長 製品につきましては、自社の冷凍庫のほうに保管をしてございます。

（「そんなに入らないべき、57トン入るの」と言う声あり）

○議 長 質疑を終わります。質疑3回しましたから。

(「3回しかできないんだろう。矛盾に満ちた答弁だ」と言う声あり)

○議 長 入る、入らないって、入ると言っているのだから、それは……

(「入らないんだ。僕1回見に行っているんだから」と言う声あり)

○議 長 あなたは見たかもしれないけれども、それはあなたの考え方。

(「30トンも入らないですから」と言う声あり)

○議 長 これにて……。

(「今の間違いじゃないのか」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

(「間違いじゃないんだな、わかった。よろしいです。後できちっと説明してください」と言う声あり)

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 では、これにて質疑を終結をいたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第5号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について

○議 長 日程第6、報告第5号 株式会社滝川グリーンズの経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました報告第5号 株式会社滝川グリーンズの経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をするものであります。

なお、報告する内容は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期の経営状況についてであります。

1ページをお開きいただきたいと思っております。事業の報告ですが、ふれ愛の里はオープンから12年目を迎え、今期は平成17年に策定した経営改善計画の最終の年でもありました。主力である温泉部門では、入浴者増に向けてポイント2倍の日や子供年間利用証の発行などに加え、新たに温泉特別回数券を販売するなどさまざまな取り組みにチャレンジし、売り上げは、厳しい経済状況下でありましたが、若干ではあります、増となったところでもあります。入浴者数につきましては、大幅な減が懸念されましたが、3.3パーセントの減にとどめることができたところでもあります。コテージ部門につきましては宿泊パック、湯治プランなどの新たな取り組みにより利用棟数、人数、売り上げともに増となり、直売部門では納入農家数の増によりまして利用人数、売り上げともに増となり、体験部門ではそば打ち、パンづくりともに利用人数、売り上げともに増となったところでもあります。物販部門では、パン製造販売では売り上げが増となりましたが、その他の売店販売商品、自動販売機などの事業は売り上げが減となったところでもあります。

3ページをお開きください。2の庶務報告につきましては、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況について記載をしてありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

5ページにつきましては、株主名簿でございます。

6ページは、平成21年6月19日現在の役員名簿でございます。

次に、7ページ、決算報告についてご説明を申し上げます。1,000円単位で申し上げます。貸借対照表の資産の部、流動資産では現金から立替金までの合計1,147万7,000円、固定資産はすべて有形固定資産で825万3,000円で、投資等は3万円であり、以上、資産の部合計では1,976万1,000円となったところであります。次に、負債の部ですが、流動負債は買掛金から未払消費税等までの合計5,711万円で、負債の部合計も5,711万円となったところであります。また、純資産の部では、前期末の利益剰余金から当期純利益140万3,000円を差し引き、さらに資本金1,200万円を差し引くと純資産合計ではマイナス3,734万9,000円となり、負債、純資産の合計は1,976万1,000円となったところであります。

続きまして、8ページ、損益計算書についてご説明を申し上げます。売上高につきましては1億7,336万3,000円、売上原価は2,957万3,000円で、売上総利益は1億4,378万9,000円となり、これから販売費及び一般管理費1億4,221万1,000円を差し引きますと営業利益は157万8,000円となり、これに営業外収益45万円を加え、営業外費用41万8,000円を差し引くと経常利益は160万9,000円となり、法人税など20万6,000円を差し引くと当期純利益金額は140万3,000円となったところであります。

9ページ、株主資本等変動計算書であります。当期は140万3,000円の純利益が生じたため、株主資本の合計は3,734万9,000円のマイナスとなったところであります。

10ページは、附属明細書としまして資本金、借入金、固定資産の取得及び処分減価償却費の明細を記載をしております。

11ページにつきましては、監査報告書であります。

続きまして、12ページの第15期事業計画書でございます。前期に策定しました第2次経営改善計画に基づき、営業戦略の展開により、主力である温泉部門を含め、各部門の対策を積極的に進めてまいります。温泉部門におきましては、昨年を上回る26万6,000人の利用を見込んだところであります。

13ページ、予定損益計算書についてご説明を申し上げます。売上高1億7,575万4,000円を目標とし、売上原価3,031万6,000円を差し引いて、売上総利益1億4,543万8,000円となり、これから販売費及び一般管理費1億4,098万7,000円を差し引いて、営業利益は445万1,000円となり、これに営業外収益45万円を加え、営業外費用35万円を差し引いて、455万1,000円の経常利益を見込んだところであります。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第6号 監査報告について

報告第7号 例月現金出納検査報告について

報告第8号 監査報告について

○議長 日程第7、報告第6号 監査報告について、報告第7号 例月現金出納検査報告について、報告第8号 監査報告についての3件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第6号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、教育部学校教育課、心の教育推進室（少年育成センターを含む）、小学校7校、中学校4校、おおぞら幼稚園、西高等学校を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成20年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果、西高等学校につきましては、平成19年度の定期監査において監査の改善、検討事項に対する処理状況報告書が提出されているが、事務執行の上で一向に改善されていない。また、関係書類の紛失や不適切と思われる事務の執行についても、あわせて指摘事項として別紙に記載して、監査講評を行いました。なお、その指摘事項に対する措置状況について市長から通知があり、適正な事務処理に努めるとともに、行政財産使用料平成21年度収入分の科目更正と外勤簿及び賃借物品管理台帳作成の旨が報告されたところであります。その他の事項につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、補助金関係では申請決定に関する指定合議がない、実績報告書と決算書に整合性がなないなどを関係規程に基づき適切な処理方を、備品出納簿、外勤簿関係では関係規程に基づく適切な管理を、工事契約関係では根拠法令の間違いなど事務の処理方を所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、滝川市土地開発公社を対象として監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成18年度から平成20年度までの事業に係る出納その他事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的は、監査の範囲の事務を対象として、これらの事務が適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部

に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、事務文書関係では決裁日の記載及び文書取り扱ひ責任者の押印漏れなどの処理方を、公社印関係では公印台帳と使用簿の備えがないなどを関係規程に基づき適切な管理を、財務規程関係では資金計画を策定されていないことから条項の整理を、協定書関係では人件費の免除該当条項の処理方の検討について指導を行いました。また、監査の過程において、軽易な事項につきましては直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、長期間保有する先行取得した公有用地に対し、土地開発公社経営健全化に基づき滝川市における計画的な買い戻しと公社の自主事業であるニュータウンせせらぎ及び中央工業団地の分譲を推進することにより、貸付金の償還も促進され、借入金の縮減も図られている。また、以前より保有地を資材置き場や駐車場等の賃貸借を推進するなど、有効利用に努められており、今後においても可能な限り活用されることを要望します。今後においては、人口減少や経済情勢の悪化など厳しい環境ではあるが、積極的な販売促進と保有している遊休地活用への取り組みに期待するとともに、滝川市活力再生プランにおける整理、解散を目指していただきたいと思っております。

以上で報告第6号 定期監査報告を終わります。

続きまして、報告第7号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成21年5月分から7月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、共通用品を指定業者以外から購入しているもの、請求書に消費税が別途加算されているが、支出命令表に記載がないもの、会議出席負担金が支出されているが、旅費の支出がない、最も経済的な旅費の計算など、各所属に対する講評においてその処理方を指導したほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも、前例踏襲にとらわれることなく合理的、効率的な執行等により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第7号 例月現金出納検査報告を終わります。

次、報告第8号 市長の要求に基づく監査結果報告について。

監査の要求、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成21年6月10日付で、不正経理の発覚した財団法人滝川市体育協会における予算執行事務（補助金事業、委託事業、指定管理協定事業）について監査の要求があった。

監査の対象、財団法人滝川市体育協会（以下「体育協会」という。）。

監査の範囲、平成16年度（第28期）から平成20年度（第32期）までに執行された事業、

財政援助及び公の施設の指定管理者及び業務委託に係る出納その他の事務。

監査の期間、平成21年6月22日から平成21年9月15日。

監査の方法は、体育協会から提出された関係資料、諸帳簿等の書類調査を行うとともに、必要に応じ関係職員からの説明を聴取し、あわせて実地検査により監査を実施した。

実地検査日は、平成21年7月1日です。

監査の着眼点、不正経理で検出された金額の検証、委託事業、協定事業等の収支状況並びに経理事務について、工事、委託契約事務等について、その他の事務事業についての4点であります。

監査の結果、不正経理で検出された金額の検証、①として、体育協会事務局の不正経理で検出された金額は次のとおりです。費用としては、スケートリンク開設費からその他事業費までで、合計232万5,332円ですので、お目通しください。不正経理で検出された金額として、賃金については作為的に体育協会職員の家族を短期雇用者として賃金を支給しているが、賃金台帳、年末調整計算書（所得税源泉徴収簿）、源泉徴収票など体育協会職員個人の収入を証明する資料に記載されていないなど、個人収入とみなされないと思えるもの。旅費については、配当簿への記載の有無はあるが、記載されている中にも出張日、行き先、出張受命者の一部に漏れがあり、旅費伝票が作成されていない。また、出張に関する復命書及び資料がないものを記載しました。

②として、サイクリングターミナル事業における不正経理で検出された金額と見込まれるものは次のとおりです。内訳は、助成券からその他について、平成16年度から平成21年度の途中までで、総合計は311万4,484円ですので、お目通しをお願いします。

アとして、上記の数字は、主に宿泊者予約表と公金領収書及び私製領収書の突合によるものです。助成券の不正使用により裏金に回した手口としては、請求、明細書には助成券使用金額をマイナスして収入日計表に計上し、利用者からは満額の宿泊料をもらい、助成券使用金額を裏金に回しているからであります。担当者からの事情聴取によるものを証拠としております。

イとしまして、シーツクリーニング代について枚数と宿泊人数に隔たりがないか調べた結果、平成20年度については宿泊人数よりクリーニング枚数のほうが多いので、宿泊人数の不正が見てとれますが、何人分の不正があったかは計算できませんでした。平成18年度からは、直接多額の宿泊代を裏金に回している。その手口は、時には単価だったり時には人数の減算で、規則的な計算値ではないことがわかりました。

ウとしまして、教育委員会の行った予約表及び領収書の突合した資料から利用料金計上漏れを調査した結果、予約表、キャンセル予約表、宿泊名簿及び私製領収書の控えと現金日計表の人数、金額と合わない。その内容は、いろいろ理由がありますが、日計表となぜ合わないのかは担当者に聴取しなければわからないので、教育委員会が事情聴取を含め調査しました。

(2)、委託事業、協定事業等の収支状況並びに経理事務について。今回の不正が発生した原因の一つとして、管理監督者である事務局長にすべての権限がゆだねられているチェック機能の甘さにあると考えられる。早急に体育協会の理事の中から常務理事を配置して、内部統制を図られたい。

②、経理事務においては、請求書がないもの、支出伺、支出命令の作成が適時に行われていないなどが見受けられます。また、体育協会の会計規程に定められている総勘定元帳、振替伝票の作成

がないなど、正規の簿記の原則に従った会計処理がされていないので、会計規程、公益法人会計基準にのっとり経理事務を行われたい。

③、規程に定めのない時間外勤務手当の支給がされているので、規程の見直しを行われたい。

④、委託事業、協定事業等の収支状況並びに経理事務において次のとおり一部不適切な事務処理が見受けられましたので、以下のとおりアからシまでお目通しをお願いいたします。

次、(3)ですが、工事、委託契約事務等について。①については、請負工事契約について。②について委託業務契約について、アとしまして各種加盟団体との施設管理業務契約、イには委託業務契約について、ウには床清掃業務について記載しておりますので、お目通しをよろしくをお願いいたします。

(4)、その他の事務事業について。平成19年度B&Gスポーツ大会・北海道大会担当者研修会等(申請事業)を北海道B&G協議会の補助金100パーセントで実施をしているが、申請内訳の謝金について不適切な事務処理を行い、謝金の支払い7名中、市職員1名、体協職員3名の名前を使い謝金2万4,000円を受領し、研修会費用等及び門扉の修繕費に充てていたということがありました。

(5)としまして改善、検討事業は別紙となっております、別紙2枚にわたって記載していますので、お目通しをお願いいたします。

少し時間を短縮しましたがけれども、次、9番目、監査意見は飛ばさないで読ませていただきます。初めに、滝川市長の要求により滝川市の財政援助団体である財団法人滝川市体育協会の平成16年度以降5年間の補助金事業、委託事業、指定管理協定事業を主とした予算執行事務全般にわたり特別監査を実施した。また、監査を行うに当たり、今回の不祥事に対して体育協会と滝川市教育委員会が行った調査の資料提出を求め、調査内容の確認を含めた監査を行った。

なお、体育協会において、事業遂行のもととなる会計規程、処務規程、職員就業規則及び各委託業務契約、指定管理協定書に基づく法令、規則等の遵守や文書の保存管理責任が予算執行事務の上で欠如していたことが散見され、非常に残念に思い、初めに申し添えて、意見とします。

滝の川運動公園内には、滝川市と体育協会のスポーツ施設が混在し、運営管理についても各施設が独自で行っている状況から、行財政改革の一端として組織改革の見直しを含めた中で行政のスリム化と各施設の一体的な管理運営による団体の育成と自立化の促進及びスポーツ文化の振興、普及を目指して、過年にわたり体育協会に施設の運営管理を業務委託し、平成15年、地方自治法の改正に伴い、平成16年度より指定管理者制度を取り入れて、年間1億円以上の予算の執行と運営管理委託や人的支援、財政的支援を行い、行政のコスト削減と市民サービスの向上に努力されてきたと思われる。

今回の不祥事について、補助金等交付規則、指定管理協定書、業務委託契約書に基づく管理監督者としての自覚と責任は無論であるが、実情はスポーツ振興室と体育協会が同じ建物に同居した中で、市職員でもあり体育協会職員でもある業務従事者と派遣職員が主たる業務と管理監督の責務を負いながら、委託者と受託者のはざままで事業の運営が行われ、管理監督者としての確認と指導等の行為がおろそかになっていると思われる。また、再発防止に当たり、補助金等交付規則や管理協定、

委託契約書にうたわれている「関係書類等の提出を求め、または現地調査を行い、必要な措置を命ずることができる」とことと実情が乖離し、委託者としての責務が形骸化していると思われるので、現場の実態に沿った業務従事者と派遣職員の業務従事内容と職務権限の明確化を図り、委託者としての責務を全うできる部署に分けることが必要であると思う。

体育協会の理念である「広範囲な運動施設に対応できる総合的、多面的な業務の遂行能力の確保」を掲げて、スポーツ振興にかかわる専門職の育成に努力され、協会の自立化を進めていると見受けられるが、今回の監査の過程において明らかになった一つとして、法人のかなめである総務と経理部門の強化がなおざりになり、基本的な部分での管理能力と事務処理の知識が不足していることにより問題が生じやすい組織となっていると思われる。今後も市民の税金を財源としたスポーツの振興、普及に携わる組織としては、総合的な管理能力にすぐれた職員の確保が急務であるとともに、在籍するプロパー職員の研修等による規則等の遵守と事務処理能力の向上を図り、今日までに蓄積された市内各種スポーツ団体を統括し、競技力の向上に寄与した事業実績と施設管理に関するノウハウを生かして、公募、非公募にとらわれない競争の原理に対応可能な組織づくりに努力され、スポーツ行政のさらなる発展に寄与されることを期待する。

終わりに、会社登記簿謄本によると体育協会はいまだに財団法人のままであるが、平成20年12月1日施行の新公益法人制度によると、平成25年11月30日までに一般財団法人に移行認可を受けなければ、期限切れ解散となる。移行認可を受けるためには、公益認定等委員会、各都道府県にあります、に申請をし、認可を受けなければならない。公益認定等委員会では、旧主務官庁、この場合は北海道教育委員会に意見聴取し、認可するかを決定する。ここで問題なのは、今回の不祥事を北海道教育委員会はどうかとらえるかである。寄附行為という言葉はなくなり、定款を作成し、公益目的財産額、財産目録、貸借対照表、その他の財務書類及び公益目的支出計画を提出しなければならない。公益目的支出計画は、公益目的財産をどのように公益事業に使い果たすかを計画する。期限はないので、20年計画でもよいと言われている。ところが、支出の条件の中に地方公共団体への寄附というものがある。旧主務官庁がどう考えるかで、全額地方公共団体へ寄附しなさいという命令が下るかもしれない。一般財団法人移行への認可がおりても、次は公益財団法人の認定を受けなければならない。一般のままでもよいが、寄附を受けても寄附をした者に節税の恩典がないので、公益にしたほうがよいと思う。

このような事情の中で、どういうふうにも認可、認定を取得するかを今から考えておかなければならない。あと5年あるが、正しい会計をして2年間の必要財務諸表を整備し、一般財団法人格の認可を確実に取得するよう改善されたい。

以上で報告第8号の報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 1点だけ伺いたいと思います。定期監査報告の中で西高校の事務局の監査のことについてですが、以上の指摘事項については19年度に実施した定期監査に伴い提出された改善検討事項に対する処理状況報告書の内容とはほぼ同じ内容であるが、一向に事務の改善がされていないと

指摘をされています。19年度にこうした指摘をされた以降に、1年間でどうしてこのような改善が何もされていない結果が出たのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 監査報告に対する質疑……

○窪之内議員 監査がどういうふうにしたか……

○議長 質疑ですよ。

○窪之内議員 監査として聞いたかということ。監査に指摘できないのですよね。

○議長 そうです。監査委員。

○監査委員 平成19年度の定期監査については、改善検討事項についての書類を見ました。そのとき私はいませんでしたけれども、今回平成20年度の定期監査においても全く同じ内容でした。質疑は、なぜそれが改善されていなかったのかという……

(「ということを事務局に聞いたかということ」と言う声あり)

○監査委員 事務局に。

(「はい」と言う声あり)

○監査委員 西高の。

(「はい」と言う声あり)

○監査委員 聞きましたけれども、明快な答えは出てきませんでした。私は、イエローカード2枚ですとは言ったのですけれども、本当はイエローカード2枚なら退場なのですけれども。

(何事か言う声あり)

(「意見述べたらだめですよ」と言う声あり)

○議長 はい。

○窪之内議員 終わります。

○議長 ほかございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第6号、第7号及び第8号の3件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 国外で作成された歯科補てつ物等の取り扱いに関する要望意見書

意見書案第2号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書

○議長 長 日程第8、意見書案第1号 国外で作成された歯科補てつ物等の取り扱いに関する要望意見書、意見書案第2号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 国外で作成された歯科補てつ物等の取り扱いに関する要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣であります。

意見書案第2号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第3回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長から発言の申し出があ

りますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 議長から発言のお許しをいただきましたので、第3回定例市議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

17日間にわたりまして本定例会が招集されて、すべての議案について慎重な審議の中に認定あるいは可決をいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと存じます。しかし、業務従事制度に伴う不祥事ということについて、監査委員にお願いを申し上げていた監査結果の報告がありました。厳正に受けとめて対応しなくてはいけないというふうに改めて市民及び議会の皆さん方にはお約束を申し上げます。そのすべてが市の責に帰するというふうには思いませんけれども、しかし市職員が主導したということがきっかけになったという事実は、極めて重いというふうに思います。市民各位、議員、さらには信頼回復に懸命に頑張っている職員に対して申しわけなく思いますが、改めて襟を正さなくてはならない。適切、迅速な対応を図ってまいりたいというふうに思います。

政権交代が行われました。新しい形で改革が進んでいくと思います。最も重要なことは、この議会でも議論されましたように、いかに情報を迅速、的確に入手して、その対応を図っていくのかということがポイントになるというふうに思います。議員各位の情報力にも期待をさせていただきたいというふうに思います。

平成21年度も第3・四半期に入ったわけであります。平成21年度の事業執行を万全にするという一方、新年度の施策、特に概算要求が見直されるというふうな方針が出ておりますから、どういう方向になっていくのか、改めて情報入手とその対応に努力する必要があるというふうに思っております。この点においても、議員各位のお力添えをいただきたいというふうに思います。

最後ですが、第三セクターのことであります。今議会にもご報告をさせていただきましたけれども、企業であります第三セクター、この第三セクターについては企業でありますから、丸裸というわけにはまいりません。市長の調査権の範囲の中で答弁も限界があるということは、賢明な議員諸兄においてはご理解をいただいているというふうに思いますけれども、この点改めてご理解をいただきますようお願いを申し上げたいというふうに思いますのと同時に、第三セクターは総体として近年健全化が進んでおります。いろいろ課題は抱えています。しかし、健全化を目指して着々進んでいるという点について、ぜひとも評価すべきは評価をしていただきたいということも改めてお願いを申し上げたいと存じます。

議会の最終のお礼のあいさつとしてはいささか逸脱した部分もありますけれども、ひとつ今後ともよろしくご指導賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもってあいさつとさせていただきます。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 5時33分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員